

人間科学

第22巻 第2号
2005年 3月

論文

「行政立法の研究：1926-1999」

..... 佐藤 公俊 1

「地上デジタル放送の教育可能性」

..... 石川 勝博 11

「look/sound like 構文の意味論」

..... 井上 徹 25

研究ノート

「人間科学の制度論」

..... 長谷川幸一 35

「TOBにおける対象企業株主の売却株数の誤差」

..... 文堂 弘之 53

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする。そのほかのものについては紀要編集委員会が決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
 - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 記述は簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 欧文は手書きにせず、ワープロないしタイプライターを使う。
 - (7) 注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従うものとする。
 - (8) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (9) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
 - (11) 見出しは、1、2、(章に相当)、1-1、1-2、(節に相当)、(1)、(2)の順とする。
 - (12) 人名、数字表記、用語表記は、所属学会の慣行に従う。

行政立法の研究：1926-1999

佐藤 公俊

Satoh Kimitoshi

A Study of the Administrative Ordinance in Japan: 1926-1999

This article discusses the turning period when the Japanese government started widespread use of administrative ordinances with the purpose of examining the commonly accepted explanation that the administrative state system requires administrative ordinances to make the policy making process efficient and effective. As the Diet and legislative process is omitted in this, excessive use of administrative ordinances promulgated by the bureaucracy is considered to be problematic in terms of both legitimacy and transparency. The author analyzes the Japanese policymaking system that depends on administrative ordinances and, in particular focuses on the number of laws and administrative ordinances enacted from 1926 to 1999. The findings are that (1) the number of administrative ordinances began to increase around 1937, and (2) the policymaking system that now depends on administrative ordinances was originally formed not only to cope with the growing demand of public policy, but for the redistribution of social resources efficiently to realize the policy goals of government.

1. はじめに

行政立法とは、法律の委任を根拠に、行政府が法律の具体的な内容を定める立法の形式である。現代国家は原則的には国会中心主義を採りながらも、行政立法に大きく依存して政策形成を行っている⁽¹⁾ わが国においても、国会は憲法上「唯一の立法機関である」と規定されているが、実際には行政立法を広範に活用して政策形成を行なっていると指摘される⁽²⁾。わが国の法律を見ると、その内容は一般的な事項を定めるに止まっており、法律の具体的な規定を「政令の定めるところにより」あるいは「この法律の施行に関し必要な事項は、〇〇省令で定める」といった形で政省令に委任している場合が多いことがわかる。そのみならず、法律の基本的な部分の定めが政省令に委任されている場合すらある、との指摘もなされている⁽³⁾。このよう

な行政立法に依存した政策形成システムに対しては、以下の様な問題点を指摘することができる。

第一に、国民代表制の観点からの、行政立法それ自体の問題である。唯一の立法機関である国会を構成する議員は主権者たる国民により選挙で選ばれており、このことが立法府の正当性の所以である。それに対し、行政府は試験による資格で任用するシステムを採っており、選挙によって直接審判を下されることはない⁽⁴⁾。第二に、行政立法を国民が直接チェックすることができないという問題である。行政立法は行政内部において検討が行われ、情報がほとんど外に出ないまま制定されるため、その制定過程を国民が窺い知ることが難しくなっている。つまり、国民からすればブラック・ボックスの中のできごととなっている⁽⁵⁾。第三に、立法府の機能とはそもそも何であるのか、という問題である。立法の重要部分を行政府に委ねているとする

ならば、立法府はいかなる役割を担っているのか、立法府と行政府はどのような役割分担をしているのか、といったことが問われることとなる。

行政立法の持つ以上のような問題点を確認した上で、本稿では行政立法を考える一つの手がかりを得るために、「わが国はいつ頃から行政立法に大きく依存し始めたのか」、という点を明確にすることを目的とする。そのために、昭和期以降現代までの期間（1926年～1999年）における法令の件数の推移に焦点を当て、分析を進めて行くこととした。

2. 分析の視点

行政立法への依存が高まることについては、社会の複雑化により行政サービスに対する需要が増加し、また技術的に高度化な政策が求められるようになったため、立法がその様な状況に十分にかつ迅速に対応するために行政府の専門的能力が必要不可欠となった、といった説明が従来からなされて来た。いわば、「行政国家化現象」からの、行政立法への依存の高まりの説明である⁽⁶⁾。立法のための専門的能力について、行政府が立法府に対して優位であると考えるのはその任用の形態から考えても一般的に間違いないとは言えない。さらに、社会状況の変化に応じて弾力的に法律の内容を改定することが必要とされる場合、政策の具体的な内容をすべて法律で定めることは現実的ではない、ということも事実である⁽⁷⁾。日々変化する社会経済環境を考えた場合に、立法府における審議の過程をすべて経由しなくてはならないのであれば、政府は政策目的を達成できなくなってしまうとも考えられる⁽⁸⁾。したがって、行政国家化現象から行政立法への依存の高まりを説明することは、現実の政策過程が直面する制約から考えても理に適ったことといえる。

しかしながら、行政国家化現象による説明は一般の妥当性を有してはいても、わが国における行政立法への依存の高まりを説明するためにそれだけで十分とはいえないと考えられる。なぜならばこの問題は、社会経済環境の変化への対応から説明することもできるが、同時にそれ以外の要因からも説明し得るからであ

る。例えば、社会経済環境に大きな変化が見られない状況で、行政府がある政策目的を達成するために社会経済のコントロールを従前よりも大規模に行い資源配分の効率化を図ろうとした場合にも、行政立法の増加が起こる可能性がある。つまり、社会の高度化したことによって自然に立法需要が高まりそれに対応するために行政立法が増大するという側面だけではなく、需要を行政府が自ら作り出し、行政立法によってそれに対応するという可能性もあり得るのである。このことは、護送船団方式の金融行政や産業政策における行政指導などの行政府による強い統制がわが国の政策スタイルの特徴であり、それが高度経済成長を支えたという見解からも推測し得ることである⁽⁹⁾。このように、行政立法への委任の高まりを実質的な「官僚支配」の強化と結び付けて説明することも可能である⁽¹⁰⁾。

このような見解は、わが国の行政立法への依存の高まりを説明する一つの有力な仮説と考えられるが、しかしながらこれまで十分には検討されて来なかった⁽¹¹⁾。したがって、本稿では「わが国はいつ頃から行政立法に大きく依存し始めたのか」、という点を明確にするに際して、行政国家化現象により行政立法が必要とされた、といった見解を再検討するという立場から、新たな知見を得ることを目標とする。

3. 制度、制度変化

本稿の分析期間は戦前と戦後にまたがるものである。この間に憲法の基本的原理は変更され、立法府と行政府の関係ならびに行政立法の位置付けも変化した。ここではその変化について概観する。

3.1 明治憲法下

3.1.1 立法府と行政府

わが国は明治憲法のもと近代法治国家の例にならない、国民の権利義務に関する事項は原則として、法律の形式を持って定めることとなっていた⁽¹²⁾。ただし、立法権は議会ではなく、主権者たる天皇に属していた。明治憲法第37条は、「凡て法律ハ帝国議会ノ協賛ヲ経

ルヲ要ス」と定めており、議会は天皇の協賛機関と位置付けられていた。また、帝国議会は貴族院と衆議院により構成されていたが、貴族院さらには枢密院の存在が衆議院の比重を軽くしていた。衆議院はその成立当初から反政府勢力が結集していたという歴史的経緯もあって、貴族院、枢密院は衆議院を牽制するという役割を担っていた。特に重要事項については、枢密院において決定され、議会の決定はさほど重要性を持たなかったと指摘される⁽¹³⁾。また、貴族院と衆議院の権限関係は予算の先議権を除いて対等であり、国民の代表である衆議院の議決はしばしば貴族院の反対により否決された⁽¹⁴⁾。

明治憲法には行政権を行使する内閣についての定めは無く、第55条第1項で「国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」と定められていたのみであった。議院内閣制は採用されておらず、内閣制度の運用は内閣官制(明治22年勅令第135号)に依っていた。さらに、官僚は天皇の官吏と位置付けられていた。

以上、立法に関して議会の権限が制限されていたこと、議院内閣制が採用されていなかったこと、官僚が主権者たる天皇に直結した(代理委任された)存在であったこと、立法府は制度的には行政府をコントロールすることができなかったことから、明治憲法下においては行政府が相対的に優位に立っていたと考えることができる⁽¹⁵⁾。

3.1.2 行政立法

次に、行政立法の制度的な根拠を確認する⁽¹⁶⁾。明治憲法下では法律の委任がある場合に認められる委任命令と、法律の規定を実行するための執行命令が認められていた。ただし、法律の委任についても、現在の制度における委任と比較すればはるかに「包括的、白紙委任的」な性格が強かったと指摘される⁽¹⁷⁾。それに加えて、第8条において、「天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ厄災ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ハルヘキ勅令ヲ発ス」という緊急勅令が、さらに第9条において「天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス」という独立命

令が規定されていた。これら勅令は、議会の閉会期間に政府が独立に立法を行う手段であり、勅令を発した後議会による承認が必要であり承認がない場合には効力を失うなどの制約はあったが、議会における審議の過程を省略することが可能な立法手段であった⁽¹⁸⁾。

3.2 日本国憲法下

3.2.1 立法府と行政府

1947年に施行された日本国憲法において、主権者は国民となった。また、枢密院は廃止され、憲法第41条で国会は「国権の最高機関であり、唯一の立法機関である」と明記された。また、日本国憲法では議院内閣制が採用されたため、国会における多数党(原則的には衆議院における多数党)が内閣を組織することとなった。

さらに憲法第65条において、「行政権は内閣に属する」と定められた。日本国憲法下においては、国民により選挙された議員で構成される立法府から選ばれる内閣に、行政権が属することとなった。つまり、行政府と立法府が制度的に融合していなかった明治憲法下と異なり、国民の信託を直接受けることがない行政府に対して、立法府がコントロールすることを制度上保証することとなった。

3.2.2 行政立法

次に行政立法について確認する。日本国憲法下においては、憲法第41条の規定により、戦前の勅令の様な法律から独立した立法は否定されることとなった。ただし、第73条6号において「この憲法および法律の規定を実施するために、政令を制定すること」を内閣の権限としており、これは行政立法を予定しているとされている⁽¹⁹⁾。つまり、戦前の勅令の様な法律から独立した行政立法は否定されるが、法律の委任がある場合に認められる委任命令と、法律の規定を実行するための執行命令まで否定されるものではない、という解釈がなされており、これが行政立法の根拠となっている。しかしながら、この条文は政令についてのみ規定したものであるし、明確な行政立法の根拠とはいえないとも考えられるとの指摘もある⁽²⁰⁾。

3.3 小括

前節までで概観した制度と制度変化から、次の点が指摘できるだろう。第一に、立法過程において、戦前は行政府がその影響力を広く行使することができるシステムとなっており、戦後は立法府が主導することが可能となるシステムとなった、つまり国会中心主義が基本原則として採用され、戦前と比較して行政府の相対的な意味での権限が弱められた。また、戦前は制度的には立法府が行政府をコントロールすることが困難であったが、戦後は立法府が行政府をコントロールすることが制度化された。第二に、行政立法に関しては、戦前においても委任命令は法律の委任が必要であったが、しかしながらそれは包括的・白紙委任的な性格が強く行政府の裁量の余地が非常に大きかった。さらに、天皇に与えられていた勅令制定権によって、行政府は大きな影響力を行使し得た。それに対して、戦後は法律の委任がない独立した立法ができなくなったことで、戦前のような白紙委任的な行政立法はできなくなった。第三に、行政立法に関して現行憲法上の定めは政令に関しては明確に存在するが、その他命令に関しては必ずしも明確ではない。

明治憲法下における、行政府の立法府からの独立性と優位性、更には包括的な行政立法の制定権といった制度的条件は、行政府が統制を強めようとした場合にそれをコントロールすることが難しい状態を作り出したと考えられる。一方、日本国憲法下においても立法府が行政府をコントロールすることが制度的に可能となったとはいえ、行政立法に関する規定は必ずしも明確ではないことから、そのあいまいさによって限界が確定しないままに行政立法が用いられるという状況を生み出した可能性が指摘できる⁽²¹⁾。いずれにせよ、制度的な変更をはさんでも、行政立法に対して明確なコントロールがなされるような制度は用意されていないと考えられる。

4. 行政立法の動向の分析

4.1 方法

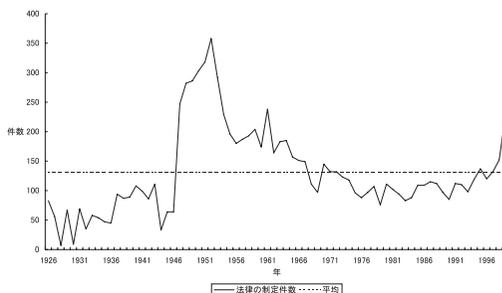
はじめに、法令の数量化の意味を確認しておく。政府が政策を行うに際しては、原則として法律に基づいて行われる。したがって、法律の制定件数は立法府の活動量を示す指標の一つと考えられる。また、政策を形成する際に行政立法を活用しているのであれば、その件数は行政府の活動量の指標となりうる⁽²²⁾⁽²³⁾。このことから、法令の件数の数量化は、立法府と行政府がそれぞれ公共政策の形成に際して、どの程度の活動をしているか、ないしどの程度の影響力を保持しているかを知る手がかりとなる。したがって、法律と行政立法の件数の推移によりその程度と変化を分析することによって、「わが国はいつ頃から大きく行政立法に依存し始めたのか」という問題に接近することが可能となる。その様な観点から、法律と行政立法の動向と変化について戦前戦後を通じた時系列的分析を進めて行く。

4.2 法令の件数の推移⁽²⁴⁾—全体の動向—

4.2.1 法律の制定件数

はじめに、法律の制定件数の推移を確認する⁽²⁵⁾。図1から理解できることは、立法数は長期的に見れば1937年以降増加している、さらに戦後になって著しく増加しており、特に1947年の日本国憲法施行以降大幅に増加しこの傾向が1960年代まで継続している、ということである。全期間の法律の年平均制定件数は

図1 法律の件数



130.7件であるが、1947年から1967年までは連続してこの数字を上回っている。1926年から1945年の年平均法律制定件数は65.0件、日本国憲法下においては年平均155.0件となっており、年平均を考慮しても戦後の法律の制定件数は2.4倍程度にまで増加していることがわかる。当然のことながら、戦前と戦後では求められる政策の量が異なるはずであり、戦後の方がその要求が多いと考えられるため、この数字を単純に比較することはできない。特に、GHQによる占領期において、法律の制定件数は著しく増加しているが、これはGHQによる戦後の民主化改革に際し、多くの法律が必要とされたためである。例えば、戦前は行政組織などの定めは天皇の官制大権、任官大権の事項であったため勅令の形式で定められており、また警察や教育に関する事項は勅令や省令で定められていたため、戦後新たにこれらを法律で定めなくてはならなくなった⁽²⁶⁾。これは制度変化による法律の需要の増大である。また、1970年代以降はその件数に大きな変化は見られず、90年代に入って増加傾向にある。

4.2.2 勅令・政省令の件数

次に、勅令・政省令の件数の変化について確認する⁽²⁷⁾。図2は勅令・政省令の件数の推移を示したものである。これによると、1937年を境にその件数が急増していること、1937年から1953年のところに、ひとつの大きな山があること、それ以降も1936年以前と比較して高い水準を保っていることがわかる。1926年から1936年までは年平均679件の件数であり、1937年から1953年の期間は、全分析期間の平均1150件を連続して上回っている。これは日中戦争が始まってから連合国軍による占領の時期に相当する。ここで、戦後否

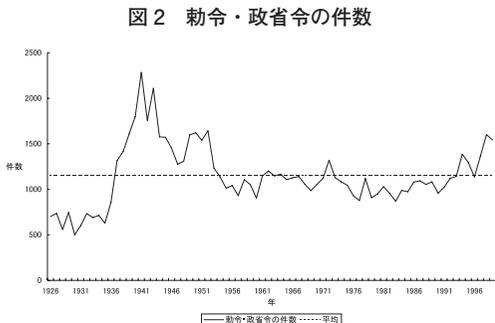


図2 勅令・政省令の件数

定されることとなった法律から独立した命令すなわち勅令の影響を除いた件数の推移を検討する⁽²⁸⁾。図3は図2から勅令の件数を除いたものである。これによると、1936年以前は400件以下だった件数がそれ以降急増し、占領期のピークを越えてもそれ以降一貫して

図3 政省令の件数

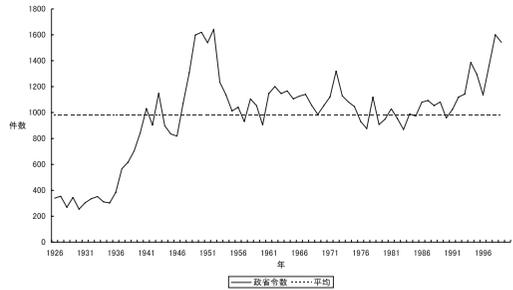
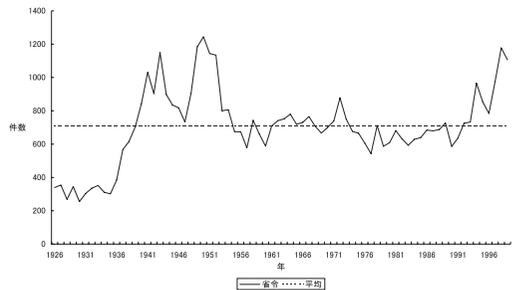


図4 省令の件数



高い水準を保っていることが確認できる。図4は図3から政令の件数を減じたものであるが、これも図3と同じ傾向が見て取れる。また、法律の場合と同様に1990年代に入って増加傾向を見せている。

これらのことから、戦前の1937年前後をきっかけとして勅令・政省令が広範に用いられ始め、それが戦後一貫して高水準であることが理解できる。

4.2.3 小括

本節の分析によって、次のことが確認された。第一に、すべての法令について急激に増加している時期が存在することである。法律で言えば、第二次世界大戦後の時期に最も大きな伸びを示していたことが確認された。また、勅令・省令は1937年前後の時期にそのような傾向が確認された。第二に、法律の制定件数は戦後になってから大幅な伸びを示しその後は安定傾向

にあるのに対して、政省令は戦後一貫して高い水準を示していることが確認された。以上のことから、「わが国はいつ頃から行政立法に大きく依存し始めたのか」という問に対して一つの答え—1937年前後—を導くことができたと考える。

しかしながら、法律の増加のピークが戦後にあり、その期間を除けば法律の件数は安定傾向にあるのに対し、行政立法の件数の増加については1937年前後にピークがあり、さらに戦後も一貫して高水準にある、という点については更に検討の余地がある。したがって、次節では、はじめに提出した行政国家化現象からの説明の再検討をするという分析の視点から、特に戦前期（1926～1945年）に焦点を当て、更にこの問題を詳しく考察したい⁽²⁹⁾。

4.3 戦前期の動向（1926～1945年）

4.3.1 法律の制定件数

はじめに、法律の制定件数を確認する。図5から、法律の制定件数は年によって大きなばらつきがあるが、平均的には1937を境に若干伸びていることがわかる。表1によると、1926年から1936年までの年平均の法律制定件数は48.1件であるのに対し、1937年から1945年は年平均85.6件であり、1937年以降の法律の年平均制定数はそれ以前の1.77倍となっている。

図5 法律の件数（1926～1945年）

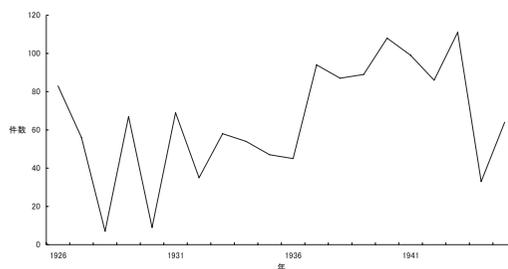


表1 法律の件数（1926～1945年）

期間	法律の制定件数（平均）
1926年～1945年	65.0
1926年～1936年	48.1
1937年～1945年	85.6

*小数点第2位以下切捨て

これは、1928年、1930年のように件数が著しく少ない年の影響を受けた数字ではあるが、その影響を除いても57.1件であり、やはり1936年以降の伸びは大きい。

4.3.2 勅令・省令の件数

次に、勅令と政令の件数を見てみる。図6によると、勅令と省令の件数は1936年以前はどちらもほぼ400件以下で推移していたが、1936年を境に飛躍的に伸び、1941年にはどちらも1000件を越えている。勅令は1936年以前が年平均356.4件であるのに対し、1937

図6 勅令、省令の件数（1926～1945年）

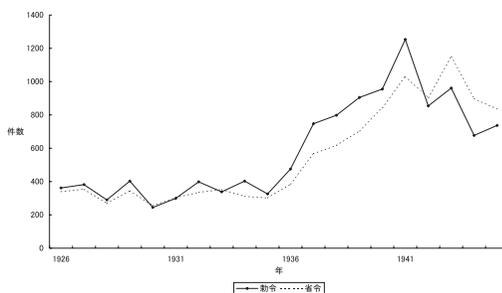


表2 勅令、省令の件数（1926～1945年）

期間	勅令の件数（平均）	省令の件数（平均）
1926年～1945年	590.4	554.9
1926年～1936年	356.4	322.8
1937年～1945年	876.3	838.5

*小数点第2位以下切捨て

年以降は年平均876.3件となっている。また、省令の件数については、1926年から1936年以前は年平均322.8件であったのが、それ以降は年平均838.5件となっている。1937年以降の法律の年平均制定数はそれ以前の1.77倍であるのに対し、勅令は2.45倍、省令は2.59倍となっている。

いわゆる「1940年体制論」とは、戦時体制下における行政府による経済統制が戦後も継続し、それが官主導の高度経済成長の基礎となったという議論である⁽³⁰⁾。1937年9月に盧溝橋事件が勃発し日中戦争が始まり、そのころから「総力戦」を戦い抜くために軍部・官僚を中心として統制が強まっていった。さらに、1937年には企画院が発足し、1938年には国家総動員法が

制定された。本節の分析により、勅令、省令が急増したのはちょうどこの時期に相当することがわかる。この結果から、勅令、省令を活用して日中戦争以降の戦時体制、総力戦体制を整えて行った、すなわち国家目的のために資源配分を効率的に行なう必要性から通常の立法ではなく行政立法を広範に活用し始めた、ということが推測できる。

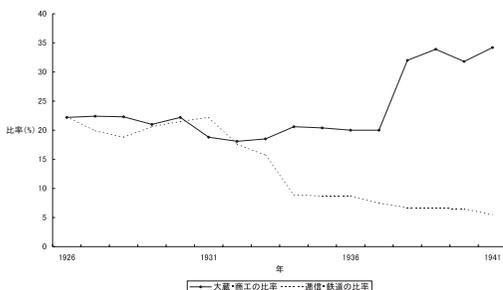
4.3.3 政府の役割の変化

「1940年体制」論においては、戦時体制下に政府による経済統制が強まったとの主張がなされている。これは、行政内部における経済財政政策担当部局の比重の高まりを予想させる。これはいわば政府の役割の変質といえることができるであろう。この点を確認するために、この時代における各官庁の比重の変化を見てみよう。

政府の重要な役割として産業政策、財政政策、金融行政といった経済財政政策があるが、これらの役割を担っていた大蔵省と商工省を取り上げる。さらに、当時における政府の重要な役割として考えられる郵便、情報通信、鉄道といった現業部門を担っていた官庁として、通信省と鉄道省を考える。その上で、これらの官庁の政府内部での比重の変化について比較検討を試みた⁽³¹⁾。

まず、1930年から1941年までの一般会計歳出に占める、大蔵省・商工省および通信省・鉄道省所管の一般会計歳出決算の比率を比較する⁽³²⁾。図7によると、1925年から1932年までをみると両部門ともに20%前後の予算が配分されており、ほとんど変化がみられない。また、両部門の比率もあまり変わらない。それが、

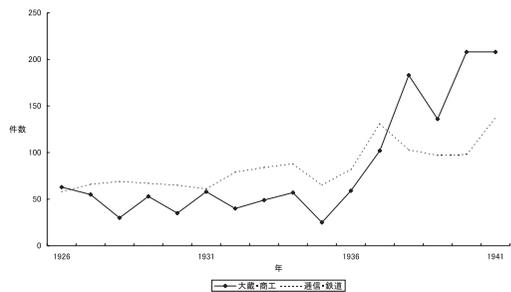
図7 予算配分の比率 (大蔵・商工、通信・鉄道)



1933年を境に変化し、通信省と鉄道省の比率は縮小し続け、10%以下に減少して行くのに対し、大蔵省・商工省は20%前後の推移を続け、1938年を境に増加の傾向を見せていることがわかる。このように一般会計歳出に占める各官庁の一般会計歳出決算の比率の変化から、現業部門と経済政策・経済統制担当部門の比重が変化し、経済政策・経済統制を担当する大蔵省・商工省のウェイトが戦時体制下において高まったことが理解できる。

さらに、図8により各省庁から出された省令の件数の推移を検討する。この表から、大蔵省・商工省と通信省・鉄道省双方とも、1937年前後を境に大きく増加していることが見て取れる。しかしながら、1925

図8 省令の件数 (大蔵・商工、通信・鉄道)



年から1937年までは通信省・鉄道省の方がより多く省令を出していたのに対し、戦時体制になるとは大蔵・商工両省の省令の件数の方が多くなっており、逆転していることがわかる。単純な件数の増加という意味では戦時体制下において、各省共に省令を大規模に活用していることが確認できるが、その伸びは大蔵省・商工省の方が大きくなっている。

以上の結果から、通信省と鉄道省は、あくまで相対的な意味で、1933年代以降比重が低下したことがわかる。また、大蔵省・商工省の比重が相対的に上昇してゆき、1937年の戦時体制以降その比重が顕著に高まったことが財政面からも省令の件数からも明らかである。

4.3.4 小括

以上の分析から、次のことが理解できる。1937年を境に行政立法の件数が急増した。その増加率は法律

の増加率を上回るものである。この時期に政府の役割そのものが変化を見せ、特に戦時体制以降、経済政策・経済統制を担当する大蔵省・商工省の比重が通信省・鉄道省と比較して相対的に高まった。このことにより、戦時体制を整えるための統制、特に経済統制の手段として、行政立法が用いられた可能性が考えられる。

このことは、行政国家化現象から行政立法の拡大を説明する一般的な説明とは異なる理由があることを示唆する。すなわち、社会が複雑化するに連れて行政が関わらなくてはならなくなる範囲が広がり、その結果として行政立法を広く活用するようになったということに加えて、政府が国家目的のために資源配分を効率的に行う必要性から、行政立法を広範に活用している可能性が指摘できるのである。

5. おわりに

本稿は行政立法について、具体的な法令の件数の推移から考察したが、以下のことが明らかになったと考える。

憲法が変更されることにより制度変化が起こったが、法令の件数から分析した限りにおいては、行政立法はから戦前からこんにちに至るまで変わることなく広く活用されており、公共政策の形成に際しての行政立法への依存が理解できる。また、行政立法の活用は1937年の戦時体制以降急増しており、特に省令に関しては現在も数字の上ではそのトレンド上にあるということがわかる。さらに、法律の推移と行政立法の推移の違い及び戦前期の分析から次のことが確認できた。1937年を境に法律を上回る行政立法の件数の増加が見られた。同時に、経済政策・経済統制を担当する大蔵省・商工省の比重が現業部門と比較して高まった。このことから戦時体制を整えるための統制、特に経済統制の手段として、行政立法が用いられたと推測できる。

本稿の目的は行政立法を分析するための一つの手がかりを得るために、「わが国はいつ頃から行政立法に大きく依存し始めたのか」、という点を明確にすることであり、行政国家化現象により行政立法が必要と

されたといった従来の説明を再検討するという視点から、新たな知見を得ることを目標とした。「省令の動向を見る限り1937年前後から行政立法に大きく依存し始めた」、「従来の行政国家化現象による説明の妥当性は否定されるものではないが、政府として国家目的のために資源配分を効率的に行う必要性から、機動性と柔軟性の観点から通常の議会（国会）を経由した立法ではなく行政立法を広範に活用し始め、そのシステムが現在も存続している可能性がある」というのが本稿の結論となる。

ただし、本稿の分析は法令の全体的な件数から新たな知見を得ることを目的としているため、実際の政策過程の中で行政立法が果たしている具体的な機能や法令の質的側面については踏み込んでおらず、結論の説明力にも限界がある。したがって、本稿の結論は行政立法を体系的に分析して行くための一つの手がかりとなるものであり、今後さらなる分析が必要となる。

⁽¹⁾ 国の行政機関の制定する命令については、具体的には次のものが挙げられる。(1) 政令：合議体としての内閣が発する命令（憲法73条6号、74条、7条1号、内閣法1条、国家行政組織法1条）、(2) 総理府令・省令：各大臣が、その主任の行政事務について、法律もしくは政令を施行するため、または法律もしくは政令の特別の委任に基づいて発する命令（国家行政組織法第2条1項）、ただし、2001年1月6日に内閣府が設置されたため、総理府令が廃止され、内閣府令（内閣府設置法7条3項）となった、(3) 外局規則：各外局長が、別に法律の定めるところにより発する命令（内閣府設置法58条4項、国家行政組織法第3条）、(4) 独立機関の規則：会計検査院、人事院等国家行政組織法の適用を受けない独立機関が、それぞれその機関に属する事項について発する命令（会計検査院法38条、国家公務員法6条1項）。次の文献を参照。田中二郎『行政法総論』有斐閣、1957年、365-366頁、塩野宏『行政法：行政法総論〔第3版〕』有斐閣、2003年、82頁。

⁽²⁾ 川崎政司は、現行法令の件数は法律が約1600件、政令が約1900件、府省令が約2700件であり、政省令の件数が法律の件数を大幅に上回っていることを

指摘している。川崎政司「立法の現状と現代立法の特質 (5)」『国会月報』、1996年5月、51頁。

⁽³⁾川崎・前掲論文、50頁。

⁽⁴⁾前田英昭は、立法府が他の機関に立法府の権能に属する事項の決定を委任することについて、「委任立法の増加は、国民の権利義務の変更に關しては国民の同意を要するという議會制民主主義の基本的な精神から遠のくことであり、ひいては「法の支配」を危殆に瀕せしめることになる」と批判している。前田英昭「国会は委任立法を強力に統制せよ」『改革者』、2002年6月号、30頁。

⁽⁵⁾脇山俊『官僚が書いた官僚改革』産能大学出版部、1994年、96-105頁。

⁽⁶⁾例えば、田中二郎『要説 行政法 [新版]』弘文堂、1972年、184-185頁、塩野・前掲書、83-84頁などを参照。

⁽⁷⁾田中『行政法総論』、136頁。

⁽⁸⁾国会は常時活動状態にあるわけではないので、意思決定にある程度の時間を要し、緊急事態に対応する能力はほとんど持ち合わせていないという指摘がある。川崎・前掲論文、52頁。

⁽⁹⁾次の文献を参照。Chalmers Johnson, *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Stanford University Press, 1982. (矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ、1982年)、野口悠紀雄『1940年体制—さらば「戦時体制」—』東洋経済新報社、1995年、榎原英資・野口悠紀雄「大蔵省・日銀王朝の分析—総力戦経済体制の終焉—」『中央公論』1977年8月号、96-150頁。

⁽¹⁰⁾Pempelは、政省令の件数と、内閣提出法案(閣法)に占める政省令の比率(政省令率)の動向を分析し、政省令への依存の長期的な高まりから、わが国の政策形成システムを官僚支配的であると主張する。T. J. Pempel, "The Bureaucratization of Policymaking in Postwar Japan", *American Journal of Political Science*, 18, pp. 647-664. ただし、このPempelの主張は、戦後から1970年代前半までの期間を取り扱った分析に基づくものである。

⁽¹¹⁾行政立法を官僚支配の証拠だとする見解には有力な反論がある。例えば増山は、Pempelと同じ手法を

用いて戦後から2001年までのデータを分析し、戦後全体を見れば政省令数の一貫した増加傾向は見られず、したがってPempelの主張が成立することは困難であり、行政立法が官僚支配を証明するものとはならないと主張している。詳しくは次の文献を参照。増山幹高「立法過程における国会再考」『成蹊法学』第50号、1999年、278-304頁、『議會制度と日本政治—議事運営の計量政治学』木鐸社、2003年、31-48頁。

⁽¹²⁾田中二郎「法律と命令—行政法の法源として—」田中二郎・原龍之介・柳瀬良幹『行政法講座』第一巻、有斐閣、1956年、239頁。

⁽¹³⁾岩井奉信『立法過程』東京大学出版会、1988年、43-45頁。

⁽¹⁴⁾川人貞史『日本の政党政治1890-1937: 議會分析と選挙の数量分析』東京大学出版会、1992年、14頁。

⁽¹⁵⁾戦前においても政党が影響力を持ち出すに当たって、大正デモクラシー期には「憲政の常道」たる政党政治が実現していたという事実がある。衆議院に基盤をおく政党政治は、憲法の予定していないことではあったが、この時期には政友会と憲政会という二大政党による政権交代を繰り返しながら、内閣を組織していた。このことについて、議院内閣制をとらない明治憲法下においては、議院と内閣が分断されかつ内閣に権限が集中していたために、政党は衆議院における数を基盤とし官僚を取り込みながら勢力を拡大して内閣を獲得することを目的としたという指摘がある。岩井・前掲書、46頁。議会に基盤を置く政党が内閣を獲得するような状況下においては、制度の拘束を受けながらも立法府と行政府の影響力関係は実質的に何らかの変化をみせていたと考えられる。

⁽¹⁶⁾以下の説明に関しては次の文献を参照。田中「法律と命令」、239-240頁、244-245頁。

⁽¹⁷⁾原田一明『議會制度』信山社、1997年、37-38頁。

⁽¹⁸⁾明治憲法下では議會中心主義を取っておらず、議會は天皇の協賛機関に過ぎなかったということは、勅令によって帝國議會が相当の拘束を受けていたことから理解することができる。帝國議會は年一回召集されることになっていたが、会期延長や臨時会の

招集は勅令によってのみ認められるものであった。さらに、勅令による停会も認められていた。このことは、議会の自律性が制度的に制限されていたということを意味する。

⁽¹⁹⁾ 田中「法律と命令」、243頁、253-254頁。

⁽²⁰⁾ 塩野宏は委任立法について、「わが国においては、憲法上の根拠は必ずしも明確ではないが、一般的には、憲法第73条6号が委任立法の存在を予定しているといわれている」としている。塩野・前掲書、83-84頁。

⁽²¹⁾ こんなに複雑化した社会では、行政立法に依存しなければ政府の運営がままならず、今後とも行政立法の重要性が増すという可能性もある。そうであるならば、なおのこと、その裁量権の範囲を限定することの重要性も大きいであろう。この点に関しては、次の文献を参照。西村康雄「行政裁量の内在的統制」日本行政学会編『日本の行政裁量—構造と機能—』ぎょうせい、1984年、93-95頁、原田・前掲書、95-100頁。

⁽²²⁾ この様な考え方に基づいた法令の定量化による分析は、Pempel、Beymeなどによって行われている。Pempel, *op. cit.* Klaus von Beyme, "The Role of the State and the Growth of Government," *International Political Science Review*, vol. 6, no. 1, 1985, pp. 11-34. Beymeは、19世紀以降の先進諸国における政府機関の拡大について、予算、公務員数などさまざまな指標を用いて比較分析を行っている。その際に政府の大きさを示す指標として、制定された法律の数の推移を取り上げている。

⁽²³⁾ S. ザワツキーは、今世紀に入っの福祉国家化、すなわち国家の役割の拡大に伴う立法の著しい増大について、「立法のインフレーション」という用語を用いて表現している。この報告は「インフレーション」という用語からも明らかなように、立法数の増大に伴って法規範の質的低下がもたらされた、という点を問題にしている。S. ザワツキー(内藤光博訳)「立法のインフレーションと規範の発展」『専修法学論集』第49号、1989年、115-136頁。

⁽²⁴⁾ 法令に関しては、各年の法令全書をみればその概数を知ることができる。本稿は次の資料を用いてその

概数を調べた。大蔵省印刷局編『法令全書』(大正15年-平成11年)。ただし、昭和18年9号までは内閣印刷局、昭和18年10号から昭和24年5号までは印刷局、昭和24年6号から昭和27年7号までは印刷局、昭和27年8号以降は大蔵省印刷局が発行している。

⁽²⁵⁾ 法令全書では暦年ごとにそれぞれの法令に番号が振ってある。論文中ではこの番号に基づいて件数を数えており、したがって暦年を用いている。

⁽²⁶⁾ 田中「法律と命令」、245頁。

⁽²⁷⁾ 第4章では省令という場合、閣令、総理府令、総理府令、省令を含むこととする。

⁽²⁸⁾ 勅令と閣令は、1947年以降廃止されている。これらについては、明治憲法下において発せられたものであっても委任命令または執行命令の性質を有し、日本国憲法下においても命令で規定し得る事項に関するものは効力を有する。その際勅令は政令、閣令は総理府令と読み替えるということが定められている。田中「法律と命令」、254-255頁参照。ただし、勅令と政令とはその機能面から考えて同一のカテゴリとして扱えるかについては疑問がある。したがって、ここでは政省令数と省令数の双方によって分析を行っている。

⁽²⁹⁾ 同様の趣旨の分析は、すでに次の論文で行われている。佐藤公俊「戦時体制下における政府の拡大過程—いわゆる「1940年体制」の数量的分析—」『法政論叢』第37巻第2号、180-187頁。本稿の分析はその不足を補うものである。

⁽³⁰⁾ 野口・前掲書。

⁽³¹⁾ 一般会計歳出のデータに関しては次の資料を参照した。総理府統計局『第1回日本統計年鑑』日本統計協会・毎日出版社、1949年、同『第2回日本統計年鑑』1950年。

⁽³²⁾ 1942年以降は日本が連合国と全面的に戦争をした時期であり、この間はデータの不備等の問題があるので、ここでは1941年までを扱っている。

地上デジタル放送の教育可能性

石川 勝博
ISHIKAWA, Masahiro

The Educational Effects of Digital Terrestrial Television Broadcasting

This paper examines the relationship between digital terrestrial television and its educational effects. Digital terrestrial broadcasting alters the very essence of television in three ways: 1) High definition and high sound quality, 2) multiple channels, and 3) multiple services (electronic program guides, data services, interactive communication, etc.) . It is assumed that these three characteristics promote learning in the affective domain, information literacy (that is, the ability to use information practically) , and active learning attitudes. However, this perspective is both technological determinism and overly optimistic. The permeation of digital terrestrial television will not automatically mean the promotion of educational effects. This paper concludes that further research on the factors that facilitate audience activity by digital terrestrial television viewing and enrichment of television programs are necessary.

はじめに

2003年12月1日の地上デジタル放送スタートを期に、テレビは従来の「見る」ものから、「使う」ものへと変容しようとしている。しかしながら、現在のところ地上デジタル放送の利点が十分に認識されているとは言いがたい。例えば、二瓶と鈴木（2004）は、2004年2月に全国の男女1396名を対象に実施された、地上デジタル放送の魅力に関する面接調査の結果を紹介している。ここでは、魅力を感じる機能として、高画質27%、高音質38%、番組非連動型データ放送32%、番組連動型データ放送14%、双方向接続機能14%、EPG（電子番組表）11%、多チャンネル化14%、携帯端末視聴14%という数字が示されている。彼らはこの結果について、地上デジタル放送の機能が、まだ具体的にイメージできていないため、魅力があるとも無いとも言えない状況にあるのではないかと解釈している。そこで本稿では、地上デジタル放送の魅力

を確認するために、その可能性を検討することにしたい。

茨城県では、2004年10月から全国に先駆けて県域デジタル放送がはじまった。2003年12月1日放送の「いよいよ始まる！ デジタルテレビ新時代」によれば、「茨城県域デジタル放送」では、県内の特産品やイベント情報を県民が伝える視聴者参加型番組、データ放送によって「偕楽園」の梅の開花状況（桜前線ならぬ梅前線）を伝える番組、オリジナル・キャラクター「美都ちゃん」による双方向型の番組「デジタル茨城弁講座」などの放送が予定されている。これらの番組の効果として、視聴者が地域の特産品や文化財、方言への理解を深めることが考えられる。これは、広義には教育的効果と捉えられる。従来の放送とは異なる特色を持つ地上デジタル放送には、教育的効果が大きいに期待されるであろう。

これまでも新たなメディアが開発されると、しばしばその教育可能性が議論されてきた。例えば、ラジオが登場した当初は、メッセージを同時に大量に送るこ

とができる特性から、大衆への教育的効果が期待された。また、マルチメディア（90年代初頭は、ハイパーメディアと呼ばれる）が開発されると、従来のCAIによる直線的プログラムに代わって、融合性、相互交渉性、無構造化、拡張性を持つ学習教材が作成可能となり、個性化学習の促進や発散的思考の道具となる可能性が指摘された（中野, 1991）。

視聴覚教育や教育工学では、「メディアには固有の教育特性はない」とするのが一般的である。メディアの教育的効果は、その機器の性能や属性だけではなく、メッセージ材料や技法の性質、属性にもよるからである（中野, 1981）。さらには、対象とする学習者の特性によっても、教育的効果は異なる。すなわち、教育的効果は、学習者の特性や教材の内容やその送信技法の相互作用によって規定される。これが、「特性・処遇・課題相互作用（TTTI）」と呼ばれる考え方であり、「メディアの選択は、授業目標からはじめ、メディアからはじめるべきではない」と集約できる。

したがって、地上デジタル放送のメディアとしての特色から教育的効果を検討するのは間違いである。しかしながら、新たなメディア技術が生まれると、新たな教育可能性が見いだされるのもまた確かである。実際、視聴覚教育や教育工学では、プログラム学習教材にはじまり、CAI、マルチメディアを使った学習に関する研究が進められ、そのメディアとしての特色に基づく教育的効果も実証されている。

地上デジタル放送の教育的効果は、視聴覚教育、教育工学のみならず、マス・コミュニケーション研究の視点からも検討すべきである。従来のマス・メディアの教育的効果については、既に阿久津（1972）や大村（1976）が論じている。これらの研究では、一方向性、同期性、大衆性といった特色をもつ従来のマス・メディア（特にテレビ）の教育的効果が検討されているが、近年のメディア状況からするとそぐわない点も見られる。

そこで本稿は、地上デジタル放送の主な特色である、1）高画質・高音質の映像メッセージ、2）多チャンネル化、3）多機能化（EPGサービス機能、データ放送機能、双方向接続機能）がもたらす教育的効果の可能性を示すことを目的とする。

1. 高画質・高音質の映像メッセージによる教育可能性

デジタル放送では、受信機画面の走査線が従来の525本から1125本へと増え、ハイビジョン並みに鮮明で、かつCD並みに高音質の放送が可能となる。

映像メッセージに対しては、「メッセージが鮮烈であるほど、具体的で感情に訴えるので、より説得の効果は高まり、記憶されやすい」との認識がある（Neuman, 1991）。高画質・高音質な映像は感情に訴えるので、効果が高いとも言い換えられる。また、一般的には、臨場感溢れるシーンを視聴することで、心が揺さぶられ、情緒面への効果もたらされると考えられている。こうした認識について、視聴覚教育や教育工学、マス・コミュニケーション論の視点から検討する。

1.1. 視聴覚教育・教育工学の視点

視聴覚教育や教育工学の視点から、秋山（1979）は、テレビの情報表示システム、すなわち映像メッセージに基づく教育特性の1つとして情緒性を挙げている。情緒性とは、演出技法を駆使し、子どもの心情をゆさぶり強い影響を与え、学習へ動機づけることである。同様の指摘は、森本（2004）の報告にも見られる。彼は、教育における地上デジタル放送により、臨場感溢れる高画質・高音質の番組が実現することで、子どもたちの興味関心を喚起し、学習意欲を高められるとしている。これらの指摘にしたがえば、地上デジタル放送は、従来のテレビよりも鮮烈な映像メッセージが提供できるので、情緒面、特に学習へと動機づける教育的効果の可能性が指摘できる。

情緒面への教育的効果は、動機づけに限ったことではない。Bloomら（1956）の教育目標体系（Taxonomy of Educational Objectives）における情意の領域（affective domain）には、学習対象に関心を持つ動機づけはもちろん、感受性を示し意欲的に受け入れること、対象を価値づけることなどが含まれている。高画質・高音質の映像メッセージが、情緒面に影響を与えるとすれば、学習への動機づけを促すだけでなく、関心を持たせ、感受性をも高める可能性が指摘できる。

1.2. マス・コミュニケーション研究の視点

次に、マス・コミュニケーション研究の視点から、高画質・高音質の映像メッセージの教育的効果を検討したい。ここでは、McLuhanのメディア論、「利用と満足」研究、阿久津(1976)の研究から検討する。

McLuhan(1964)によれば、メディアは、与える情報の精細度、受け手の参加度あるいは関与度により、「ホット」なものと「クール」なものに分類される。ホットなメディアとは、受け手の参加度が低く、熟考や解釈の余地を与えないメディアであり、クールなメディアは熟考や解釈が必要なメディアである。

テレビは、走査線を使い映画と比較して画面が小さいという技術的制約のために、精細度が低く、情報量も少ない(McLuhan, 1964)。その上、ブラウン管は光の集合で画像を作っているため、その間を埋めるために受け手の解釈の余地があるとされる。以上のことから、彼は、テレビはクールなメディアとしている。この論にしたがえば、テレビ視聴による学習には「熟考しながら、解釈しながら」という能動的で主体的な態度が必要となる。

地上デジタル放送は、走査線という技術を利用して、一般家庭で視聴する場合は映画館ほどの大画面は望めないこと、光の集合で画像を作っていることから、ホット・メディアよりもクール・メディアに対応すると思われる。とすれば、地上デジタル放送は、受け手の参加度の高いメディアであると言え、能動的で主体的な学習を促す可能性が示唆される。

マス・コミュニケーションの「利用と満足」研究では、受け手がメディア利用により得ている様々な充足の類型が示されている。その中の1つに「疑似社会的相互作用」(McQuailら, 1972; Rubinら, 1985など)がある。これは、登場人物になったつもりで同一化したり、感情移入したり、ときには感動し涙を流す、という充足である。これは情緒的充足であり、Bloomら(1956)の教育目標体系における情意的領域とも概念的に類似する。

よって、より鮮明な画像、インパクトのある音響が、情緒面に影響するのと同様に、こうしたメッセージが、情緒的充足である疑似社会的相互作用の度合いも高める可能性が考えられる。これは、登場人物への同一化、

感情移入、感動といった情緒面への教育効果と捉えられる。

阿久津(1976)は映像環境における人間形成の蓋然性について、1)「メディアに基づく映像環境の特性」と2)「メッセージに基づく映像環境の特性」の2つの側面から論じている。高画質・高音質の映像メッセージの教育可能性を論ずるに当たって、2)の側面が参考になるので、以下に紹介する。

「メッセージに基づく映像環境の特性」とは、映像はもちろん、画像、活字、音響メッセージが含まれるといった「総合性」にある(阿久津, 1976)。これは、地上デジタル放送の場合も同様である。高画質・高音質の映像メッセージに加えて、データ放送(詳細は、3.2.で述べる)による文字情報も加わるので、より「総合性」は高いと言えよう。

映像メッセージは、対象の抽象化や概念化に関しては、活字よりもその有効性が低いというのが一般的である。この点を踏まえつつ、阿久津(1976)は、青井(1974)の論にしたがって対象把握の方法を検討した上で、映像メッセージによる人間形成の可能性を探っている。

青井(1974)は、事象の把握に関する知識には、防衛的認知欲求に基づき得られる「傍観者的・抽象的・概念的知識」と、対応的認知欲求に基づき得られる「対人的・主体的・体験的知識」があると指摘する。前者は、把握すべき変数をできるだけ少なくし、単純化によって高次の理論的枠づけに関連づけることが、理解となり説明となる。この知識の習得における対象把握の方法は「観察」である。後者は、抽象化・概念化せずに対象それ自体を受容することである。すなわち、体験的豊かさが理解となり説明となる。そして、この知識の習得における対象把握の方法が、「エンパシー」であるとする。

この説にしたがって、阿久津(1976)は、「対人的・主体的・体験的知識」の習得に有用なのは、マス・メディア接触と正の相関がある「エンパシー(他者の立場にたつて自己を捉える能力)」(Rogers, 1965)ではないかと指摘する。この意味において、映像メッセージは、対象を対物的に捉えるのではなく、対人的に捉えることのできる人間の形成を助長すると言え、映像

メッセージの「総合性」は、体験的豊かさを助長するものと把握できるとしている。

マス・コミュニケーション研究の視点からすれば、地上デジタル放送の高音質・高画質のメッセージには、能動的で主体的な学習を促進し、疑似社会的相互作用の充足という情緒面の教育的効果を高め、さらには体験的豊かさを助長する可能性があると言える。

1.3. 高画質・高音質の映像メッセージによる教育可能性の促進への課題

これまで、高画質・高音質の映像メッセージの情緒面への教育的効果の可能性を述べたが、これは希望的な観測であるとも言える。従来の研究では、映像メッセージが情緒面にもたらす効果に関して、十分に明らかにされたとは言い難いからである。メディアの教育効果を最も直接的に扱ってきた視聴覚教育や教育工学においてさえ、メディアが情緒に及ぼす効果に関する研究は低調であるとされる（中野, 2002）。

中野（1998）は、映像メッセージの教育的効果について、「情意機能」と「参照機能」から論じている。情意機能とは、学習者に感情の変化や感動をもたらすものであり、Bloomら（1956）の教育目標体系における情意的領域（affective domain）に対応する。参照機能とは、「百聞は一見に如かず」と表現されるものであり、知識の獲得などを指している。これは、認知的領域（cognitive domain）に対応する。

この2つの側面についての研究事例を以下に紹介する。先ず、情意機能に関する成果は少ない。それは、実験において鮮烈な美しい画像を提示するとしても、その操作化には困難が伴い、実験時の条件の統制が難しいからである（中野, 1988）。よって、メディアの情緒面への教育効果に関しては不明な点が多い。

その一方、参照機能に関しては比較的多くの研究があるが、「メッセージが鮮烈であるほど、教育効果は高まる」という一般的な認識からすると、意外な知見が得られている。

例えば、線画などの単純なメッセージの方が、より鮮烈なものと同程度に説得的であったり、記憶しやすかったりするという研究結果が見られる（TaylorとThompson, 1982など）。高画質・高音質であるが

故に、映像における刺激が多くなってしまい、かえって参照機能における教育的効果を阻害する場合があるからである（中野, 1988）。同様の指摘は、Neuman（1991）の研究にも見られる。また、竹田（2002）は、リアリティ溢れる映像は、そのリアルさ故に、本質にとっては冗長な部分を含みやすいこと、イマジネーションの働きを押さえる場合があると警告している。このように、高画質・高音質の映像メッセージは、参照機能、すなわち認知面での学習効果を促進するとは言えない。

先に紹介した阿久津（1976）の研究では、映像メッセージの内容それ自体が、体験的豊かさを助長する訳ではないとも述べられている。ここで指摘されているのは、映像メッセージの特性自体が持つ蓋然性であって、メッセージ内容いかによらず、教育的効果が期待できるわけではない。内容によっては、悪影響も十分に考え得る。例えば、暴力性の高い映像と攻撃性との関連が実証されている（佐々木, 1996；湯川ら, 2001など）。さらには、低俗なお笑い番組が、体験的豊かさを助長する可能性は低いと考えられよう。つまり、メディアとしての特色だけでなく、その内容も問題となるのである。

地上デジタル放送の番組内容については、次に述べる多チャンネル化によって、低俗化が生じるおそれもある。チャンネル数が増加しても、番組制作にかかる費用には自ずと限界があり、1つの番組当たりの制作費用を削らざるを得ないからである。その結果、テレビ番組内容の質的低下を招きかねない。

地上デジタル放送が高画質・高音質の映像メッセージを提供したとしても、その内容に問題があれば、情緒面への教育効果をもたらすとは言えない。今後は、地上デジタル放送の映像メッセージ特性としての「高音質・高画質」を踏まえつつ、番組内容の質的向上を図ることが必要と考えられる。

2. 多チャンネル化による教育可能性

地上デジタル放送では、デジタル圧縮技術の向上により、1つのハイビジョンチャンネルの帯域を分けて、標準画質3チャンネル分を放映できる。よって、1つの放送局が同時刻内に異なる番組を平行して放送す

る、同時複数番組放送(サイマル放送)が可能となった。これは、地上波での多チャンネル化の進展を意味している。

多チャンネル化により、チャンネル数が増加するだけでなく、リモコンの利用が活発になったり、「受け手の細分化(Webster, 1989)」が生じたりする。以下では、多チャンネル化による、1)チャンネル数の増加、2)リモコン利用の活発化による、個人への影響である「選択性」の助長の可能性と、その教育的効果について述べる。さらに、多チャンネル化が社会に与える影響である、3)「受け手の細分化」の視点からも検討する。

2.1. チャンネル数の増加による選択性の助長

地上波のデジタル化に伴うチャンネル数の増加により、利用者は興味・関心にあわせて多様な番組が視聴できるとの指摘がある(森本, 2004)。ここで期待されるのは、多種多様な情報に惑わされることなく、情報を一方的に受容することもない、自らの興味に従った選択的なテレビ視聴行動、すなわち「選択性」を発揮することであろう。

「選択性」のメカニズムを説明する理論としては、「認知的不協和の理論」(フェスティンガー, 1965)が一般的に用いられる。彼は、人間の情報への接触を「人は不協和の総量を低減させる新しい情報を積極的に探し求め、それと同時に、既存の不協和を増大させるような新しい情報を回避することが期待される(p.22)」としており、この考え方は、メディア行動の説明にも応用できると考えられている。

「選択性」は、選択的接触、選択的知覚、選択的記憶の3側面から捉えられる(Klapper, 1960; LevyとWindahl, 1985など)。選択的接触とは、既存の態度と合致するメッセージには進んで接触し、相容れないメッセージを回避することである。選択的知覚とは、メッセージ解釈の際に、自分の既存の態度に都合良く解釈することであり、選択的記憶とは、自分の態度と合致するメッセージ内容だけを覚えることである。

多チャンネル化の進展は、受け手にとって入手可能な情報の増加をもたらすが、個人で処理できる情報量には限りがある。そこで、自分の興味にしたがってメ

ディアまたはメッセージを選択し(選択的接触)、メッセージを自分なりに都合良く解釈し(選択的知覚)、メッセージ内容を断片的に覚える(選択的記憶)ようせざるをえない。このように、チャンネル数の増加によって、選択性が助長されると考えられる。

2.2. リモコン利用の活発化による選択性の助長

リモコンの利用もまた選択性を助長する要因である。Perse(1990)は、メディア接触中の選択性として「チャンネルの切り替え」を挙げ、Lin(1993)の研究では、同様の概念を「統制性(control)」と呼んでいる。この能動性には、番組の途中で、チャンネルを変えながら視聴する「フリッピング」、コマーシャルの時間だけ、他のチャンネルに切り替える「ザッピング」の側面がある(後藤, 1990)。

白石と井田(2003)は、リモコンの利用が、日本人のテレビ視聴行動における「好きな番組だけ観てみるほう」という「選択視聴」の傾向を強めた一因であるとしている。リモコンは、「テレビの見方が自由で多彩なものになった」、「たくさんの番組の面白いところだけをつまみ見る」、「2つの番組を交互に見る(同時並行視聴)」といった視聴形態を生み出した。

チャンネル数の増加に、リモコン利用の活発化が加われば、テレビ視聴行動がより選択的なものになる。受け手が自分が好む番組やシーンだけを視聴する選択的接触に拍車がかかると考えられる。

リモコンの利用は、自分が望まない情報を避けるという意味での選択的接触も促進する。BellamyとWalker(1996)は、受け手は、視聴中に興味がなくなったり、気に入らない内容が出てきた場合に、直ぐにチャンネルを切り替えたりすると述べている。リモコンがあれば、観てみていた番組であっても、一部でも不快な情報があった場合には、すぐさまチャンネルを変えられる。

このように、リモコン利用の活発化により、好きな情報を選ぶ、あるいは不快な情報を避けるという選択的接触が促進されると言える。

2.3. 選択性の助長による教育可能性

チャンネル数の増加とリモコン利用の活発化によ

る、個人の選択性の助長によって、涵養される能力として、情報活用能力が考えられる。この概念は多義的であるが(阿久津, 1996)、本稿ではお茶の水女子大学の社会心理学研究室の一連の研究で用いられる「情報活用能力」(高比良ら, 2001)を取り上げる。

高比良ら(2001)によれば、情報活用能力には6側面がある。1)「収集力」: 目的に応じて、必要な情報をもれなく、適切な手段で主体的に適切な手段で収集する能力。2)「判断力」: 数多くある情報の中から必要なものを選択し、内容を判断し、適切な情報を引き出す能力。3)「表現力」: 情報の表現方法に注意し、情報を適切な形式で整理、表現する能力。4)「処理力」: 収集した情報に適切な処理を加えて、必要な情報を読みとる能力。5)「創造力」: 自分の考えや意見を持ち、情報を創造する能力。6)「発信・伝達力」: 受け手の立場や、情報を処理する能力を意識して、情報を発信・伝達する能力。

コミュニケーション論の視点からすれば、高比良ら(2001)による情報活用能力のうち、1) 収集力、2) 判断力、4) 処理力は受信過程に、3) 表現力、5) 創造力、6) 発信・伝達力は発信過程に対応する。「選択性」の発揮は受信過程の問題であるので、そこから涵養される能力として、収集力、判断力、処理力があると考えられる。以下では、選択的接触、選択的知覚、選択的記憶と収集力、判断力、処理力との関連を検討することにしたい。

「選択的接触」とは、自分の興味にしたがってメディアまたはメッセージを選択することである。この内容からすれば、自らが望む情報を探し見つけだす「収集力」が涵養されると予想できる。さらに「判断力」が涵養される可能性も指摘できる。自分が興味ある情報を大量に得ても、実際に活用できるものには限界がある。そこで、不要な情報を切り捨て、有益な情報を取り入れて活用していく必要性が生まれ、判断力が身につくと考えられるからである。

「選択的知覚(メッセージを自分なりに解釈すること)」により涵養される能力としては、「判断力」が考えられる。情報を自分なりに解釈するうちに、物事を判断する枠組みが形成され、それにしがたい情報を判断するようになると予想されるからである。何らかの

判断を下すのであれば、必然的に情報の取捨選択が伴うので、情報を処理し必要な情報を読みとる「処理力」も身につくであろう。

「選択的記憶(自分の態度と合致した内容だけを記憶すること)」は、情報活用能力の助長のための基礎になると捉えられる。情報活用のためには、以前に有益であった情報、興味がわいた情報を覚えておくことが不可欠だからである。例えば、以前有益だった情報を記憶していなければ、情報を集めること(収集力)もままならず、内容の善し悪しの判断(判断力)もできず、情報を処理することもできない(処理力)であろう。

以上、選択性と情報活用能力との関連を検討した。先に述べたように情報活用能力は多義的であり、本稿が参考にした高比良ら(2001)の研究とは異なる側面もある。よって、本稿で挙げた以外の情報活用能力が涵養される可能性もあることを指摘しておきたい。

2.4. 受け手の細分化による教育可能性

ここでは、多チャンネル化が社会にもたらす影響としての「受け手の細分化」が、どのような能力を涵養するかを検討する。

「受け手の細分化仮説」(Webster, 1989)とは、価値観やライフスタイルの多様化を背景として、専門化した情報や娯楽に対するニーズが高まり、受け手のテレビ視聴が多様なチャンネルに細分化していくとする説である。個々に分化した専門チャンネル、例えば、報道専門チャンネルが誕生すれば、その局を集中してみる視聴者が生まれる。その結果、その視聴者は、専門的な知識を得ることができる。つまり、受け手の細分化により、個人個人の専門化が進むと言える。

さらには、専門的な情報に触れることで、信頼しうる情報源、そうでない情報源を見極めたり、内容の真偽をも見抜く目、つまり情報の弁別能力を身につけることも考えられよう。

2.5. 多チャンネル化による教育可能性の促進への課題

以上のような検討を試みたが、これも希望的な観測である。従来の研究結果によれば、ここまでの期待はできそうにはない。それは、多チャンネル化によって、

実際に視聴する番組数がどれほど増加するのか、選択性がどれほど助長されるかについて疑問が残るからである。

チャンネル数の増加によって番組選択の幅が広がるのは確かである。その結果、実際に視聴する番組の数はどの程度増えるのであろうか。この点に関しては、チャンネル・レポートリーに関する諸研究が参考になる。チャンネル・レポートリーとは、三上(1993)によれば、テレビ視聴における「ふだん規則的に見られているチャンネル数」と定義される。地上デジタル放送に関する研究例はまだないので、ケーブルテレビの普及による多チャンネル化により、視聴番組数がどのくらい増えたのかを紹介する。

東京大学社会情報研究所(1993)の調査によれば、近畿地方のケーブルテレビ視聴者が見ているチャンネル数は6~7が最も多く、全体平均では7.5であった。古川(2004)は、チャンネル・レポートリーに関する諸研究を概観し、その数は10チャンネル弱が一般的であると結論づけている。つまり、チャンネル数の増加に比例して、実際に視聴するチャンネル数が増えているわけではない。視聴チャンネル数が増加するにしても、限られたチャンネルレポートリーの範囲内で選択している。よって、チャンネル数の増加の結果、幅広く情報に接するようになるかは疑問が残る。

受け手の選択性についても問題はあつた。これまで、認知的不協和理論にもとづき、受け手は自らの興味に従い情報を選択するとの前提で議論を進めてきたが、それを支持しない研究例もある。FreedmanとSears(1965)は、情報が受け手にとって、協和的か不協和的かと言うよりも、有用か否かのほうが情報選択に強く働くことを明らかにしている。SearsとFreedman(1967)は、心理的選好としての「選択的接触」が、受け手の先有傾向によって、自分に支持的な情報を積極的にもとめ、非支持的な情報を積極的に回避する傾向を意味するとすれば、それは実証的データを越えた推論であるとする。

こうしたことから、受け手のメディア利用における選択性はさほど能動的ではないとする研究者も見られる(Klein, 1975; BarwiseとEhrenberg, 1988; Neuman, 1991)。よって、多チャンネル化が選択性を

助長するとは言い切れない。

多チャンネル化による教育的効果を上げるには、選択性の助長が不可欠である。しかしながら、多チャンネル化という環境要因だけでは、選択性の助長はさほど期待できない。選択性の助長の要件には、他にどのようなものが考えられようか。ここでは、伊藤(1972)の研究を紹介したい。

彼は、情報選択行動において、社会規範、役割期待、情報の効用・有用性といった「社会的状況諸要因」によっては、受け手が自らに不協和をもたらす情報を受容する場合があると述べている。さらに、彼は、個人内のメカニズムに終始した不協和理論では、情報の選択的接触を説明しきれないと指摘し、役割理論などの個人間の諸問題の視点からも、選択的接触を検討する必要性を説いている。今後は、個人内の要因に加え、伊藤(1972)が指摘する個人間の選択性に関わる要因を精査し、いかなる条件下で受け手が選択性を発揮するのかを明らかにすることが重要となる。

3. 多機能化(EPGサービス機能、データ放送機能、双方向接続機能)による教育可能性

様々な機能をもつ地上デジタルテレビは、換言すれば、インターネットと融合したマルチメディア化したテレビである。しかも、操作が比較的容易であるため、老若男女を問わず使える点にその強みがある。以下では、地上デジタル放送の機能のうち、EPG(Electronic Program Guide)サービス機能、データ放送機能、双方向接続機能を取り上げ、その教育可能性を検討する。

そこで、本稿では中野(1991)によるマルチメディアの教育可能性に関する議論を参考にする。地上デジタル放送のメディアとしての特色とマルチメディアの特色には、類似する点が見られるからである。

中野(1991)は、マルチメディアの特色には、融合性、相互交渉性、無構造化性、拡張性があるとしている。融合性とは、多様なメッセージを融合してディスプレイに提示し、メッセージが豊富であることである。相互交渉性とは、メディアと学習者との間でやりとりができることである。無構造化性とは、収納されている学習資料が無構造であることである。そして、拡張性とは、利用者の必要に応じて、情報を付加したり、構成

を変えることが容易なことである。

地上デジタル放送の機能とマルチメディアのそれには対応する点も見られる。先ず、データ放送は、映像と同時に文字情報を提示できるので融合性に対応し、番組の流れとは別に情報提示を可能にするので、無構造化性にも対応する。双方向接続機能は、相互交渉性に対応する。

中野（1991）は、マルチメディアの教育可能性には、情報の蓄積と利用の便しさ、発散的思考の場、個性化学習の実現があるとしている。これは、教室内での学習を想定したものであり、一般的視聴者を対象とする地上デジタル放送にそのまま当てはめることはできない。しかしながら、地上デジタル放送とマルチメディアとの機能的類似からすれば、地上デジタル放送にも、これらの効果がある程度期待できると考えられる。以下では、中野（1991）の知見を参考にしながら、諸機能による教育可能性を検討する。

3.1. EPG サービス機能による教育可能性

EPGとは電子番組案内表のことである。番組の基本情報として、番組名が40文字以内で、簡単な番組紹介が80文字以内で提供される。さらには、番組内容・出演者名に関する情報を200文字程度で示すこともできる。例えば、番組情報もスポーツ番組といった大まかなジャンルではなく、野球やサッカーといったより具体的な情報を提供できる。その情報量の多さから、5分以内のミニ番組までも網羅できる。

これまでも番組に関する情報は、新聞のテレビ欄、テレビ雑誌、インターネットなどから得ることができた。EPGサービス機能を用いれば、これらとは異なりテレビ上で情報を受け取れるので、それを見て直ぐにチャンネル変更、予約録画ができる。また、番組に関する詳細な情報が手に入るのので、受け手は、番組単位ではなく番組内のコーナー単位で、選択的に接触できる。ある番組の視聴途中に、裏番組の1コーナーに関心が向けばそこだけを視聴して、またははじめの番組視聴に戻ることもできる。こうした視聴形態は従来も存在したが、EPGサービス機能の利用によって、その傾向が強まると思われる。

このようにEPGサービス機能が、選択性、特に自

分が好きな情報を得ようとする「選択的接触」を助長する可能性が指摘できる。そこで考えられる教育的効果としては、2.3で述べた選択的接触で涵養される情報活用能力（高比良ら, 2001）である「収集力」と「判断力」の助長が挙げられる。

3.2. データ放送機能による教育可能性

データ放送機能とは、通常の番組を放送すると同時に、同じ周波数帯を利用して、別途、天気や番組関連情報などのデータを送る機能である。NHK水戸放送局のホームページ（<http://www.nhk.or.jp/mito/>）によれば、1）茨城県内各地のニュース、2）気象情報、3）地域情報（自治体情報、行楽情報、展覧会情報、休日夜間診療情報、Jリーグ情報、県域テレビ情報）といったサービスが現在のところなされている。

データ放送は、番組連動型と番組非連動型に分けられる（二瓶と執行, 2004）。前者は、放送中の番組に関連した情報を届けるものである。後者は番組とは関係なく、天気予報やニュースなどの情報を提供するものである。本稿では、教育的効果に関わるものとして、前者の番組連動型データ放送を取り上げる。この機能を用いれば、ある番組を見ながら、その内容に関わる多角的な情報が得られるので、従来のテレビによる学習とは異なった教育的効果が期待できるからである。

番組連動型データ放送には、データ付加型と双方向型がある。前者は、番組に関する情報を付加するものである。この機能を利用した番組に「第80回東京箱根間往復大学駅伝競走」がある。この放送では、レース中継画面と重複しない情報（総合順位、走行順位、出場校紹介、過去区間最高記録、歴代優勝校など）をデータ放送に付加したという（二瓶と執行, 2004）。

後者の双方向型データ放送とは、受け手がメッセージを送り手側にフィードバックできるものである。双方向型データ放送については双方向接続機能と関連するので、3.3で述べる。ここでは、番組連動型データ放送のデータ付加型番組に期待できる効果について検討する。

テレビ視聴は、送り手側が作ったものをそのまま見るのが普通であり、録画をしない限り遡ることはできない。何らかの情報を聞き漏らしたり、さらなる情報

を欲したりしても、テレビはそれに答えてはくれない。しかし、データ放送を用いれば、こうした問題は解消できる。受け手が視聴中に何らかの疑問をもったり、さらに知識を深めたりしたい場合には、データ放送を参照し多角的な情報が得られるからである。

この機能を利用すれば、疑問を解消するだけでなく、番組内の情報とデータ放送内の情報を相互に関連づける「知識の統合化」(中野, 1991)が進められる。さらには、自ら情報を探すことで、情報量を拡張したり、情報を組織化したり、個性的な思考を進めるという「発散的学習」(中野, 1991)が促されると考えられる。場合によっては、学習者が主体的に自らの目標を設定し、それに応じた学習も可能となる。このように、データ放送の特色が、知識の統合化を進め、発散的思考を促し、自ら学ぶ姿勢を育てる可能性が指摘できる。

3.3. 双方向接続機能による教育可能性

双方向接続機能は、送り手と受け手の直接のやりとりを可能とする。よって、番組に対する質疑応答やアンケートに回答するなどの視聴者参加型の番組制作が実現できる。従来もテレゴン(ある番組内で示されたある設問への選択肢として示されたサービス番号へのコール数を集計する)などのかたちで、受け手からのフィードバックが番組に反映されてきたが、地上デジタル放送では、より直接的なかたちでの相互作用が可能となる。

双方向接続機能の実践番組例としては、「地上デジタル放送開始記念番組 デジタルテレビ新時代 世界遺産からのメッセージ」があり、「行ってみたい見てみたい世界遺産」についてのデジタル投票が行われた。「デジタル紅白歌合戦2003」でのお茶の間デジタル審査員投票も番組連動型の双方向型データ放送の例である(二瓶と執行, 2004)。

これらの番組は、教育目的で制作されたわけではない。それでは、双方向接続機能を付加した番組には、どのような教育的効果があるだろうか。文部科学省による『教育における地上デジタルテレビ放送の活用に関する検討会報告書』(2004)の見解によれば、番組に対する質疑応答、アンケート等による参加体験型授業が実現し、子どもたちは番組内容に関連して芽生え

た知的好奇心をみだす情報を即時に収集でき、ITがもつ可能性への興味が深まり、情報活用能力を涵養する契機となるとされる。すなわち、情報収集や興味関心、情報活用といった幅広い教育効果が期待されるとしている。これはやや曖昧であるので、より詳細に検討するため、前述の中野(1991)の知見を参考にする。

双方向接続機能は、中野(1991)が指摘するマルチメディアの相互交渉性に対応する。相互交渉性には、学習プログラムと学習者のレベルとが相互に対応する相互的側面、学習の仕方を自分で制御するという適合的側面がある。マルチメディア教材はこの両方を満足させている。相互的側面からすれば、学習者が積極的にやりとりし、疑問を示したり、思考喚起することが可能になる。適合的側面からすれば、受け手は自分のレベルに合わせて、自分なりの方法で学習できる。

マルチメディア教材は個別学習を念頭に置いているので、多様なかたちで相互にやりとりできる。しかし、地上デジタル放送は一般視聴者を対象とした放送であるので、マルチメディア教材ほどの自由なやりとりは期待できない。番組をサーバーに蓄積すれば自由なやりとりができるが、普段の視聴時には、適宜、必要と思う情報を確認していく程度のやりとりになる。地上デジタル放送の双方向接続機能は、マルチメディアほど自由な学習を可能にするわけではないが、少なくとも従来のテレビ放送による場合よりも、一歩踏み込んだ学習が可能にすることは間違いない。

多機能化がもたらす教育可能性についてまとめると、従来のテレビによる学習は、与えられた筋道に従うだけであるが、地上デジタル放送では、EPGサービス機能の活用により自らの興味にしたがい情報を収集し、その内容について判断を下すことができる。データ放送機能により自分の興味ある情報を引き出したり、疑問に対する回答を得ること、知識の統合化や発散的学習が促進され、自ら学ぶ姿勢が育てられる。双方向接続機能を用いて、従来のテレビを視聴する場合よりも、積極的にやりとりする能動的学習が可能となり、自分なりに学習を進めることができる。

3.4. 多機能化による教育可能性の促進への課題

ここまで、多機能化による教育可能性について述べ

たが、これらの機能が十分に活用されねば、先に述べた教育的効果も期待できない。各機能は、実際にはどの程度活用されているのであろうか。地上デジタル放送は緒についたばかりでデータは数少ないが、双方向接続機能の活用に関しては以下の事例がある（二瓶と執行, 2004）。

2003年12月6日放送の「番組対抗クイズ あなたもデジタル応援団」では、視聴者は、出演者3チームによる対抗戦への応援投票を行なった。地上デジタル視聴者、東京・名古屋・大阪の各スタジオでの参加者50人、アナログテレビによる電話投票の合計は、116,690票であった。翌日の「人気アニメ大集合 クイズ日本一は君だ!」の双方向参加者数は、2,238名であった。2003年12月14日に放送された「双方向テレビおもしろ東京生活」の双方向参加者は2,751名であるという。これらの結果には、全視聴者におけるこの機能の利用者割合が示されていない。

アメリカの調査では、双方向接続機能を活用する人の割合は少ないという結果がある。Neuman (1991)によれば、ケーブルテレビ局ワーナー社が放送した双方向娯楽番組への応答率は、賞金つきゲーム番組を除くと、1/5程度であったという。荻野 (2003)による、BS、CS視聴者を対象にした調査では、双方向接続機能の利用者はBSデジタル放送視聴者33名のうち9名(27.27%)であった。この調査はサンプリング方法や調査対象者数に問題があるので、結果を一般化するのは危険ではある。とはいえ、アメリカの事例や荻野 (2003)の調査結果からすると、地上デジタル放送において、双方向接続機能を活用する視聴者はさほど多くないかもしれない。視聴者に諸機能を活用させて、教育的効果を上げるためには、地上デジタル放送の有用性を訴えていくことが必要である。

4. まとめ

2004年10月の県域デジタル放送の開始を期に、茨城県の放送に注目が集まっている。しかしながら、地上デジタル放送の効用に関する一般の認識度はまだ低い（二瓶と鈴木, 2004）。そこで、本稿は、地上デジタル放送の高画質・高音質の映像メッセージ、多チャンネル化、多機能化という特色がいかなる教育的効果

をもたらすのか、その可能性を指摘することを目的とした。

第1の高画質・高音質という特色は、視聴覚教育や教育工学の視点からすれば、学習への動機づけを促すだけでなく、学習対象に関心を持たせ、感受性を高める可能性が指摘された。また、マス・コミュニケーション研究の視点からは、能動的で主体的な学習を促進し、疑似社会的相互作用の充足の度合いを高める可能性が指摘された。これは、登場人物への同一化、感情移入、感動といった情緒面への教育効果と捉えられる。さらには映像メッセージの総合性が、対人的・主体的・体験的知識の習得に役立ち、体験的豊かさを助長する可能性も紹介した。このように、高画質・高音質の映像メッセージが、主に、学習者の情意的側面に影響を与える可能性を指摘した。

次いで、多チャンネル化によるチャンネル数の増加やリモコン利用の活発化による個人的影響として、受け手の選択性が助長される可能性を指摘した。選択的接触、選択的知覚、選択的記憶のそれぞれの概念と、高比良ら (2001)による情報活用能力のうち受信過程に関わる、収集力、判断力、処理力の概念との関連から教育可能性を検討した。さらに、多チャンネル化の社会的影響による「受け手の細分化」により、個人が専門知識を得て、情報の弁別する力を獲得する可能性についても述べた。

最後に、多機能化として、EPGサービス機能、データ放送機能、双方向接続機能の3つを取り上げた。EPGサービス機能は、選択的接触を助長しうるので、収集力と判断力を促進する可能性を指摘した。番組連動型データ放送のデータ付加機能により、受け手は、個々の情報を相互に関連づけ、「知識の統合化」を進められる。さらに、自ら情報を探し、情報量を拡張したり、情報を組織化したり、個性的な思考を進めるといった「発散的学習」が促進される可能性もある。双方向接続機能を用いれば、受け手は、積極的にやりとりし、能動的に学習できる。これらの機能によって、より主体的な学習が実現すると言える。

以上、地上デジタル放送の特色に基づく教育の可能性を指摘した。しかしながら、地上デジタル放送への過度な期待は慎むべきである。メディアの特性と効果

との間に直接的な関係があるわけではない。効果は、メディアとしての特色だけではなく、メッセージや受け手との関連からも規定されるからである。そこで以下では、今後の課題として、本稿が指摘した教育可能性をより高めるための方策についてまとめたい。

まずは、阿久津 (1976) の指摘とも重なるが、メッセージ、すなわち、放送コンテンツの充実を図ることである。本稿が示した可能性は、いかなるメディア内容であっても保障できるわけではない。番組制作側の責任と努力が必要であることは、従来のアナログ放送と何ら変わるところはない。地上デジタル放送の教育可能性を高めるには、メディアとしての特色を踏まえた番組制作が不可欠である。

次に、受け手の選択性の助長を図る方策を検討することが挙げられる。本稿で挙げた多チャンネル化による教育可能性は、選択性の助長がその前提条件にある。しかしながら、多チャンネル化が、即、選択性を助長するわけではない。2.5. で挙げた課題に加え、従来の日本人のテレビ視聴行動は「手軽にのんびりみる」といった受動的な色合いが強いという問題もある (牧田, 2003)。

竹下 (1998) は、受け手の能動性は与件ではなく、変数として捉えるべきとしている。同一のメディア内容を利用するときにも、人により場合により、熱心であったりそうでなかったりする。能動性のレベルは諸条件に応じて変動すると考えた方がよいと述べている。したがって、地上デジタル放送のメディアとしての特色に加えて、ある条件が整えば、選択性が助長できると考えられる。今後は、伊藤 (1972) のように、受け手の能動性を促進する要因を措定する作業が必要であろう。

最後に、地上デジタル放送の利点を視聴者に理解させる努力の必要性も指摘したい。Neuman (1991) は、休息と慰安の場である家庭では、利用者の積極的な関与を必要とする双方向的ニュー・メディアは浸透しないと述べている。日本の地上放送は、2011年に全てがデジタルに切り替わるので、全国民が地上デジタル放送を視聴する環境下におかれる。よって、Neuman (1991) の指摘は、地上デジタル放送には当てはまらないことになる。

しかしながら、現状のテレビにさしたる不満を持ってない視聴者が、地上デジタル放送の諸機能をどれだけ活用するか疑問である。そうした人々に地上デジタル放送の利点を理解させる努力もせねばなるまい。本稿による教育可能性に関する議論は、その一助になると考えられる。

参考文献

- 秋山隆志郎 (1979). テレビジョン. 大内茂男・高桑康雄・中野照海 (編) 視聴覚教育の理論と研究. 日本放送教育協会, pp.239-245.
- 阿久津喜弘 (1970). 情報化状況における選択行動の心理. 布留武郎・三崎敦 (編) 情報化社会とマス・コミュニケーション. 協同出版, pp.208-220.
- 阿久津喜弘 (1972). マス・コミュニケーションの教育機能. 湯沢雍彦・副田義也・松原治郎・麻生誠 (編) 社会学セミナー3 家族・福祉・教育. 有斐閣, pp.357-366.
- 阿久津喜弘 (1976). 映像環境と人間形成. 木原健太郎・松原治郎 (編) 現代教育社会学講座3 現代社会の人間形成. 東京大学出版会, pp.161-178.
- 阿久津喜弘 (1996). 情報活用能力の諸相. 教職研修25 (3), pp.44-47.
- 青井和夫 (1974). 深層理論からみた社会学方法論. 思想2月号, pp.157-178.
- Barwise, P., & Ehrenberg, A. (1988). *Television and Its Audience*, Sage. (田中義久他訳 テレビ視聴の構造, 1991 法政大学出版局).
- Bellamy, R. V., & Walker, J. R. (1996). *Television and the Remote Control: Grazing on a Vast Wasteland*. NY: Guilford Press.
- Bloom, B. S. et al. (eds.) (1956). *Taxonomy of Educational Objectives: The Classification of Educational Objectives*. David McKay Company, Inc.
- フェスティンガー, L. (1965). 末永俊郎 監訳 認知的不協和の理論. 誠信書房.
- Freedman, J., & Sears, D. (1965). Selective exposure. In L. Berkowitz (Ed.), *Advances in Experimental Social Psychology* (Vol.2, pp.58-98). Orlando, FL :

- Academic Press.
- 古川良治 (2004). 多チャンネル状況におけるチャンネル・レパトリーと情報志向性 — 視聴頻度別レパトリー指標からの視点 —. マス・コミュニケーション研究 64, pp.135-149.
- Goodhard, G. J., Ehrenberg, A. S. C., & Collis, M. A. (1987). *The Television Audience: Patterns of Viewing. An update (2nd Edition)*. England: Aldershot, Hants.
- 後藤 将之 (1990). 多チャンネル化と情報行動. 竹内郁郎・児島和人・川本 勝 (編) ニューメディアと社会生活. 東京大学出版会, pp.119-140.
- Gronlund, N. E. (1981). *Measurement and Evaluation in Teaching 4th.ed.* NY: Macmillan Publishing Co. inc.
- Heeter, C. (1985). Program selection with abundance of choice: A process model. *Human Communication Research*, 27 (1), pp. 126-152.
- 石川勝博 (2004). 地上デジタル放送と受け手の能動性. 教育メディア研究 10 (2), pp.7-13.
- 伊藤陽一 (1972). 情報への選択的接触. 慶應義塾大学新聞研究所 コミュニケーション研究の理論 インターディシプリナリー・アプローチ. 慶応通信, pp.194-227.
- Klapper, J. T. (1960). *The Effects of Mass Communication*. NY: The Free Press. (NHK 放送学研究室訳 マス・コミュニケーションの効果 1966、日本放送出版協会).
- Klein, P. (1975). The television audience and program mediocrity. In A. Wells (Ed.) *Mass Media and Society* (pp.74-77). Palo Alto, CA: Mayfield.
- Lemieux, P. (1983). The multi-channel media environment. *Working paper, Future of Mass Audience Project*. Massachusetts Institute of Technology.
- Levy, M. R., & Windahl, S. (1985). The concept of audience activity. In K. E. Rosengren, L. A. Wenner, & P. Palmgreen (Eds.), *Media Gratifications Research: Current Perspectives* (pp.109-147). Beverly Hills, CA: Sage.
- Lin, C. A. (1993). Adolescent viewing and gratifications in a new media environment. *Mass Comm Review*, 20 (1 and 2), pp.39-50.
- 牧田徹雄 (2003). テレビとメディア・コミュニケーションの変化. マス・コミュニケーション研究 63, pp.4-19.
- McLuhan, M. (1962). *The Gutenberg Galaxy: the Making of Typographic Man*. Tronto: the University of Tronto Press; London: Toutledge and Kegan Paul. (森常治訳 ゲーテンベルクの銀河系 活字人間の形成 1986、みすず書房).
- McLuhan, M. (1964). *Understanding Media: The Extensions of Man*. New York: McGraw-Hill; London: Routledge and Kegan Paul. (栗原裕・河本仲聖訳 メディア論 人間の拡張の諸相 1987、みすず書房).
- McQuail, D., Blumler, J. G., & Brown, J. R. (1972). The television audience: A revised perspective. In D. McQuail (Ed.), *Sociology of Mass Communications* (pp. 135-165). Harmondsworth, Mddx: Penguin.
- 三上俊治 (1990). ニューメディアと情報行動. 竹内郁郎・児島和人・川本勝 (編) ニューメディアと社会生活. 東京大学出版会, pp.97-117.
- 三上俊治 (1993). CATV 視聴行動とチャンネル・レパトリー. 東京大学社会情報研究所 (編) 多チャンネル化と視聴行動. 東京大学出版会, pp.109-131.
- 三上俊治 (1998). メディアの今日的生成と諸形態. 竹内郁郎・児島和人・橋元良明 (編) メディア・コミュニケーション論. 学文社, pp.65-80.
- 文部科学省生涯学習政策局 (2004). 教育における地上デジタルテレビ放送の活用に関する検討会報告書 — デジタルで拓く学びの新時代 —. (http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/05/04071601.htm).
- 森本浩一 (2004). 教育における地上デジタルテレビ放送の活用について (検討会報告書概要). 視聴覚教育 58 (6), pp.16-17.
- 中野佐知子・照井大輔 (2004). 地域情報に関する意識

- と行動1 デジタル時代の地域と放送調査. 放送研究と調査 54 (7), pp.2-29.
- 中野照海 (1981). メディアの効果をめぐって. 視聴覚教育 35 (5), pp.24-27.
- 中野照海 (1988). 画像と言語の機能の相違について. 視聴覚教育 52 (8), pp.30-33.
- 中野照海 (1991). ハイパーメディア研究と開発の課題ー新たな学習メディアの教育可能性を拓くー. 視聴覚教育 45 (6), pp.34-38.
- 中野照海 (1992). ハイパーメディアの構造と構成主義学習理論. 視聴覚教育 45 (7), pp.24-27.
- 中野照海 (2002). 教育メディアとともに. 日本視聴覚教育協会.
- Neuman, W. R. (1991). *The Future of Mass Audience*. Cambridge, NY: Cambridge University Press. (三上俊治・川端美樹・斉藤慎一訳 マス・オーディエンスの未来像 情報革命と大衆心理の相剋 2002、学文社).
- NHK 水戸放送局ホームページ <http://www.nhk.or.jp/mito/index.htm>.
- 二瓶 互・執行文字 (2004). 静かなスタートと新しい可能性の模索 放送開始した地上デジタルコンテンツ総覧. 放送研究と調査 54 (2), pp.2-21.
- 二瓶 互・鈴木祐司 (2004). 地上デジタル放送の動向と放送通信連携の展望. 放送研究と調査 54 (7), pp.30-53.
- 荻野綱男 (2003). テレビのデジタル化とコミュニケーション. 日本語学 8, pp.6-17.
- 大村好久 (1976). マス・コミュニケーションの教育機能. 木原健太郎・松原治郎 (編) 現代教育社会学講座 3 現代社会の人間形成. 東京大学出版会, pp.125-158.
- Perse, E. M. (1990). Audience selectivity and involvement in the newer media environment. *Communication Research*, 17 (5), pp.675-697.
- Rogers, E. M. (1965). Mass media exposure and modernization among Colombian Peasants. *Public Opinion Quarterly*, 29, pp.614-625.
- Rogers, E. M., & Shoemaker, F. F. (1971). *Communication of Innovations*. NY: The Free Press.
- Rubin, A.M., Perse, E. M., & Powell, R.A. (1985). Loneliness, parasocial interaction, and local television news viewing. *Human Communication Research*, 12 (2), pp.155-180.
- 佐々木輝美 (1996). メディアと暴力. 頸草書房.
- Sears, D. O., & Freedman, J. L. (1967). Selective exposure to information: A critical review. *Public Opinion Quarterly*, 31, pp.194-213.
- 篠原文陽児 (2002). IT社会における教育への期待. 日本教育メディア学会研究会論集 8, pp.43-50.
- 白石信子・井田美恵子 (2003). 浸透した現代的なテレビの見方. 放送研究と調査 53 (5), pp.26-55.
- 鈴木祐司 (2003). 地上デジタル放送スタート 東阪名各局の戦略 2003. 放送研究と調査 53 (12), pp.2-17.
- 高比良美詠子・坂元章・森津太子・坂元桂・足立にれか・鈴木佳苗・勝谷紀子・小林久美子・木村文香・波多野和彦・坂元昂 (2001). 情報活用の実践力尺度の作成と信頼性および妥当性の検討. 日本教育工学会論文誌 24, pp.247-256.
- 竹田真理子 (2002). 映像の認知とメディア利用の効果. 佐賀啓男 (編) 視聴覚メディアと教育. 樹村房, pp.102-126.
- 竹下俊郎 (1998). マスメディアの利用と効果. 竹内郁郎・児島和人・橋元良明 (編) メディア・コミュニケーション論 北樹出版, pp.159-175.
- Taylor, S. E., & Thompson, S. C. (1982). Stalking the elusive vividness' effect. *Psychological Review*, 89 (3), pp.155-181.
- 東京大学新聞研究所 (1993). 多チャンネル化と視聴行動. 東京大学出版会.
- Webster, J. G. (1989). Television audience behavior: Pattern of exposure in the new media environment. In J. L. Salvaggio, & J. Bryan, (eds.), *Media Use in the Information Age: Emerging Pattern of Adoption and Consumer Use*. Hillsdale, N.J.: LEA.
- 湯川進太郎・遠藤公久・吉田富士夫 (2001). 暴力映像が攻撃行動に及ぼす影響-挑発による怒り喚起の効果を中心として-. 心理学研究 72 (1), pp.1-9.

look/sound like 構文の意味論*

井上 徹

Tohru Inoue

The Semantics of *Look/Sound like*-constructions

This paper challenges the accepted wisdom that there is a clear difference in presuppositions between *NP looks/sounds like*-clauses (e.g. *Chris looks/sounds like s/he is drunk.*) and *It looks/sounds like*-clauses (e.g. *It looks/sounds like Chris is drunk.*), and argues that, while the impersonal constructions are neutral in the amount of direct evidence of the referent in the embedded subject, the personal constructions may be felicitously uttered with or without direct evidence of the referent in the matrix subject. It concludes that the alleged direct perception condition on the interpretation of the personal constructions is empirically inadequate. It is also shown that the personal constructions originally allow two interpretations, which is attributed to an ambiguity in the sensory verb involved. *Look/sound* may be either a two-place predicate taking an individual term and another predicate as its arguments (as a sensory verb) or a one-place predicate taking an entire proposition as its arguments (as a raising verb).

0. はじめに

look や sound といった感覚動詞が like, as if, as though 補文と共に起する構文（以下、look/sound like 構文と呼ぶ）で、主節主語として (1a), (2a) のように仮主語の *it* をとる場合（以下、*it* 型）と (1b), (2b) に見られるように意味内容のある名詞句（以下、*NP* 型）をとる場合がある。両者は、従来、知的意味において等価であるが、直接情報（話し手自身の観察）を根拠にするか、間接情報（状況から得た情報）を根拠にするかによって意味の違いがあるとされてきた。たとえば、(1b) では、Chris の気分が悪いことの裏づけとして、話者は直接的な体験があるということである。具体的には、話者が Chris の顔色を実際に見て判断しているような場合である。(1a) では、その判断が他人から受けた報告を基にしているような間接的な証拠を表す場合である。

- (1) a. It looks like Chris is sick.
b. Chris_i looks like s/he_i is sick.

- (2) a. It sounds like Pat is angry.
b. Pat_i sounds like s/he_i is angry.

本稿では、look/sound like 構文の語用論の意味について考察する。

まず初めに、*NP* 型と *it* 型という二つの構文の違いが直接観察を根拠にするか間接情報を根拠にするかという単純な二分法で捉えることが妥当ではないと主張する。70 年代に指摘され、これまで疑われずにきた *NP* 型に課せられる直接知覚に関する条件～*NP* 型が使用される際には話者が主節主語が表す指示対象を直接観察している～が正しくないことを実例を持って示す。また、*it* 型は、話者が間接情報に基づいて補文の内容を推論する場合に使用されると言われてきたが、

it 型でも補文の主語が表す指示対象を直接観察している場合があることを示す。

次に NP 型の曖昧性について考察する。NP 型は潜在的には二通りの解釈を許すことを明らかにし、その曖昧性がこの構文の主節述語として使用される感覚動詞の二つの用法～二項述語をとる感覚動詞プロパーとしての用法と一項述語をとる一般的感覚を表す（繰り上げ述語としての）用法～に起因していることを議論する。また、look/sound 以外の特定感覚を表す感覚動詞がこの構文で使用される際の問題点についても取り上げる。

1. 知覚の直接性

1.1. 直接知覚条件

先行研究において look/sound like 構文を最初に取り上げた Andy Rogers は一連の知覚動詞補文の研究の中で、it 型と NP 型の意味の違いについて言及している。Rogers (1972) によると、両構文には主節の感覚動詞の主語の存在が前提となっているかどうかによる語用論的意味の違いがあるという。

- (3) a. Harry looked to me like he was drunk.
b. It looked to me like Harry was drunk.
c. I saw Harry. (Rogers 1972: 306)

- (4) a. The music sounded to me like it was loud.
b. It sounded to me like the music was loud.
c. I heard the sound of the music.
(Rogers 1972: 306)

(3)を見てみよう。(3a)では(3c)が前提となっており、Harryの外見や様子を直接見て得られた情報を基にしてHarryが酒に酔っていることを表しているのに対して、(3b)では話者の判断が状況証拠を基にした推論を表しているという。状況からの推論とは、たとえばHarryの部屋を見て酒の瓶が散乱していたりして乱雑であるとか、酒臭いにおいがするというような場合である。

Matthews (1980) は感覚動詞と as if 補文を取り上げ、(5a)の意味が(5b)ではなく(5c)に近いと指摘し、

補文の内容に関する話者の判断が直接的な手がかりに基づいているか、状況などの間接的な情報に基づいているかによる違いがあると述べている。

- (5) a. They look/sound drunk.
b. It looks as if they are drunk.
c. They sound as if they are drunk.
(Matthews 1980: 46)

(5a)では、彼らの外見を観察して彼らが酔っていると判断しているものであり、(5b)では話者が彼らを実際に見ていることを含意してしないと述べている。また、Davison (1984) も以下の文について同様の見解を述べ、この文の話者が当該の犬を直接観察していないときには(6)は不適切であるとしている。

- (6) The dog looks like it's been digging in the garden. (Davison 1984: 818)

以上のことから、先行研究での主張は次のようにまとめられる：

(7) 直接知覚条件

NP型のlook/sound like構文において、話者は補文で表されている内容を判断する際に主節主語の名詞句が表す指示対象を直接知覚していないなければならない。it型にはこのような含意はなく、状況からの推論に基づく話者の判断を表す。

1.2. NP型

このような直接知覚に関する条件があると考え用例にあたると、Rogers 他の見解を支持する例が容易に見つかる。以下の例を見てみよう。

- (8) a. Dr. Grizzly took a look at Papa and the cubs.
"Hmm," she said. "I see what you mean. They look like they could use a little professional advice. Stop by my office tomorrow, please."
(S. & J. Berenstain, *The Berenstain Bears and Too Much Junk Food.*)

b. They look like they've been in a war, these two. (*Rocky II*)

c. ...Now I could see the face, or rather, the profile of the driver of the red van. He was elderly, overweight, and his cheek looked as if it had been washed in the water beetroot had been boiled in. A candidate for a stroke.

(D. Lessing, *The Real Thing*.)

d. You look like you need a hand.

(*Bad Day at Black Rock*)

(8a) はアメリカの絵本からの引用である。グリズリー医師がジャンクフードばかり食べているお父さん熊と子熊たちを見て彼らに医者のお告が必要だといっている NP 型の look like 構文である。(8b) は映画『ロッキー 2』の冒頭の場面で、激しい試合を展開しているロッキーと対戦者アポロを目の前にして実況中継をしているアナウンサーの発話であり、やはり NP 型が用いられている。また、(8c) では、(話者が観察している) 車に乗った男についての描写で~彼の頬がアカカブをゆでた熱湯に入れたかのように真っ赤な色をしていた~、その男の顔を直接観察して NP 型の構文を言っていることが分かる。(8d) は邦題が『日本人の勲章』という 1954 年のハリウッド映画から筆記した例であるが、スペンサー・トレーシー扮する、手が不自由な主人公マククリーディをホテルのロビーで見た人が言ったことばであり、NP 型が使われている。

次に NP 型の sound like 構文の用例で直接知覚条件を確認しておこう。

(9) a. Karen's intimate voice sounded like it was singing just for me, and Richard's original flair for vocal arranging and keyboard work made for a very special sound.

(R. Coleman, *The Carpenters*.)

b. She sounds like she believed and lived every damned thing she's singing. That's part of her magic. (R. Coleman, *ibid.*)

c. "Just like that. Don't even ask what it is." His voice sounded as though he had

hawked it up out of a dusty throat.

(E. Hemingway, *The Garden of Eden*.)

(9a) では、レコード会社の重役がカーペンターズのデモテープを聞いて、カレンの親しみやすい声自分にだけに歌っているようだということである。(9b) も同じ伝記からの引用であるが、カレンの歌声をレコードで聞いていると、彼女が歌っている内容の一つ一つを経験して信じているようだ、というもので彼女の声を直接体験して言っていることを表している。(9c) でも、著者が彼の声を直接聞いて、彼の声がせき払いしたような声だった、という直接経験を表している。

1.3. it 型

次に間接的な経験を表す it 型の例を見ておく。

(10) a. It looked like Postal was deserting a sinking ship. (R. Harris, *The Linguistic Wars*.)

b. It certainly looks as though when an expectant mother gets drunk, the baby she is carrying gets drunk too.

(D. Maurer and C. Maurer, *The World of the Newborn*.)

c. It looks like someone may have come up here by this balcony, doesn't it?

(*Charlie Chan in Paris*)

(10) は状況から推論したことを述べている it 型の look like 構文の例である。(10a) は生成意味論がいろいろな流派に別れて、その方向性を失っていったという 70 年代中頃までの状況をふりかえって、Postal が沈没寸前の船を見捨てようとしているようだと言っている。(10b) は、Maurer and Maurer の胎児の発音を解説した本からの引用である。妊婦が飲酒すると胎児にも酔いがまわるということをいろいろなデータから客観的に述べている例である。また、(10c) は殺人事件を捜探しているフランス人の刑事がチャーリー・チャンとともにベランダに出て現場検証をしている場面で、折れている花を見て推論しながらいう台詞である。状況からの判断を示す好例といえよう。

- (11) a. It sounds like the President thinks the millennium begins January 1, 2000. Is that the official government read on this?

(CSPAЕ, WH97B)²

- b. It sounds like the White House is still putting the manifest together for tomorrow.

(CSPAЕ, WH96B)

(11)はit型のsound like構文の用例である。(11a)では、大統領が2000年問題に対処する各種委員会を作ったという間接的な手がかりを基にしての話者の判断を示している。また、(11b)では、他の人から報告を受けてホワイトハウス高官たちが政策をまとめようとしているようだという推論を表し、判断の根拠が間接的であることを示している。

2. 直接知覚条件に違反していると思われる例

これまではNP型が直接経験を表しit型が状況を基にして間接的判断を表す例を検討してきたが、採集した用例を注意深く観察していくと、直接知覚条件に違反していると思われる例があることに気づく。

2. 1. NP型

まずは以下のNP型のlook like構文の例を検討する。

- (12) a. Therefore, they're looking like they don't know mathematics because they haven't had the opportunity to know the mathematics. (CSPAЕ, COMM697)

- b. Clinton says, Boris looks like he's ready to deal -- that they were getting ready to do business--whatever it was I quoted.

(CSPAЕ, WH97A)

- c. Doug, the Minneapolis trip looks like it's, you know, principally aimed at sort of helping Wellstone [sic], or that's the principal reason for it. Are there other stops that are being made primarily to help individual race, congressional race?

(CSPAЕ, WH96B)

- d. This begins to look as though the U. N. is cutting and running, which is certainly not the intent of the policy, but then when are you? (CSPAЕ, WH94)

- e. If you don't have quite enough money, this is an excellent day to get whatever you need. You have to look like you don't need anything at all.

(The Capital Times 5/15/97)

(12a)では、主節主語は話者と同じ空間を占めている特定の小学生を指しているのではなく、話題になっている算数の問題に取り組む対象としての小学生一般を指している。(12b)では、話者が直接エリツイン大統領(当時)を見ての発話ではなく、クリントン大統領(当時)から聞いたことを基にしての間接的判断を示している。(12c)では大統領のミネアポリスへの遊説が民主党議員の応援を意図しているようだという意味で、ミネアポリスへの遊説という指示対象は話者が直接知覚できるものではない。また、(12d)は、ボスニアのセルビア人が国連職員の命を脅かすので、国連が援助を減らすかもしれないと述べている場面で、話者が状況主語(this)が指す一連の事態を直接観察しているものではないことに注意したい。(12e)は新聞の占い欄から採集した例である。このlook like構文の主節主語youは水瓶座の人の集合を表していて、特定の個人を観察して予測(予言)をしているわけではない。

次にNP型のsound like構文の例をみてみよう。

- (13) a. Colonel Cratford sounded as if he was after blood. (Sayonara)

- b. The sentences you gave to me sound like you got the message right across, and what Jim is saying is that there's three ways to do that. (CSPAЕ, COMM897)

- c. So the stem "for example" sounds like it is just an illustration and there are lots of other things that people could draw in. So the stem maybe is not the right stem.

(CSPAЕ, COMM797)

- d. Your letters sound like y'all are doing real well. (J. Grisham, *The Firm*.)

(13a) は、空軍少佐ロイの友人アイリーンがロイに向かっていう台詞であり、クラフォード大佐を目の前にして、大佐の怒り声を聞いているのではない。ただし、大佐がロイに対してひどく怒っていたことをアイリーンが聞いて知っていたということは直接経験といえなくもない。(13)の残りの例と(9)で見た用例との違いは、主節主語が音を放出するものではないことである。³(13b)は数学のテスト問題に用いられているある特定の文章(の内容)が出題の意図を明確に伝えているように思われるという意味である。(13c)も数学のテストの問題文を吟味している話のなかで当該の"for example"という語句があるために問題文の理解に支障をきたすかもしれないという内容であり、"for example"という語句自体からは音は出ない。(13d)は「あなたの手紙を読むとみなさん元気そうでなによりだ」という意味で、手紙が直接音を放出するものではないことを指摘しておきたい。

次に(14)の用例を検討する。

- (14) a. According to my informant, the sentence sounds as if *even* has been misplaced.⁴
(S. Tonoike, "The comparative syntax of English and Japanese.")
b. Solving linguistics problems sounds like it's a hard thing to do.
c. On the basis of some information about your car that you tell me/told me, your car sounds like it needs a tune-up.

(14a)は言語学の論文からの用例であるが、インフォーマントから聞いたことから判断すると、当該の例文は*even*という単語の配置が間違っているようだ、というもので話者自身の直接体験を示していない。(14b)と(14c)は筆者の作例である。(14b)の*sound like*は*appears to be*の意味であり、補文の主語と動詞(*it's*)を取って*Solving linguistic problems sounds like a hard thing to do.*と言う方が普通であるが、このままでも容

認される。「言語学の問題を解くこと」という指示対象が音を放出するものでなく、話者が「言語学の問題を解く」音を聞いて難しいという判断を下しているわけでもない。(14c)については、*Your car sounds like it needs a tune-up.*が車のエンジンの音を直接聞いていなくてもこの文を使用することができるかという点であるが、インフォーマントチェックではOKとの解答を得ている。これについては次節で解説を加える。

以上をまとめると、NP型は、話者が補文の内容についての評価や判断を下す際に、主節主語の指示対象を直接観察していることを含意するといわれてきたが、話者が発話時点で主節主語が指す指示対象を実際に観察していなくても話者の意識にのぼっているものなら、NP型が使えることがわかった。次の例も同様で、クリントン大統領は話者が今話している場にはいないが、彼を実際に見て来た様子をホワイト・ハウスのブリーフィングで報告するかたちでNP型を用いている。

- (15) And, you know, Clinton obviously looks like he's recovering from surgery.

(CSPAЕ, WH97A)

2.2. it型

以下に示すit型の用例はすべて映画を見て筆者が直接筆記したものである。補文の主語が指しているものを直接観察しているのにNP型が使われていないところが特徴となっている。

- (16) a. It looks like the Great Ichiyama is going to throw his famous Nipponese sidewise curve ball. (*The Geisha Boy*)
b. It looks like you've lived here forever. (*Regarding Henry*)
c. It looks like she's wearing a party dress. (*The Rising Sun*)
d. It's some kind of hate for us, all right. It looks like they're getting ready to pull out. (*Go for Broke*)

(16a)は、1958年のジェリー・ルイス主演のハリウッド映画(邦題『底抜け慰問屋行ったり来たり』)か

らの用例である。日本の野球チーム東日とロサンゼルス・ドジャーズとの対戦場面で、実況中継をしているアナウンサーが発した文である。話者は東日のピッチャーであるグレート・イチヤマをその場で野球観戦しながら実況しているが、NP型が使われていないところが興味深い。(8b)の『ロッキー II』の用例と似た状況にあるのに、こちらはit型となっている。(16b)は1991年の映画(邦題『心の旅路』)から収集したものであるが、新居移転のパーティーのシーンで、新しい家に引越したばかりのパーティーのホストを目の前にして話をしながら「ずっと住んでいるみたいね」という箇所である。客である話者が部屋を直接観察していてもit型が用いられている。(16c)は1993年の『ライジング・サン』の冒頭で、殺人事件の被害者を目の前にして刑事がいう台詞である。また、(16d)は1951年の第二次世界大戦時にアメリカ軍として従軍した日系アメリカ人の活躍を描いた映画(邦題『二世部隊』)から収集したものだが、ここでは降服しようとしているドイツ軍の軍人を直接観察しているのにit型が使われている。

以上の例から、補文の主語を直接観察していてもit型が用いられることが分かった。確かに、it型とNP型をペアにしてインフォーマント調査を行なえば、it型は直接体験を表さないというコメントが圧倒的に多くなるが、実際の会話では、ある特定の指示対象を直接観察していてもNP型が用いられないことがしばしばある。直接体験したことでもそのままストレートに表現せず、中立的、客観的なニュアンスを表したり、他人への配慮を表したりするためにit型が用いられることもある。

it型が直接体験を否定しない訳はなぜだろうか。それはit型で表されている状況が、とりもなおさず、話者が注目しているある事柄に関する知覚の情報源になっており、その事柄自体がそれに附随する特徴を含んでいるかもしれないからである。it型の用法と意味について言及している数少ない論考の中で、Davison (1984: 818) だけがit型も話者の直接体験を表せると述べていることが注目される。

2. 3. まとめ

1節と2節では「知覚の直接性」をキーワードに

二種類のlook/sound like構文を考察してきた。感覚動詞が表す感覚印象がある事柄に対して直接的か間接的かという問題は大変微妙なものであり捉えがたいため、これまで真剣に取り上げられなかったように思われる。これまでの考察をまとめると以下ようになるだろう。

NP型：主節主語で表されている指示対象を直接体験している傾向はあるが、直接体験はNP型を使用する際の必要条件ではない。主節主語を占める名詞句が表す個体(人やもの)や事象が話者にとって文の話題(topic)になっていればNP型を用いることが可能である。

it型：知覚の直接性に関しては中立的と考えられる。補文の内容に関する判断が直接的な体験や経験を基にしているかどうかにかかわらずに用いることが可能である。

3. NP型 look/sound like 構文の曖昧性

この節ではNP型のlook/sound like構文が潜在的に二通りの解釈を許すという事実を確認し、その二つの解釈がどこからくるか考えてみたい。

3. 1. NP型の二つの解釈

これまで述べてきたように、文献では知覚の直接性という観点からNP型とit型にそれぞれ一つずつの語用論的意味を認めてきた。生成文法ではLappin (1984) がseem as if構文を取り上げているが、彼によるとNP型は類似構文との比較で一つしか意味がないとしている：

(17) a. Everyone seems happy.

b. Everyone seems to be happy.

c. Everyone seems as if he is happy.

(Lappin 1984: 239)

つまり、(17c)のNP型は主節の動詞に対して広い作用域しか示さず、この点で(17a)と同じ読みしか示さないという。この点については筆者のインフォーマントも同じ見解を示している。⁵ それに対して、

(17b)は広い作用域の読みも狭い作用域の読みも許す。この作用域に関する議論は、本稿でも当然注目に値するものである。広い作用域の読みとは、Davison (1984)も指摘しているように、語用論で用いられる概念である「話題」(topic)に相当する意味論上の概念だからである。このLappinの議論もRogersの直接感覚条件の議論同様、この構文を取り扱う専門家のあいだで影響力のあるものだが、NP型の意味が一つしかないというのは本当だろうか。次の例を考えてみたい。

(18) Chris_i looks like s/he_i has failed the exam.

(18)の文では、悲痛な表情を浮かべたChrisが試験会場から出て来たところを話者が実際に見て補文の内容を判断しているような読みと、話者がChrisを実際には見ず、貼り出されたテスト結果の掲示を見て推論しているような読みが可能である。後者の場合をもう少し具体的にいうと、多数の受験者の中から合格者の番号が3名分あったとしよう。受験番号は全て4桁になっていて最初の1桁が地理、歴史、公民を示す番号1、2、3をそれぞれ表しているとする。貼り出された合格者番号は2ではじまる～つまり歴史の受験者～ものだけで、Chrisが地理で受験することを何らかの理由で知っていたり、Chrisがいつも地理の本を持ち歩いていたので地理で受験すると話者が思っているような場合、(18)を発することは可能である。この説明ではにわかに信じがたいむきには以下の例を考えてほしい。

(19) Your car_i sounds like it_i needs a tune-up.

ここでも容易に理解される意味は(18)同様、主節主語の名詞句の指示対象が知覚の情報源になっている場合である。つまり、話者と話しかけられている人、Xが同じ車に同乗していたり車のすぐ近くにおいて、エンジンか何か問題のあるパーツが発している騒音を同時に聞いているような場面である。もう一つの意味は、話者とXが離れた場所においてXの車の調子が悪いことが話題になっていたり(たとえば、電話での会話がこれにあたる)、話者とXがその場に車がないところ

において話者がXから報告を受けてコメントするような場合である。いずれにしても、話者がXの故障を起こしている車の音を直接的には聞いていない状況であり、Rogers流の見解ではit型を使わなくてはならないと思われる状況である。

今まで一つしか解釈がないと言われ続けてきたものに二通りの解釈の可能性があるといわれても納得しがたいかもしれない。ただし、理論上二通りの解釈が可能だからといって、いつも二通りの解釈が許されるわけではない。実際にNP型が談話の中で使用される際には、文脈上のさまざまな制約により、一方の解釈しか現れないことがあることに注意しなければならない。その顕著な例として以下の主節主語が非指示的な(non-referential)場合をあげることができる。

- (20) a. Solving linguistics problems sounds like it's
a hard thing to do. (= (14d))
b. Headway looks like it should be made soon.
(Inada 1984)
c. (?) The shoe looks like it is on the other
foot. (Rogers 1972)

(20a)は主節主語が動詞的動名詞(verbal gerund)の場合であり、(20b)と(20c)ではイディオム切片(idiom chunk)の例である。

3. 2. look/sound の多義性

(18)や(19)のように、同一構文に二つの読みが可能だとしたら、その二つの意味がどこから来るのが問題になる。筆者はこの曖昧性が、上で触れたように、主節主語の指示性に関わる問題とこれから述べるlook/soundという動詞の多義性よるものと考えている。より正確には、この二つにlikeやas if/as thoughといった補文標識の意味が絡み合っているように思われる。これらをまとめてlook/sound like構文に備わった「言語規約的含意(conventional implicature)」もしくは「構文の意味」と呼ぶことができるかもしれない。

まず、これらの動詞にはfeel, smell, tasteなどと同じく感覚動詞プロパーとしての特定感覚を表す意味と

seem のような一般的感覚を表す繰り上げ動詞としての意味があることを指摘したい。(18) の例では実際に Chris の表情を見て判断を下しているような場合(特定感覚を表している場合)であり、話者が実際には Chris を見ずに状況証拠から間接的に判断を下している場合 (raising 読み＝一般的感覚を表す場合) である:

- (21) a. 感覚動詞として特定感覚を表す場合
 b. 一般的感覚を表す場合
 (= 繰り上げ動詞としての用法)

look と sound に raising 用法があることは (22) に示されているように to 不定詞を従えることが可能なことや、⁶ (23) のように look/sound like 構文の主節主語に虚辞が出現すること、さらに、最近の用法として look/sound が that 節を従えることも可能になってきたことなどからも明らかである。

- (22) a. That looked to me to be a really technical issue. (CSPAЕ, COMM897)
 b. This sounds to be a very good idea. (Mair 1990)
 (cf. ?From what he says, he sounds to be very interested in the contract.)
- (23) a. They'd put what they call a pot or a big kettle and they can change the trajectory of the explosion by just moving it, this much, but it looks that you're right in it. (The Making of Sands of Iwo Jima)
 b. It sounds to me that we're saying that we do want to give some procedures. (CSPAЕ, COMM797)

2. 3. feel, taste like 構文

look/sound と同じように主節の主語に仮主語の it を取ることができ like, as if, as though 補文を導入できるという意味で feel, taste についてここで少し触れておきたい。以下の各組を見てみよう。

- (24) a. It feels like the living room sofa is being

jumped on.

- b. The living room sofa feels like it is being jumped on.

- (25) a. It tastes like the soup was cooked too long.
 b. The soup tastes like it was cooked too long. Davison (1984: 818)

Davison (1984) は、知覚の直接性について it 型は中立的である一方、NP 型は直接観察を伴わない場合使用できないとする立場だが、感覚動詞のもつ知覚内容によって NP 型と it 型の使い分けに個人差があると指摘している点で興味深い。たとえば、(24a) についてはソファを直接知覚しているならこの文を使用するのは難しいかもしれないとコメントしている。また、彼女は (25) の両文には違いはないだろうと述べている。これは何を意味しているのだろうか。筆者は以下のように考えている。つまり、feel や taste は触覚や味覚という特定感覚～「近感覚」～を表し、感覚動詞の中でも look や sound よりさらに直接的な体験を表す。feel や taste の場合、話者が主節主語(または補文節の主語)が表す個体と同じ空間を占めずにこの構文を使用するのは困難だからである。ソファの上を誰かが飛び跳ねているように感じるには実際にソファに話者が座るなり、触れるなりしなければ不自然である。煮詰まったスープの味を確認するには実際にスープを目の前にして味見をしてみるという経験なしにはふつうは言えないからである。つまり、NP 型と it 型という形式の違いが feel や taste という特定感覚を表す動詞が用いられることによって中和されると考えられる。

3. おわりに

本稿では、NP 型と it 型という二つの look/sound like 構文の意味について考察した。二つの形式は、従来、知覚の直接性ということで捉えられてきたが、it 型は補文の主語名詞句の指示対象を直接観察するかどうかにかかわらず使用できることを例証した。NP 型に関しては、主節主語が文の話題として機能し、談話の中で卓越して (salient) いるため話者によって直接

知覚されている傾向にあるが、直接体験的判断を表さない場合もあることを例証した。次に、これまでほとんど指摘されることのなかった、NP型が潜在的に二つの解釈を許す可能性があることを論じ、その二つの解釈が主節の感覚動詞の曖昧性に起因することを考察した。

注

* 本稿は、英語語法文法学会第11回大会(2003年10月25日、於:関西外国語大学)において、「look/sound like 構文の意味について」という題名で口頭発表した原稿に加筆修正を加えたものである。発表に際して貴重なコメントをいただいた柏野健次先生、安藤貞雄先生、インフォーマントとしてお世話になったFrank Berberich III, Bill Crawford, Kevin Leshner, Melina Lozano, Monica Macaulay, Kieran Mundy, Charles T. Scott, Conrad Treff, Rando Valentineをはじめとする諸先生諸氏に感謝したい。なお、本稿における不備や誤りはすべて筆者の責任である。

- 1 このitを虚辞と捉えるか(先行文脈で話者の知識として取り込まれた情報を表す)指示表現と捉えるかという点についてはここでは立ち入らない。
- 2 コーパス名に続く英字は議事録の略号を、数字は年を、その後続くAまたはBの文字は議事録の前半または後半部分を示す。
- 3 この例に関しては、「その文」を読む人の声、「手紙」を読む人というふうに関係のメトニミーと捉えれば、直接知覚条件の反例とはならないかもしれない。
- 4 (14a)は日本人の学者が書いた例文であるが、英語として適格な文であるため使用した。
- 5 (17c)の補文内の同一指示代名詞をheからtheyに変えて、この文の容認度を上げて作用域については違いが出ない。
- 6 ただし、Mair(1990)が言うように、sound to不定詞はlook to beほど定着してはず、to beの後がsound a good ideaのようにidiomaticでないと容認性が落ちるようである。

例文採集資料

新聞

The Capital Times, May 15, 1997, Madison: The Wisconsin State Journal.

図書

Berenstain, Stan and Jan. 1985. *The Berenstain Bears and Too Much Junk Food*. New York: Random House.

Coleman, Ray. 1990. *The Carpenters: The Untold Story*. New York: HarperCollins Publishers.

Grisham, John. 1991. *The Firm*. New York: Dell Publishing.

Harris, Randy Allen. 1993. *The Linguistic Wars*. Oxford: Oxford University Press.

Hemingway, Ernest. 1986. *The Garden of Eden*. New York: Charles Scribner's Sons.

Lessing, Doris. 1992. *The Real Thing*. New York: HarperPerennial.

Maurer, Daphne and Charles Maurer. 1988. *The World of the Newborn*. New York: Basic Book.

Tonoike, Shigeo. 1991. "The comparative syntax of English and Japanese: Relating unrelated languages." In Heizo Nakajima (ed.) *Current English Linguistics in Japan*. Berlin and New York: Mouton de Gruyter.

映画

Bad Day at Black Rock, 1954.

Charlie Chan in Paris, 1935.

The Geisha Boy, 1958.

Go for Broke, 1951.

The Making of Sands of Iwo Jima, 1998.

Regarding Henry, 1991.

The Rising Sun, 1993.

Rocky II, 1979.

Sayonara, 1951.

コーパス

Barlow, M. 1998. *The Corpus of Spoken Professional*

American-English (CSPAЕ). Houston, TX:
Athelstan.

参考文献

- Davison, A. 1984. "Syntactic markedness and the definition of sentence topic." *Language* 60, 797-846.
- Inada, T. 1984. "Quasi-complement clauses and a case of rule-extension." 『九州大学英語英文学論叢』 34, 21-41.
- 井上 徹. 2002. 「seem as if 構文の有標性について」 『英語語法文法研究』 9, 63-79.
- Lappin, S. 1984. "Predication and raising." *NELS* 14, 236-252.
- Lasersohn, P. 1995. "Sounds like like." *Linguistic Analysis* 25, 70-77.
- Mair, C. 1990. *Infinitival Complement Clauses in English*. Cambridge: CUP.
- Matthews, P. H. 1980. "Complex intransitive constructions." In Greenbaum S., G. Leech and J. Svartvik (eds). *Studies in English Linguistics*. London: Longman.
- Rogers, A. 1972. "Another look at flip perception verbs." *CLS* 8, 303-315.
- Usoniene, Aurelia. 2000. "On the modality of the English verbs of seeming." *Modal Verbs in Germanic and Romance Languages (Belgian Journal of Linguistics 14)*, 185-205.

人間科学の制度論

An Attempt to Construct an Institutional Theory of the Human Sciences

長谷川 幸一
Kouichi Hasegawa

1. はじめに

1980年代以降、わが国では「法学部」や「文学部」あるいは「工学部」といった従来の学部名称に替わって、「国際学部」や「情報学部」さらには「不動産学部」といった名前を冠した学部が増加し、さらに1991年の大学設置基準の改訂・大綱化が実施されてからは多くの大学において教養部が改組転換されたことも手伝って、わが国における学部の名称はきわめて多様なものとなっている。このような傾向については賛否両論あるが、最近では、1991年の大学設置基準の大綱化によって、わが国における「教養教育」を支えるための制度的基盤が完全に崩壊してしまったのではないかと、とする意見も存在する。ただそのよう見解をもつ論者の多くは、戦後の学制改革から1980年代までに展開されたわが国の教養教育ならびに高等教育の成果を肯定的に評価しているわけではなく、欧米における「リベラル・アーツ」の理念が、わが国ではけっして根づくことがなかったことに根本的な問題を見出している(1)。

ここでの考察対象である「人間科学部」は、いわゆる「学際的学部」の範疇に入ることは確かではあるが、「人間そのもの」を多様な観点から考察しようとする点において、社会との直接的な接点を求める実践的な学際的学部とは大きく異なり、そこで行われる研究と教育は、むしろ「リベラル・アーツ」の理念に沿ったものに近いと考えられる。もちろん、人間科学に関す

る研究と教育の内容は、各大学の人間科学部ならびに人間科学科・人間科学専攻によって多様であり、とくに「臨床心理系」を中心に教育を展開しようとする人間科学の制度は、より実践的な志向が強いことは確かである。しかし、1991年の大学設置基準の大綱化以降、わが国における高等教育ならびに教養教育のあり方があらためて問われている状況において、早くから「文系」と「理系」というわが国に特有の固定観念にとらわれない研究と教育の制度を確立しようとしてきた「人間科学部」は、今まさにその存在価値が問われているといえよう。ただもちろん、「文系」と「理系」という枠組みにとらわれない学際的な研究と教育を模索する試みは、すでに1950年代から東京大学教養学部やICU、さらには筑波大学などにおいて進められてきたのであり、それらの組織において展開されてきた総合的な教養教育と人間科学部におけるそれとが、どのような点で異なるのかについても今後議論していくことが必要となろう。

以上のようなわが国における大学教育の現状を考えれば、「人間科学部」における教育についての検討は、わが国の大学における「教養教育」のあり方についての考察にも大きく関連したものとなるが、現在の筆者にはそのような全般的な問題を論ずるだけの準備はない(2)。そこで本稿では、わが国の高等教育機関における学際的な研究と教育の展開を考えるうえで、人間科学ならびに人間科学部が果たすべき役割とは何か、

という問題に焦点を絞りながら議論を進めることにしたい。

以下の議論ではまず、2. において教養教育の歴史的起源とわが国の現状について概観し、3. では「人間科学」という呼称がより浸透しているフランスの高等教育の状況について検討を加える。そして4. では、ブローデルの「人間科学館」やピアジェの「発生論的認識論国際センター」、さらにはギュスドルフの「学際的研究計画」の提案などを取り上げながら、人間科学の研究組織の可能性について考え、5. では、わが国における人間科学部の具体的な姿について概観する。

2. 教養教育と人間科学

高等教育の制度は、それぞれの国の歴史的・文化的

背景によって多様であり、各々に長所と短所がある。それゆえ、それらの制度をどのように評価するかは、それを論ずる観点に応じて多様なものとならざるをえない。わが国の大学組織の多くはこれまで、「学問分野」の区分と「教員組織」の区分が一致したいわゆる「煙突型」の組織形態をとってきた(3)。それぞれの「学部」ならびに「学科」のあいだに立てられた「壁」はきわめて厚いものであり、それはわが国の「官僚組織」と似た性質をもつものであった。そしてまた、そのような組織形態はまさに「学際的」研究と教育を推進するうえでの大きな阻害要因となってきた。ただ他方において、わが国の「煙突型」組織は、「師弟継承」を特徴とするわが国に固有の文化的背景を土台として形成されたものであり、われわれの精神的な特性に適したものであったことも事実である。それゆえ、その点

表1. 学際的学部一覧 (1997年7月現在)

学部名	設置数		学部名	設置数		学部名	設置数	
教養	7		総合政策	3		デザイン工	1	96 新設
現代中国	1	97 新設	経済情報	2		生物資源	3	
文化教育	1	97 新設	経営経済	1		生物資源科学	2	
日本文化	1		経済科	1	97 新設	生物生産	1	
国際文化	13		国際経営	1		生物産業	1	
国際言語文化	2		経営情報	19		産業保健	1	
国際言語	1	96 新設	経営政策	1	97 新設	環境保健	1	
比較文化	2		情報	5		保健衛生	1	96 新設
国際コミュニケーション	2		経営科学	1		保健福祉	2	96 新設
コミュニケーション	1		流通	1	96 新設	保健医療	2	
情報文化	2		流通科学	1		保健福祉	2	
文化情報	1		流通情報	1	96 新設	医療技術	1	
現代文化	5		国際商	1		医療福祉	1	
人文社会	1	96 新設	政策科学	1		医療衛生	2	
人文・社会	1		地域政策	1	96 新設	看護福祉	1	96 新設
人文社会科学	1		地域科学	1	96 新設	保健科学	1	96 新設
行政社会	1		社会情報	5		健康科学	2	
総合管理	1		情報社会科学	1		食品栄養	1	
現代社会	1		都市情報	1		食文化	1	96 新設
人間	6		情報科学	3		スポーツ健康科学	1	
人間関係	2		衛生学部	1		造形芸術	1	
国際関係	7		生命科学	2		生活科学	10	
国際	11		環境理工科学	1		生活環境	2	
国際地域	1	97 新設	総合理工	1		人間生活	2	
国際交流	1	97 新設	環境科学	1	97 新設	人間文化	2	
産業社会	3		産業科学技術	1		人間環境	2	
人間社会	17		生命理工	1		人間科	8	
社会福祉	17		生物理工	1		総合科	3	
人間福祉	2	新設	コンピュータ理工	1		総合人間	1	
福祉社会	1	新設	芸術工	4		総合情報	2	
環境情報	3		情報工	4		発達科学	1	
法政策	1	97 新設	医用工	1		図書館情報	1	
国際政治経済	2		システム工	2		不動産	2	
国際経済	2	96 新設	開発工	1		事業構想	1	96 新設
						環境	1	

(出典) [大川一毅 1998 4頁]。この表は大川氏が、文部省高等教育局大学課監修『平成9年度 大学一覧』に基づき作成したものである。

に関する十分な検討もなく、それをただ単に排除しようとするだけでは問題は解決しないのであり、それを変革するには多くの労力と時間を要することを覚悟すべきであろう。

また先に触れたように、一口に「学際的学部」といっても、その内容はきわめて多様であり、いわゆる「国際系」や「情報系」をはじめ、「不動産学部」のように学生の就職先を直接的にイメージできるような名前を冠したものにいたるまで、その名称の多様さは、「文学部」や「法学部」、「医学部」といった従来の学部名称のパターンを一気に刷新するものとなっている（この点については、前頁表1.を参照されたい）(4)。このような現状を踏まえ、各大学の人間科学部はきわめて多様な「学際的学部」が存在するなか、みずからのミッション（存在意義）をどこに見いだせばよいのか、模索を続けている（5）。

「学際科学」ならびに「学際教育」とは何か、という問いが、人間科学部における研究と教育を考えるうえでの1つの重要な論点であることは、誰もが認めるところであろう。しかし、そもそも「学際的」という言葉については多様な解釈が存在する。「学際的」という言葉は、「自然科学」と「社会科学」という従来の学問分野を超えた新しい総合的な方法を指すものとして用いられる場合も多い。しかし語義的にみれば、「学際的」という言葉は、なにも「自然科学と社会科学という2つの総合科学を横断する」というような大げさな場合ばかりではなく、従来の個別的な学問分野を超える研究と教育のすべてに使用可能な言葉である。逆に言えばまさにそうであるからこそ、「人間科学部」は多くの「学際的学部」のなかで、どのような特色をもった組織であるのかをなるべく早く認識し、みずからの存在意義とは何かを追及していく必要がある。本論のねらいの1つはまさにそれを明らかにしようとするところにあるが、組織としての人間科学部の将来は、まずその点を明らかにしなければ開かれなければならない。

そこでまず確認しておくべきことは、その歴史的背景からみて「学際的教育」には2つの種類のものがあるという点であろう。一方は、中世から近代にかけてヨーロッパの大学の哲学部（学芸学部）で行われてい

たような、3学4科（文法、修辞、論理／算術、幾何、天文、音楽）のいわゆる自由学芸（リベラル・アーツ）と呼ばれている「古典的教養教育」であり、他方は、現実社会の問題の多様化に対応するために、従来の学問分野を横断するようなカリキュラムを提供しようとする「学際分野教育」である（6）。

周知の通り、文法、修辞、論理、算術、幾何、天文、音楽の3学4科は、ギリシャ、ローマに起源をもち、それを修得することは「教養人」としての完成を意味していた。その考えはとくに、オックスフォードやケンブリッジをはじめとするイギリスの大学に引き継がれ、イギリスの大学では、「学芸学士」（バチェラー・オブ・アーツ）の養成が主眼とされた。それに対して、パリやボローニャなどの大陸の大学では、神学、法学、医学の修士、博士の養成に力が注がれたのであり、この点は、わが国の大学における「教養教育」のあり方を考えるうえでも、注意しておくべき点の1つである。近代に入ると、哲学部で教えられていた3学4科は、独自の学問分野として発展し、それぞれの学問分野が「文学部」や「理学部」あるいは「経済学部」として制度化されていくことになった。このような変化に伴い、大学における教養教育のあり方も変化し、フランスでは「リセ」、ドイツでは「ギムナジウム」がそれを担うものとされ、教養教育は大学から切り離された。哲学部もしくは学芸学部が文学部や理学部に昇格すると、これらの学部は博士の学位を出すようになったが、教養教育の修了資格である学士号（バチェラー）は大学の学位名から消えた。ドイツではこの名称そのものが消え、フランスでは中等学校修了資格（バカロレア）としてそのまま使われている。それに対して、イギリスでは学士号の名称は大学の学位として残され、学芸と称しうる学問を学んだ第1段階の学位を意味するものとなった（7）。

日本の大学制度は、ヨーロッパの大学制度の移入というかたちで発展したが、明治期から第2次世界大戦前までのわが国の大学は、「大陸型」の大学の理念で運営され、教養教育は旧制高校が担っていた。ただ日本では、大学の形成期から「工学」、「農学」が大学の中に取り込まれ、大正期には「商学」も大学の学部となるなど、高等技術学部が大学の主要な構成要素とし

で発展したが、この点は、高等技術の修得をグランゼコールに委ねたフランスや、技術高等学校を設立したドイツとは異なる点である。

第2次世界大戦後、日本の高等教育は「アメリカ型」へと転換した。ケンブリッジ大学のある1つのカレッジをモデルにしたとされるハーバード大学(1636)をはじめとするアメリカの各大学は、「教養教育」を大学教育の重要な柱としてきた。アメリカの大学で教養教育が切り離されずにいる理由の1つは、アメリカの中等教育段階における学習水準の低さと「ばらつき」にあるといわれているが、多くの論者が指摘してきたように、わが国における戦後の高等教育の改革は、このようなアメリカの事情に関する十分な理解のもとに行われたものではなかった。また、大戦後の教養教育が旧制高校の高等教育機関の再編というかたちで行われたことも、教員組織のあり方に問題点を生むこととなった。つまり、アメリカの大学において教養教育を担当する教員は、専門課程や大学院をもつ文理学部やその他の学部にも所属しているものであり、教養教育のみを担当する教員の組織は存在しない(8)。

またさらに、わが国の大学における教養教育と大学の意味そのものについて考えるには、さらに第2次世界大戦後に進展した大学の「大衆化」という問題について考えてみる必要がある。大学進学率の著しい上昇は、大学における教育の意味そのものを根本的に変化させ、そこにおける教養教育もまた変化せざるをえない状況にある。これまで国立大学と私立大学では、この問題にたいする態度は異なっていたが、独立行政法人となった国公立大学はみずからの生き残りを賭け、他大学との合併や提携などを進めているが、その際に重視されていることは、そこで行われる教育が学生にとってどれほど魅力的なものかという点であり、そのような状況が、これまでの既存の学部の名称とは異なる名称をもつ学部が数多く誕生する1つの要因となっているようにも思われる(9)。

3. フランスにおける「人間科学」とその制度

17世紀から18世紀にかけてのフランスの大学は、ドイツなどと比較した場合著しく沈滞した状況にあった。しかしその後、フランス革命とナポレオンの登場

により、フランスの大学はイギリスやドイツなどとは異なる独自の高等教育の担い手として確立されていった。そしてまたそれは、サン・シモンからコントを経てデュルケムにいたる「フランス流」の実証主義的な社会学にみられるように、ドイツ的な哲学や社会科学とは一線を画しながら、独自の思考様式を貫こうとするフランス的な知性を支えるものでもあった。社会諸科学と人間諸科学は区別できない、と明確に主張したピアジェのようなケース以外にも、フランス語圏の理論家の場合、社会科学と人間科学という2つの言葉を暗黙に代替可能なものとみなし、論述の文脈に応じて両者を使い分けることが多いように思われる。

ただもちろん最近の傾向として、わが国においても、とくに人類学や心理学の研究者の諸著作には、社会科学と人間科学という言葉があまり区別せずに用いられているようなケースもみられるので、社会科学と人間科学という言葉を区別せずに用いるということがフランスに固有の知的伝統である、などと決めつけてしまうことはできない。ただ他方においてフランスでは、第2次世界大戦後、高等教育を改革しようとする一連の動きのなかで、1958年の政令によって、「文学部」という従来の名称に替えて「文学・人間科学部」という名称を用いることが公式に決定されており——ただその後1968年の「高等教育基本法」によって、公式的には伝統的な意味での「学部」は存在しなくなった——、「人間科学」という術語は、わが国に比べ、フランスではかなり一般的に受容されていると考えるのが自然であろう(10)。以下では、戦後の高等教育改革と人間科学という呼称がどのような文脈で用いられているか、について検討を加える。

3-1. 戦後の高等教育改革について

現行のフランスの大学制度の原型は、ナポレオンの時代に形成されたものである。ナポレオンは、1806年の「帝国大学法」と1808年の勅令により、フランス革命の混乱のなかで一度消滅した大学を復活し、従来の大学の理念とはまったく異なる役割を担うものとしての「帝国大学」を創設した。この大学は、皇帝が任命する総裁によって統治されたが、フランス全土は29の大学区に分割され、各大学は総裁が任命する大

学区総長によって監督されることになった。ナポレオンの高等教育政策が中央集権的なものであったことについては、これまでも多くの論者によって指摘されてきたが、ナポレオンの改革はさらにもう1つの効果を生んだ。ナポレオンの改革によって、従来の意味での「学部」が復活し、「神学部」、「法学部」、「医学部」、「理学部」、「文学部」の設置が認められたのである。しかし、これらの学部を有機的に結びつけるための何らかの組織をもった「大学」が存在しなかったため、各大学区のなかにはそれぞれの「学部」が強固な独自性を維持しながら並存するという状況となった。フランスではその後、いくつかの点についての改革が試みられたが、1968年の「高等教育基本法」にいたるまで、フランスの大学制度はナポレオンによって確立された基本的骨格を壊すことなく維持されたのである(11)。

ただ、フランス以外の多くの国がそうであったように、第2次世界大戦後、フランスにおいても教育制度全般を見直そうとする動きが現れ、1947年に発表された「ワロン改革案」をはじめとするいくつかの案が提出されることとなった。ワロンはピアジェとの論争によってもよく知られた人物であるが(12)、第2次世界大戦中はレジスタンスとして活動しながら、フランス解放後の教育改革案についても検討を重ねていた。1944年8月には、レジスタンス国民会議がワロンを文部大臣に指名したが、9月初めにドゴール政権が成立すると、文部大臣にはルネ・カピタンが指名され、ワロンの改革案は頓挫した。ただその後、1945年に文部省に教育改革調査委員会ができるとワロンは副委員長となり、翌年12月には、委員長P.ランジュバンの突然の死去を受け委員長となり、1947年には改革案を完成させたのである(13)。

しかし、この改革案は戦後の政情不安のため、個々の部分的な改革という点でしか実現せず、1959年になってはじめて「ワロン改革案」の要点をとりいれた文相ベルトワンの改革案がドゴール大統領の大統領令によって制度化された。ただし、この改革は義務教育年限の延長と前期中等教育における観察課程の設置などを骨子とする、主として初等・中等教育レベルにおける改革であった。「ワロン改革案」の趣旨が高等教育の分野で実現されたのは1966年からであり、この

年の1月の政令によって技術短期大学の設置が認められ、バカロレア資格をもたない学生にも高等教育の門戸を開放し、理工系出身技術者の数を倍増しようとする政策が開始された。そしてさらに6月の政令によって、「人間科学部」と「理学部」の履修課程にも大幅な改訂が加えられたのである(14)。

また他方では、第5次経済社会総合発展計画の一環としての「学校教育・スポーツ施設委員会」の予備作業と、1966年11月に「高等教育および研究の展望」というテーマのもとにカーンにおいて開催された第2回カーン討論会が採択した勧告が、改革への動きとして重要な意味をもつものであった。このカーン会議は、「科学研究拡大協議会」が主催して、文部省当局、大学教員、政界、財界などの関係者約300人を集め、3日間にわたって開かれたものである。この会議では、従来の学部の枠をはずして学問分野の再編成を可能にする実験大学を設置することや、1つの大学の学生数を2万人までにとどめ巨大な大学は分割すること、さらには「講座制」を廃止し「学科制」とすること、等々の勧告が採択され、「高等教育基本法」の基本構想に大きな影響をあたえた。

周知の通り、1968年はフランスにおける学生運動が大きな盛り上がりを見せた年であり、5月初めの数度にわたる学生と警官隊との衝突によって学生運動は全国に拡大し、ドゴール体制は大きな危機を迎え、大学制度そのものについても変革を求める動きが強くなった。ただその後の総選挙では、与党の共和国防衛連合が圧倒的な勝利を収めたため事態は鎮静し、7月に新たに文相として登場したエドガー・フォールは、5月事件のさいに政府が約束した大学制度の改革に精力的に取り組み、「高等教育基本法」の成立にこぎつけたのである。ナポレオン以来の改革といわれたこの法律では、大学はいくつかの教育・研究単位機関でこれを構成し、1つの大学区に複数の大学を置くことができるものとする事や、大学は多く教育・研究領域を含むものとする事、さらには講座制を廃止する、といったことなどが定められた(15)。

3-2. 哲学と人間諸科学：学部(学問)の争い

第2次世界大戦直後フランスでは、サルトルやメル

ロ・ボンティに代表される、フッサールやハイデッガーなどのドイツ哲学の影響を強く受けた思想がひとつの潮流を形成した。しかしその後、1960年代に登場したレヴィ＝ストロースやピアジェの「構造主義」は、方法の有効性をあくまで具体的な専門領域における経験的な妥当性としてみる、という意味においてフランスに固有の実証主義的な知的伝統に強く根ざしたものであった。そしてそれは、ドイツ的な意味での「哲学」や「社会科学」とは異なる一連の科学であるという意味において、「人間科学」と呼ぶことができるのではないと思われる。

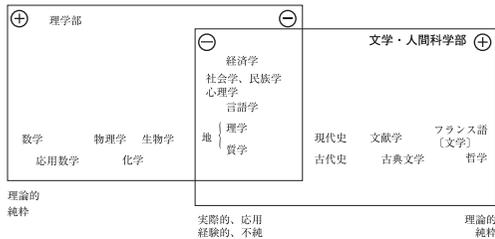
たとえば、ガードナー (Gardner, H.) は “The Quest for Mind” (邦題は『ピアジェとレヴィ＝ストロース』) のなかで、ピアジェとレヴィ＝ストロースの理論の独自性と両者にみられる共通の個性を論じた部分において、「フランスの知的伝統」という言葉を用いながら、それを説明した。かれは、フランスの知的伝統をデカルトにまで遡り、フランスの思想家たちは共通に、「人間の精神」の探求こそが真理への道であると考えてきたと指摘した。デカルトは、精神を人間に属する他の部分からは独立した実体であるとみなし、人間の認識の合理的・論理的側面を重視したが、この点はたしかにイギリス流の経験論とは異なる特徴として、フランスの思想家たちに受け継がれているのかもしれない。ただもちろん、デカルト以後のフランスの思想家ならびに科学者たち、たとえば、ルソーやサン・シモン、コント、デュルケム、あるいはベルグソンといった人々を考えれば、かれらの思考法は実に多様であり、そこに明確な共通項があると主張することには無理があるだろう。しかし他方では、かれらの理論をカントやヘーゲル、さらにはジンメルやヴェーバーといった人たちのものと比べれば、そこには明らかにドイツ的なものとは異なる独自の傾向を見取ることができる (16)。

また他方では、ブルデューが『ホモ・アカデミクス』(1984)において、第2次世界大戦後のフランスで生じた「哲学」と「人間諸科学」との争いに言及している。その争いはサルトルとレヴィ＝ストロースとの間の対決によって象徴されるものであったが、「大学空間」における覇権をめぐる争いでもあった。ブルデュー

は、人間科学を構成するものとして、バンヴェニストやマルチネによる「言語学」やレヴィ＝ストロースの「人類学」、ブローデルの「歴史学」、さらにはラカンの「精神分析学」や「社会学」などを挙げている。「文献学」や「文学史」ならびに「哲学」といったかつての支配的学問分野は、言語学や民族学、さらには記号学や社会学といった人間科学と呼ばれる新しい学問分野に、知的な基盤を脅かされているというのである (17)。哲学と人間諸科学との間の確執は、ピアジェが『哲学の知恵と幻想』において問題にした点でもあったが、フランスでは「構造主義」以降、より明確になった西欧における伝統的な思考様式の限界への反省が、デリダやドゥルーズによって繰り返し論じられ続けたのである (18)。

ブルデューは20世紀を代表する社会学者の1人であるが、かれの社会学理論と同様、ブルデューが試みたフランスの知識人ならびに大学制度の分析は、学問分野の形成過程を制度的な側面から分析しようとする本論にとっても、きわめて示唆に富むものである。とりわけ『ホモ・アカデミクス』では、1967年から実施されたバリの「文学・人間科学系」の主要高等教育機関の教授を対象としたアンケート調査と、その後に行われたバリの全分野の高等教育機関に所属する教授に関する統計調査をもとに、フランスの高等教育制度の基本構造と知識人たちの実態が明らかにされた。本論の主題は、ブルデューの理論そのものを検証することではないが、第2次世界大戦後のフランスの思想界と大学において、支配的学問分野の交代が生じたとするブルデューの調査結果と分析は、われわれの考察にとっても興味深いものである。次頁図1は、フランスの大学空間における学問分野間の関係を示すために、ブルデューが提示したものであるが、この図で示されているのは、「文学・人間科学部」と「理学部」のなかでは、ともに純理論的ではないとみなされる「経済学」や「社会学」、「民族学」、「心理学」、「地理学」、「地質学」と、かつての支配的学問分野との間の葛藤であるといえよう (19)。

図1. ブルデューによる「大学空間」の説明



(出典) [Bourdieu 1984, 邦訳 180 頁]。

4. 人間科学の組織に関するいくつかの試み

4-1. ブローデルの「人間科学館」

ブローデルが、戦後のフランスの思想界を語るうえにおいて欠くことのできない人物の1人であることについては、別言を要さないだろう。『地中海』(1949:1966)によって、従来の陸中心史観を刷新し、国家を超えた海洋ネットワークが形成した世界史の動態を明らかにしたとされるブローデルは、他方では「人間科学館」を設立することによって、「歴史学」にとどまらない人間諸科学の新しい制度的な展開を模索した人物でもある。ブローデルが、1957年から1969年まで『アナール』誌の編集長を務めたことについてはよく知られているが、それ以外にもかれは社会科学ならびに人間科学の制度の設立と運営に積極的に関与した。とくに、歴史学と経済学さらには社会学の総合的な研究機関として計画された「高等研究院第6セクション」では、1948年の第1回諮問委員会において事務長となり、委員長となったりュシアン・フェーヴルとともに、近代世界の経済構造についての共同調査の計画案を作成した(20)。

3. で見た通り、戦後のフランスでは高等教育の制度に関してさまざまな改革が試みられ、いくつかの重要な学術研究機関が設立された。「国立人口問題研究所」(INED)、「国立統計経済研究所」(INSEE)、「国立科学研究センター」(CNRS)等々の研究機関は、1945年から1947年の間に相次いで創立あるいは改革されたものである。「高等研究院第6セクション」もまた、そのような一連の動きのなかで生まれたものであるが、その設立にあたっては、当時「高等研究院第4セクション」の部長であった物理学者のオージェ

と研究指導教授であったモラゼがきわめて重要な役割を果たした。2人は、アメリカ渡航によって強い衝撃を受け、フランスにおける人文・社会科学の将来は、そのための新しい制度のなかでしか開かれまいと実感し、ロックフェラー財団の支援を受けた「第6セクション」が設立されたのである(21)。

「第6セクション」の事務長に選出されたブローデルは、フェーブルとともに、近代世界の経済構造についての大がかりな共同調査を計画した。そしてさらに、1955年にはアメリカ人のクレメンス・ヘラーと共同で新しい視点からの「諸文化圏」についての研究計画を企画した。「第6セクション」の計画は、そのすべてにおいてブローデルの研究の主要な意図にきわめて忠実なたちで進められたが、その運営がロックフェラー財団からの資金援助を得て運営されている事実に関して、手厳しい批判を受けなければならなかった。東西冷戦の最中、ロックフェラー財団からの資金援助を受けているという事実は、「第6セクション」が思想的にも服従を迫られているということの意味していたのである。ブローデルは、高等研究院第6セクションの運営において、きわめて重要な役割を果たしたが、かれはさらに従来の人間諸科学間の階層秩序を排除し、それを新たな観点から再編成するための制度(人間科学館)を創設することになった。ブローデルは、ベルジェヤルヌーヴァンらとともに、フォード財団の資金援助を得ながら計画を推進した。フォード財団は、「人間科学館設立協会」(1957)の資金の3分の1にあたる100万ドルを出資した。ただ、用地買収などの点において人間科学館設立までの道のりは険しいものであった。1969年になってようやく、パリのシュルジュミディにあった旧軍事刑務所の跡地に人間科学館は建設されたが、実際にそこが使用されるに至ったのは1975年のことであった(22)。

4-2. ピアジェの発生論的認識論国際センター

今日的な意味における「人間科学」をもっともはやよく構想した人物といえるピアジェは、人間科学のきわめて重要な特徴の1つである「学際的な研究組織」をもち早く設立していた。かれは、人間の認識についての根本的な研究を展開するためには、きわめて多様

表2. 発生的認識論国際センターの研究テーマと研究紀要

発生的認識論国際センター			発生的認識論研究紀要		
年度	回	研究テーマ	巻	出版年度	EEGのタイトル
1955 - 56	1	言語、論理、認知構造	1	1957	『発生的認識論と心理学的研究』
			2	1957	『論理と均衡』
			3	1957	『論理、言語、情報論』
			4	1957	『分析的連関と総合的連関』
1956 - 57	2	論理と経験の読み取り	5	1958	『経験の読み取り』
			6	1958	『論理と知覚』
1957 - 58	3	学習と論理との関係	7	1959	『学習と認識』
			8	1959	『論理、学習および確率』
			9	1959	『論理構造の学習』
			10	1959	『学習の論理』
1958 - 59	4	数の認識論	11	1960	『数の構築の諸問題』
			12	1960	『行動論理と諸操作』
			13	1962	『基本的数構造』
			14	1961	『数学的認識論と心理学』**
1959 - 60	5	数の認識論	15	1963	『諸構造のつながり』
			16	1962	『合意、形式化と自然論理』
			17	1963	『再帰的推理の形成』
1960 - 61	6	空間の認識論	18	1964	『空間の認識論』
			19	1965	『空間的保存』
1961 - 62	7	関数と時間の諸問題	20	1966	『時間の認識論』
1962 - 63	8	関数と時間の諸問題	21	1967	『時間の知覚と観念』
1963 - 64	9	関数と同一性の諸問題	22	1967	『サイバネティクスと認識論』**
			23	1968	『関数の認識論と心理学』
1964 - 65	10	関数と同一性の諸問題	24	1968	『同一性の認識論と心理学』
1965 - 66	11	因果性	25	1971	『因果性の諸理論』
			26	1971	『因果的説明』
1966 - 67	12	因果性	27	1972	『運動の伝達』
1967 - 68	13	因果性	28	1972	『衝突と押しにおける運動体の方向』
1968 - 69	14	因果性	29	1973	『力の観念の形成』
			30	1973	『力の合成とベクトルの問題』
1969 - 70	15	意識化	*	1974	『意識化』
			*	1974	『成功と理解』
1970 - 71	16	矛盾	31	1974	『矛盾の研究 I 矛盾の諸形態』
			32	1974	『矛盾の研究 II 肯定と否定との関係』
			33	1975	『認知構造の均衡化』**
1971 - 72	17	反省的抽象	34	1977	『反省的抽象の研究 I 論理数学的関係の抽象』
			35	1977	『反省的抽象の研究 II 空間関係の抽象』
1972 - 73	18	一般化	36	1978	『一般化の研究』
1973 - 74	19	モルフィズム	37	1980	『対応の研究』
1974 - 75	20	モルフィズムとカテゴリー	38	編集中	
1975 - 76	21	可能性	*	1981	『可能性と必然性 I 子どもにおける可能性の進化』
1976 - 77	22	必然性	*	1983	『可能性と必然性 II 子どもにおける必然性の進化』
1977 - 78	23	弁証法	*	1980	『弁証法の原初的諸形態』
1978 - 79	24	意味の論理学			
1979 - 80	25	理由			

* EEGの紀要とは別に出版されたもの。** 特定の研究成果ではない理論的著作。
 (出典) [中垣 啓 1984 26 - 27 頁]。

な角度からの分析が必要だと考え、1955年10月ジュネーブ大学理学部内に「発生的認識論国際センター」を設立し、表2.のような研究テーマについての共同研究を展開した(23)。毎年、センターは研究テーマに関心をもつ、物理学や数学、心理学者など3名をジュネーブ大学に招待し、同大学の実験心理学の研究室で、認識論的諸問題に関心のある心理学者と共同で研究することを要請したのである。ピアジェによれば、発生的認識論は、諸認識の拡大のメカニズムを研究対象とするものであるため、その研究を進めるためには、認識の系統発生の研究者として科学史家であると同時に、認識の個体発生の研究者として心理学者でなければならない。またさらにすべての認識は規範を含むものであるため、その妥当性が問題となれば、論理的な知識も必要となる。ピアジェはこのように考え、かれが構想した発生的認識論の研究を進展させるため、諸科学の専門家の継続的な共同研究を実現する場として、このような研究センターを設立したのである。この研究センターにおける研究活動は、1980年にピアジェが死去するまでの25年間活発に続けられた(24)。

発生的認識論国際センター設立の目的は、認識論的諸問題を発生の観点から解明するため、異なる分野の専門家が共同研究を行うことにあった。たとえば、物理学的認識が問題になっていけば、物理学者とその認識の発達を研究する心理学者との間で共同研究を行うことが制度的に推進されたのである。センターが開設された初年度に招待されたのは、論理実証主義の論理学者L.アポステル、情報理論のB.マンデルブロー、認識論のW.メイズであり、ジュネーブ大学からは、イネルデ、モルフ、ルッチマンの3名の心理学者が参加した(25)。

初年度の研究テーマは、論理学者が形式化するような論理的構造と発生という観点から見た思考の構造とはどのような関係にあるのか、という問題と、論理的構造は言語の寄与によるのか、あるいは、まず行為の論理が存在していて、言語の論理的構造はその特定部分を構成するにすぎないのか、というものであった。この2つの共通テーマは、センター長のピアジェが提示したものであったが、研究者たちは共通テーマをより限定したかたちで自らの専門領域に結びつけ、それ

ぞれ実験と理論的研究を展開した。マンデルブローはマクロ言語学とミクロ言語学の関係について、アポステルは誤りの前修正としての理論構造について、それぞれ理論的研究を行い、モルフは命題論理学の学習の可能性に関する実験的研究を行った。そして1年間の研究活動の総仕上げとして、学術年度末には毎年1週間にわたるシンポジウムが開かれ、1年間共同研究を続けたメンバーの他、さまざまな学問分野の著名な研究者が10名前後招待された。E.W.ベート(論理学、認識論)、F.ブレッソン(心理学)、J.ブルーナー(思考の心理学)、F.ゴンセート(論理学、認識論)、A.ジョンキーレ(心理学、数学)、P.ロレンツェン(論理学)、A.ナニス(認識論)、P.オレロン(発達心理学)といった研究者たちがシンポジウムに参加し、そこで討論を踏まえた1年間の研究成果は、『発生的認識論研究紀要』として、表2.にある通り4巻にまとめられた(26)。

4-3. ギュスドルフによる「学際的研究計画」の提案

ギュスドルフは、「人間諸科学」(sciences humaines)と「人間の科学」(science de l'homme)を区別し、現在、必要なのは「人間諸科学」から「人間の科学」への移行の試みである、と述べている(27)。ギュスドルフの議論の要旨は、ますます専門分化の傾向を示す「人間諸科学」は、人間についての総合的な認識を志向するという意味での「人間の科学」となることをつねに目指さなければならない、という点にある。かれは、人間諸科学の領域として表3.のようなものを挙げているが、それら相互の領域を隔てている壁の厚さについての反省を促し、あまりにも専門分化しすぎた人間諸科学を再編するための方策を提案したのである(28)。

ギュスドルフは、人間科学の領域における極端な専門分化の傾向に歯止めをかけるための1つの方策として、学際的な研究者集団を組織することを提案している。かれは、ギリンが編集した『社会的人間の科学のために』(1954)を批判しながら、本来の意味での「学際的研究」がどのようなものであるべきかを論じている。『社会的人間の科学のために』は、アメリカの諸大学に所属する著名な研究者たちが、手紙のやり取り

表3. ギュスドルフによる人間諸科学の領域区分

生物学、身体的人間学—神経医学・精神病理学、精神分析学、精神身体医学
古生物学、先史学
社会人間（人類）学—心理学、社会心理学、社会学、民族誌学、民族学、民俗学
法学、政治学、経済学—政治経済学、人口統計学、人文地理学
歴史学、文化学—一般歴史および特殊歴史、科学史、思想史、宗教史、芸術史、技術史、言語学、考古学、言語史学
形式的、方法的、実験諸学科—統計学、テスト、サイバネティクス、精神物理学、数理経済学、オペレーションズ・リサーチ、翻訳機械、情報理論、ゲーム理論

(出典) [Gusdorf 1967, 邦訳39-40頁]。

と2回の会議を通じて各人の意見をまとめ、それを出版したものである。ギュスドルフは、そこに参加した研究者たちの専門領域が心理学、社会学、文化人類学という限られたものでしかない点と、かれらがすべてアングロサクソンの知的伝統に属していることなどから、そこで行われた研究は「学際的研究」としては不十分なものである、と述べている(29)。

かれの構想した学際的研究者集団とは、つぎのような領域の専門家、10人から20人によって構成される。数学者、物理学者、生物学者、医者・精神科医、経済学者、民族学者、心理学者、社会学者、法律学者、政治学者、宗教学者、歴史学者、美学者、芸術史学者、言語学者、語源学者、地理学者、哲学者、オペレーションズ・リサーチとサイバネティクスの専門家(30)。

5. 日本における人間科学の組織

1972年に大阪大学にわが国初の人間科学部が設立されて以降、わが国では人間科学部・人間科学科・人間科学専攻・人間科学コースといったかたちの、多様な人間科学の組織が開設されてきた。そしてまた、「教育人間科学部」や「人間関係学部」、さらには「人間文化学部」や「総合人間学部」といった名称をもつ組織の増加も近年の特徴となっている。

人間の行為の所産である文化やその背景となる歴史を扱う学問は、従来、一般には「人文科学」と呼ばれ、わが国の大学制度においては、戦前の帝国大学令にもとづき、旧制大学における「文学部」がその担い手となってきた。しかし、第2次世界大戦後の学制改革に伴い、新制大学の発足にあたっては、教員免許法への対応として教員養成をめざす「教育学部」と、その名称は同じであっても、旧帝国大学系の大学では、教育の基盤となる人間形成の問題を根本から扱おうとす

る「教育学部」が、それまでの「文学部」さらにはその一分科であった「哲学科」から分離して創設されたのである。その設立の趣旨は、たしかに今日的な意味での「学際性」を標榜するものではなかったが、広義の意味での「人文科学」ではなく、「人間」そのものを対象とする科学の探求が目指されたという点において、現在わが国に存在する「人間科学部」の萌芽をそこに見出すことができる(31)。

5-1. 人間科学部の設立動向

このような「人間そのもの」を対象とする科学への志向は、さらに1972年の大阪大学人間科学部人間科学科の設立によって、より具体的なものとなった。それまで「文学部」に属していた社会学、心理学、教育学が中心となり、人間の心理と行動、社会の制度と組織、発達と形成、といった課題を、「行動系」、「社会系」、「形成系」という新しいカテゴリーで括り、さらにそれらの間の関連性を総合的な視点から問う、というのがその設立の主旨であったが、大阪大学の人間科学部は、その後設立されたわが国の人間科学部のモデルとなった。その4年後の1976年には文教大学(当時「立正女子大学」)の人間科学部人間科学科が設立され、さらに翌年には札幌学院大学(当時「札幌商科大学」)の「人間科学科」が発足している。1980年代に入ると、まず1981年には慶應義塾大学に「人間科学専攻」が設置され、1983年には常磐大学人間科学部、1987年には早稲田大学人間科学部、さらに1989年には東洋英和女学院大学の人間科学科が現在の人間科学部の前身である人文科学部の設置にともなって発足し、東北学院大学の人間科学専攻が教養学部の創設にともなって発足した(32)。

そしてさらに1990年代に入ると、「人間科学」と

いう名称をもつ大学組織の数は著しく増加した。1992年には大阪国際女子大学（当時「帝国女子大学」）の人間科学部が家政学部の改廃によって発足し、久留米大学文学部の人間科学科が文学部の創設にともない発

足した。1993年には、愛知みずほ大学の人間科学部人間科学科と神戸女学院大学の人間科学部人間科学科が設立され、1994年には九州大学の人間科学コースが学部改組にともない発足した（33）。

表4. 人間科学の組織の主な設立動向
（2002年度までのもの）

年 度	新設の組織
1972	大阪大学人間科学部
1976	文教大学（当時「立正女子大学」）人間科学部
1977	札幌学院大学（当時「札幌商科大学」）人間科学科
1981	慶應義塾大学文学部人間関係学科人間科学専攻
1983	常磐大学人間科学部
1987	早稲田大学人間科学部
1989	東洋英和女学院大学人文学部人間科学科 東北学院大学教養学部教養学科人間科学専攻
1992	大阪国際女子大学（当時「帝国女子大学」）人間科学部 久留米大学文学部人間科学科
1993	愛知みずほ大学人間科学部人間科学科 神戸女学院大学人間科学部人間科学科
1994	九州大学文学部人文学科人間科学コース
1995	東洋英和女学院大学人間科学部 横浜市立大学国際文化学部人間科学科
1996	名古屋市立大学人文社会学部人間科学科 甲南大学文学部人間科学科 山形大学人文学部人間文化学科人間科学コース
1997	大阪府立大学総合科学部人間科学科 熊本大学文学部人間科学科 琉球大学法文学部人間科学科
1998	神戸親和女子大学文学部人間科学科
2000	大正大学人間学部人間科学科（社会学科から名称変更） 梅花女子大学文学部人間科学科（2004年度4月から「現代人間学部」へ改組） 岩手大学人文社会学部行動科学科人間科学課程
2001	大阪人間科学大学人間科学部
2002	東洋学園大学人文学部人間科学科

（出典）この表の作成にあたっては、とくに岩手大学人文社会学部「人間行動科学の教育の新たな展開をめざして」岩手大学人文社会学部報告書、89-107頁を基にし、1998年度以降については、各種の大学案内や各大学のパンフレットならびにホームページなどを参照した。それゆえ、この表には人間科学に関するすべての組織の設立動向が網羅されているわけではない。本文でも述べたように、「人間」という言葉を冠する学部や学科は近年著しく増加し、「人間学部」や「人間学科」の他にも、「人間関係学部」や「人間文化学部」さらには「教育人間科学部」、「人間環境学部」などの多様な学部や学科が開設されている。

5-2. 各大学の特色について

大阪大学の人間科学部設立以降、わが国には多くの人間科学部・人間科学科・人間科学専攻が誕生したが、それらの組織の教育・研究体制はきわめて多様であり、ここでそれらのすべてについて検討することは不可能である。ここでは、いくつかの大学に限定してその特色について検討してみよう(34)。

まず大阪大学の大学院人間科学研究科・人間科学部であるが、表5. で見る通り、人間科学部は設立以来「人間科学科」のみの単学科制をとっている。他大学と同様、大学院と学部は設立後に幾度も組織変更を行ったが、最近の変更点としては、1998年度から、新たに「ボランティア人間科学科目」が開設されことや、大学院教育への重点化が図られたことなどが挙げられる。しかし、その基本的な理念は設立当初から一貫したもの

である。大阪大学の人間科学部の特色は、他大学の人間科学部あるいは人間科学科の多くが「心理学」(あるいは「臨床心理学」)系統の学科目を重視した教育内容に傾きつつあるなかで、「行動生態学履修コース」のような「霊長類行動学」や「脳行動科学」あるいは「認知神経科学」といった科目群が用意され、きわめて多様な角度から「人間そのもの」を考えるための機会が与えられているという点であろう。ここには、「文系」と「理系」というわが国に固有の固定観念を超越しようとする意図が明確に読み取ることができるし、それが実行されているといえる。これはいうまでもなく、大阪大学が国立大学としてもっている、他の私立大学の人間科学部と比べた場合の、財源的・人材的な側面における優位性から帰結するものであろうが、このような制度で教育を受けた研究者が、将来どのような新しい研究成果を生み出すのか、興味深い点である。

表5. 大阪大学人間科学研究科・人間科学部の組織
(2004年4月現在)
人間科学研究科

研究科名	専攻名	講座名	研究分野名
人間科学研究科	人間科学専攻	先端人間科学講座	先端情報環境学、コミュニケーションメディア、先端ヒューマンコミュニケーション学
		人間行動学講座	基礎心理学、適応認知行動学、対人社会心理学、臨床死生学、環境心理学、応用行動学
		行動生態学講座	比較発達心理学、行動生理学、行動データ科学、人間生態学、行動生態学、感性情報心理学
		社会環境学講座	社会学理論、現代社会学、先端経験社会学、社会データ科学、コミュニケーション社会学、文化社会学
		基礎人間科学講座	科学基礎論、論理科学、基礎人間学、現代記号学、文明動態学、人類学、国際文化システム学
		臨床教育学講座	教育人間学、教育技術開発学、教育人格心理学、教育工学、臨床心理学(教育臨床心理学・臨床心理学)
		教育環境学講座	教育社会学、教育動態学、教育制度学、社会教育学、多文化教育学、コミュニティ教育学、教育病理学
		ボランティア人間科学講座	国際協力論、ソーシャルサービス論、地域共生論
		健康人間科学講座	身体運動学、運動健康学、スポーツ人間学

人間科学部

学部名	学科名	学科目名	履修コース名
人間科学部	人間科学科	行動学科目	人間行動学履修コース
			行動生態学履修コース
		社会学科目	社会学履修コース
		人間学科目	人間学履修コース
		教育学科目	臨床教育学履修コース
			教育環境学履修コース
ボランティア人間科学科目	ボランティア人間科学履修コース		

(出典) <http://www.hus.osaka-u.ac.jp/common/sosiki/>

それとの関連でいえば、京都大学の「総合人間学部」もまた、教養部からの改組である点や、その名称を「人間科学」ではなく「人間学」としているといったような違いはあるにしても、「人間」を総合的な視点から——つまり、これまでの「文系」や「理系」といった枠を超えて——研究・教育するための制度を構築することを意図している、という点では共通の志向をもっており、しかもわが国でも屈指の研究・教育レベルを誇る京都大学に開設されたということから、そこで展開される「人間」についての総合的な研究と教育がどのようなものとなるのかは興味深い点であろう。

以上のような国立大学における人間科学部もしくは総合人間学部の組織に比べ、私立大学における人間科学の組織はいうまでもなく、規模の小さい限定されたものとならざるをえないが、各私立大学はそれぞれ特色のある研究と教育を展開しようと努力している。

1976年に開設された文教大学の人間科学部は、家政学部からの改組であったが、新しくなった組織は、大阪大学の場合と同様「人間科学科」単学科制をとった。設立当初の文教大学人間科学部は、生活学と人間学の科目配置のされ方がひとつの特徴となっていたが、それは、文教大学の人間科学部の設立が、家政学部からの改組として行われたという事情によるものであったと考えられる。また設立当初は、心理学・社会学・教育学の3つの「専修」に加え、それらのいずれかをベースにしたうえで、より学際的な研究と学習をめざす「総合コース」が設けられていたが、その存在ががえって専修にある個別領域の壁を厚くし、研究領域を狭くする恐れがあるという配慮から、5年後、このコースは「人間学専修」に衣替えされた。その後文教大学では、1998年4月から人間科学科の4専修（心理学・社会学・生涯教育・人間学）が心理学・社会文化・人間教育・社会福祉の4コース制度となり、さらに2002年4月からは、これまでの単学科制を改め、臨床心理学科が増設された。

大阪大学と文教大学の両者が、既存の学部からの改組であったのに対し、常磐大学の人間科学部はまったくの新設学部であった。そしてさらに常磐大学の場合には、設立当初、社会学・心理学・教育学の3専攻からなる「人間関係学科」と、わが国初の「コミュニケ

ーション学科」との2つの学科からなっていたが、5年後にはこれに「組織管理学科」が加わり、3つの学科による構成となった。人間科学部をもつ私立大学にあって、「臨床心理系」に偏ることなく、従来の社会科学に属する学科目をも取り込んでいるという点において、常磐大学の人間科学部は、他の人間科学部とは異なる独自の制度を志向しているといえよう。常磐大学もまた、他の人間科学部と同様、幾度かの組織改革を遂行してきたが、2004年4月からは、心理教育学科・現代社会学科・コミュニケーション学科という構成に移行した。

ところで、以上の3大学の人間科学部とはまったく異質の側面をもつ組織として誕生したのが、早稲田大学の人間科学部である。人間の存在・行動・発達を学際的に把握するという設立の理念において、早稲田大学人間科学部もまた他の人間科学部と共通の側面をもつものであったが、人間の「健康的側面」に重点をおくという学部の理念は他に類を見ない独自の構想であったといえる。ただ、早稲田大学人間科学部は、2002年度まで、「人間基礎科学科」、「人間健康科学科」、「スポーツ科学科」の3つの学科から構成されていたが、2003年度からは、「スポーツ科学科」が「スポーツ科学部」として独立し、人間科学部はあらたに「人間環境科学科」、「健康福祉科学科」、「人間情報科学科」によって構成されるものとなった。

先に触れたように、1990年代に入り、「人間科学」という名前をもつ学部・学科・専攻はさらに増え、上記の4つの大学の他、東洋英和女学院大学、愛知みずほ大学、大阪国際女子大学、神戸女学院大学、といった大学が、人間科学部を設立した。そしてまたそれと同時に、「人間科学」という名称と何らかの関連をもった名前の学部も新設された。たとえば1987年には、わが国では初めて「人間関係学部」と名のる学部が、唱山女学園大学に創設された。1学科制をとるこの学部は、社会学・心理学・教育学の3専攻に分かれ、現代科学と人間関係、国際化と人間関係、といったテーマに学際的なアプローチをしようとする点において、わが国の多くの人間科学部と共通の理念を掲げているといえるだろう。

6. 結びにかえて：「学部」のミッション・マネジメント

大阪大学にわが国初の「人間科学部」が開設されて以来すでに30年が経過し、その間、わが国には数多くの人間科学の組織が生まれた。ただ、多くの論者が指摘する通り、わが国における人間科学の理論と方法に関する議論の蓄積はまだ十分なものではなく、科学の内容についても共通認識が形成されているとはいえない。たしかに、ある学問分野が誕生し、確固とした方法が確立され、制度的にも十分な基盤が形成されるまでにはそれ相応の時間が必要となる。19世紀におけるヨーロッパの大学制度の復活とともに誕生した「社会科学」の形成過程はわれわれにそれを教えてくれる。「道徳哲学」の教授であったアダム・スミスは、市民社会の秩序維持の方法を論ずるとともに、国家の富と繁栄を狙いとする政治的諸規制のあり方について検討を加え、『国富論』（1776）を出版したが、アダム・スミスの時代に用いられていた「政治経済学」（political economy）という呼称は、19世紀後半になると「経済学」（economics）という呼称にとって替わられた。political という形容詞がはぎとられたことは、経済学がより「法則科学」への指向を強めたことの表れでもあった。社会科学を構成するその他の科学、「歴史学」、「社会学」、「政治学」などについても同様の過程が見られ、それぞれの科学の方法と制度が確立されるまでには半世紀から1世紀の時間が必要とされたのである。

このような点を考慮すれば、人間科学の方法と制度をめぐる議論はまだ始まったばかりであり、人間科学という科学がわが国において定着し、社会的にも固有の使命を果たすことができる否かは、まさに現在、人間科学の研究と教育に携わる研究者たち自身の手委ねられていると考えられる。そしてまた、人間科学という科学を支える制度にとって、もっとも重要なことは、つねに自らの「存在意義」（ミッション）を問い続けることであろう（35）。

注

（1） このような問題をあつかったものとしては、次

のような文献が挙げられるだろう。〔阿部謹也 1999；2001〕、〔井門富二夫 1985；1991〕。

（2） わが国の大学における教養教育のあり方と人間科学部における教育との関係については、今後ますます議論が深められていくに違いない。ただいまでもなく、その問題についての議論は最終的に「大学とは何か」という点に立ち戻らざるを得ないのであり、そう簡単に結論のでる問題ではない。大学制度のあり方は、欧米諸国においても多様であり、時代とともに変化しており、ただ1つの理想的なモデルが存在するわけではない。本文で後述するように、教養教育にたいする考え方と大学におけるその制度は、「アングロサクソン型」と「大陸型」で大きく異なり、教養教育の問題を考えていくことは、その国の中等教育から高等教育全般の教育制度を考えていくことにつながる。大学のあり方はそれぞれの国の文化的背景などにより、きわめて多様であり、それをどのように評価するかは論者の観点によって異ならざるをえない。

（3） この点については、〔井門富二夫 1985；1991〕を参照した。

（4） 学際的学部の状況については、〔大川一毅 1998〕を参照した。

（5） 「フォーラム：人間科学を考える」は、1995年12月9日に早稲田大学人間学部において第1回の会合がもたれた。その時の呼びかけ人は、糸魚川直祐（大阪大学人間科学部長）、井口潔（九州大学医学部名誉教授）、後藤和彦（常磐大学人間科学部長）、小林政吉（東洋英和女学院大学人間科学部長）、建部昌弘（大阪国際女子大学人間科学部長）、西三郎（愛知みずほ大学人間科学部長）、濱口晴彦（早稲田大学人間科学部長）、春木豊（早稲田大学人間科学研究科委員長）、森井利夫（文教大学人間科学部長）、山本義和（神戸女学院大学人間科学部長）の各氏であった。その後このフォーラムは、翌年も引き続き早稲田大学において開催され、2004年10月には第10回のフォーラムが大阪経済大学において開催された。第10回の呼びかけ人は、小泉潤二（大阪大学人間科学部

- 長)、森川滋 (大阪経済大学人間科学部長)、南直人 (大阪国際大学人間科学部長)、大阪人間科学大学人間科学部長 (服部祥子)、神戸女学院大学人間科学部長 (川合真一郎)、東洋英和女学院大学人間科学部長 (新富英雄)、常磐大学人間科学部長 (佐藤守弘)、文教大学人間科学部長 (上杉喬)、早稲田大学人間科学部長 (野嶋栄一郎) の各氏であった。
- (6) この点については、[井門富士夫 1985:1991]、[ギュスドルフ 1967] を参照した。
- (7) この点については、[黒羽・館・清水 1991 9-10 頁] を参照した。
- (8) [黒羽・館・清水 1991 13-14 頁] を参照した。
- (9) [黒羽・館・清水 1991 16-36 頁] を参照した。
- (10) ここでの考察に関しては、とくに [沢田徹 1970 251-330 頁] を参照した。
- (11) [沢田徹 1970 263-264 頁] を参照した。
- (12) [滝沢武久 1975 194-213 頁] を参照した。
- (13) [滝沢武久 1975 27-30 頁] を参照した。
- (14) [沢田徹 1970 271-272 頁] を参照した。
- (15) [沢田徹 1970 273-276 頁] を参照した。
- (16) この点については、[Gardner 1972, 邦訳 15-23 頁] を参照した。
- (17) この点については、[Bourdieu 1984, 邦訳 21-26 頁] を参照した。
- (18) 西欧の伝統的な思考様式に対する批判は、デリダにおいてより先鋭化した。デリダは、その著作のなかで繰り返し、レヴィ=ストロースの手法を批判した。デリダによれば、「文明」と「未開」を対置させ、「未開」に近代文明を乗り越える契機を求めようとするレヴィ=ストロースの考え方は、それ自身が隠された「文明主義」でしかないのである。たしかに文明と未開という対立図式こそは、西欧的な観点に依拠したものであるとみることができるよう。デリダやドゥルーズらの議論は、1980年代、わが国でも「ポスト構造主義」の思想として脚光を浴びたが、それらの思想がどのように位置づけられるべきものなのか、についてはいまだに不明確なままである。
- (19) [Bourdieu 1984, 邦訳 177-185 頁] を参照した。
- (20) ここでの議論については、[Dosse 1986, 邦訳 81-93 頁] を参照した。
- (21) [Dosse 1986, 邦訳 85-88 頁] を参照した。
- (22) [Dosse 1986, 邦訳 88-93 頁] を参照した。
- (23) この点については、[中垣啓 1984 20-21 頁] を参照した。
- (24) [中垣啓 1984 23-24 頁] を参照した。
- (25) [中垣啓 1984 20-21 頁] を参照した。
- (26) [中垣啓 1984 23-24 頁] を参照した。
- (27) この点については、[Gusdorf 1967, 邦訳 42 頁] を参照した。
- (28) [Gusdorf 1967, 邦訳 39-40 頁] を参照した。
- (29) [Gusdorf 1967, 邦訳 45-46 頁] を参照した。
- (30) [Gusdorf 1967, 邦訳 71-72 頁] を参照した。
- (31) この点については、[日本学術会議第3常置委員会 1994 85 頁] を参照した。
- (32) [日本学術会議第3常置委員会 1994 85-86 頁] ならびに [岩手大学人文社会学部行動科学科 1998 89-107 頁] を参照した。
- (33) この部分の記述についてはとくに、[岩手大学人文社会学部行動科学科 1998 102-105 頁] を参照した。
- (34) 各大学のカリキュラムの特徴については、注(32)で挙げた2つの文献の他、各大学のホームページなどを参照した。
- (35) この点については、アーサーアンダーセンビジネスコンサルティング『ミッションマネジメント』生産性出版、1997を参照した。

文献

- 阿部 謹也, 1996, 『ヨーロッパを見る視角』岩波書店。
 ———, 1999, 『大学論』日本エディタースクール出版部。
 ———, 2001, 『学問と「世間」』岩波新書。
 会田 雄次, 1962, 『アーロン収容所』中公新書。
 ———, 1966, 『ヨーロッパ・ヒューマニズムの限界』新潮社。
 天城・慶伊 (編), 1977, 『大学設置基準の研究』東京大学出版会。
 Bourdieu, P., 1984, *Homo Academicus*, Editions de

- Minuit, Paris. (石崎・東松訳『ホモ・アカデミクス』藤原書店, 1997).
- , 1987, *Choses Dites*, Editions de Minuit, Paris. (石崎晴巳訳『構造と実践』藤原書店, 1991).
- Bourbieu, P./Passeron, J.C., 1970, *La Reproduction*, Editions de Minuit, Paris. (宮島喬訳『再生産』藤原書店, 1991).
- Braudel, F., 1966, *La Méditerranée: et le monde méditerranéen à l'époque de Philippe II*, Librairie Armand Colin, 2 édition revue et corrigée. (浜名優美訳『地中海』I - V 藤原書店, 1991-95).
- Dosse, F. (ed.), 1986, Braudel dans tous ses états, *Espaces Temps*, 34/35. (浜名優美監訳『ブローデル帝国』藤原書店, 2000).
- Gardner, H., 1972, *The Quest for Mind*, Alfred A. Knopf Inc., New York. (波多野・入江訳『ピアジェとレヴィ = ストロース』誠信書房, 1975).
- Gillin, J. (ed.), 1954, *For a Science of Social Man*, Macmillan Company. (武田・米山監修『人間科学の展開』早稲田大学出版部, 1961).
- Gusdorf, G., 1967, *Les sciences de l'homme sont des sciences humaines*, Ophrys, Paris. (片山寿昭訳『人間の科学と人文科学』法律文化社, 1976).
- 浜田寿美男, 1994, 『ピアジェとワロン』ミネルヴァ書房.
- 浜名 優美, 2000, 『ブローデル『地中海』入門』藤原書店.
- 波多野完治 (編), 1965, 『ピアジェの発達心理学』国土社.
- (監), 1982, 『ピアジェの発生的心理学』国土社.
- (監), 1982, 『ピアジェ派心理学の発展 II』国土社.
- (監), 1984, 『ピアジェの発生的認識論』国土社.
- , 1986, 『ピアジェ入門』国土社.
- 市川 功, 1995, 『ピアジェ発生論の思想と基盤』北樹出版.
- 井門富二夫, 1985, 『大学のカリキュラム』玉川大学出版部.
- , 1991, 『大学のカリキュラムと学際化』玉川大学出版部.
- 井上 琢智, 1991, 「イギリスにおける経済学の普及と制度化」『大学史研究』第7号, 1-7頁.
- 岩手大学人文社会学部行動科学科 (編), 1998, 「人間行動科学の教育の新たな展開をめざして」(報告書).
- Kant, I., 1798, Der Streit der Fakultäten in drei Abschnitten in: *Kants Werke Akademie-Textausgabe*, Walter de Gruyter & Co., Berlin, 1968. (小倉 志祥訳「学部の争い」『カント全集』第13巻, 297-458頁).
- 加藤・日下・足立・亀谷 (編), 1996, 『ピアジェ・ワロン論争』ミネルヴァ書房.
- 川勝 平太, 1993, 「社会科学の脱領域化」『岩波講座: 社会科学の方法 [I]』岩波書店, 267-308頁.
- (編), 1996, 『海から見た歴史』藤原書店.
- 川野・韻岡・余語 (編), 1999, 『間主観性の人間科学』言叢社.
- 黒羽・館・清水, 1991, 「教養部改組を中心とした大学教育の改革について」『大学研究』第8号, 筑波大学大学研究センター.
- Levi-Strauss, C., 1949, *Les structures élémentaires de la parenté*, Presses Universitaires de France (P.U.F.) (馬淵東一他監訳『親族の基本構造』上・下 番町書房, 1977-78).
- , 1955, *Tristes Tropiques*, Librairie Plon, Paris. (川田順造訳『悲しき熱帯』上・下, 中央公論社, 1977).
- , 1958, *Anthropologie structurale*, Librairie Plon, Paris. (荒川磯男他訳『構造人類学』みすず書房, 1972).
- , 1962a, *La Pensée sauvage*, Librairie Plon, Paris. (大橋保夫訳『野生の思考』みすず書房, 1976).
- , 1962b, *Le totémisme aujourd'hui*, P.U.F. (仲沢紀雄訳『今日のトーテミスム』みすず書房, 1970).
- Linton, R., 1945, *The Science of Man in the World Crisis*, Columbia University Press. (池島重信監訳『世界危機における人間科学』上・下, 新泉社,

- 1975).
- 丸山 高司, 1985, 『人間科学の方法論争』 勁草書房.
- 三嶋 唯義, 1981, 『ピアジェ晩年の思想』 行路社.
- 宮島 喬, 1979, 『現代フランスと社会学』 木鐸社.
- 水島 恵一, 1977, 『人間学』 有斐閣双書.
- , 1979, 『人間学の実践』 有斐閣.
- , 1997, 「総合人間科学と人間学」 札幌学院大学『人文学会紀要』第60号, 1-11頁.
- 村上陽一郎, 1976, 『近代科学と聖俗革命』 新曜社.
- , 1983, 『歴史としての科学』 筑摩書房.
- , 1993, 「人間の営為としての科学」 井口・藤澤・村上・飯島『科学と文化』名古屋大学出版会, 89-123頁.
- , 1994, 『文明のなかの科学』 青土社.
- 中垣 啓, 1984, 「発生的認識論と今日のジュネーブ学派」 中垣(編)『ピアジェの発生的認識論』国土社, 9-38頁.
- 中島・井上・友田(編), 1992, 『人間科学への招待』 有斐閣.
- 中島・太田(編), 1998, 『フロンティア人間科学』 放送大学教育振興会.
- 日本学術会議第3常置委員会, 1994, 『日本の学術研究教育の課題』 日本学術会議.
- 小田 亮, 2000, 『レヴィ=ストロース入門』 ちくま書房.
- 大川 一毅, 1998, 「日本の大学における『学際的学部』のカリキュラムと教育」『大学史研究』第13号, 3-18頁.
- Piaget, J., 1936, *La naissance de l'intelligence chez l'enfant*, Delachaux & Niestle, 2ed., 1948. (谷村・浜田訳『知能の誕生』ミネルヴァ書房, 1960).
- , 1965, *Sagesse et illusions de la philosophie*, Presses Universitaires de France (=P.U.F.) (岸田・滝沢訳『哲学の知恵と幻想』みすず書房, 1971).
- , 1968, *Le structuralisme*, P.U.F. (滝沢・佐々木訳『構造主義』白水社, 1970).
- , 1970a, *L'épistémologie génétique*, P.U.F. (滝沢武久訳『発生的認識論』白水社, 1972).
- , 1970b, Introduction - the place of the sciences of man in the system of sciences, in: *Main Trends of Research in the Social and Human Sciences - Part I.: Social Sciences*, Unesco. (波多野完治訳『人間科学序説』岩波書店, 1976).
- Ringer, F., 1992, *Fields of Knowledge: French academic culture in comparative perspective, 1890-1920*, Cambridge University Press. (筒井清忠他訳『知の歴史社会学』名古屋大学出版会, 1996).
- 立正女子大学人間科学研究委員会, 1975, 『人間科学の体系』立正女子大学.
- 沢田 徹(編), 1970, 『主要国の高等教育』第一法規.
- 島田雄次郎, 1967, 『ヨーロッパ大学史研究』未来社.
- , 1990, 『ヨーロッパの大学』玉川大学出版部.
- 清水 一彦, 1999, 『平成の大学改革を斬る』協同出版.
- 滝沢 武久, 1975, 『ワロン・ピアジェの発達理論』明治図書.
- 潮木 守一, 1973, 『近代大学の形成と変容』東京大学出版会.
- Wallerstein, I., 1991, *Unthinking Social Science: The Limits of Nineteenth-Century Paradigms*, Polity Press. (本多・高橋監訳『脱社会科学: 19世紀パラダイムの限界』藤原書店, 1993).
- , 1996, *Open the Social Sciences*, Stanford University Press. (山田鋭夫訳『社会科学をひらく』藤原書店, 1996).
- , 1999, *The End of the World as We Know It: Social Science for the Twenty-First Century*, University of Minnesota Press. (山下範久訳『新しい学』藤原書店, 2001).
- 養老 孟司, 2002, 『人間科学』筑摩書房.
- 吉田 俊郎, 1995, 「人間科学と心理学」常磐大学人間科学部『人間科学のすすめ』常磐大学, 256-266頁.

自著関連論文

- 長谷川幸一, 1993, 「社会科学と人間科学Ⅰ—人間科学の位置づけをめぐる—」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第11巻第1号, 85-97頁.
- , 1994, 「社会科学と人間科学Ⅱ—社会科学

の方法論争における幾つかの論点をめぐって
—」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第
11巻第2号, 33-46頁.

———, 1995, 「社会科学と人間科学Ⅲ—人間と社
会についてのシステム論的理解をめぐって—」
常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第12巻
第2号, 87-104頁.

———, 1997, 「社会科学と人間科学Ⅳ—「市民社
会」の概念と社会科学の成立・制度化—」常磐
大学人間科学部紀要『人間科学』第15巻第1
号, 47-61頁.

———, 2001, 「社会科学と人間科学Ⅴ—経済学の
制度化:19世紀における「学問分野」の形成—」
常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第18巻
第2号, 45-74頁.

———, 2003, 「人間像の相剋—人類学, 人間学, 人
間科学—」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』
第20巻第2号, 1-22頁.

TOB における対象企業株主の売却株数の誤差

The Differences of the Stock Amounts Sold by the Shareholders of the Tender Offer Targets

文堂 弘之
Hiroyuki Bundo

1. はじめに

株式公開買い付け（以下、TOBという）は本来、分散した多数の株主の持株を市場を通さずに一度に買い集めることを想定して生み出された手法である。しかし、筆者の行った以前の研究¹では、わが国のTOBにおいては必ずしもそうなっておらず、むしろ多くの場合、少数の大株主が大量の株式を買い付け者に売却する際に利用されていることが明らかにされている。これは、TOBにおいてターゲット企業の株主が持株をどの程度売却したかについての調査に基いたものである。

しかし、ターゲット企業の株主がTOBに応募し売却した株数についての情報の入手は困難である。そこで、以前の研究では主にターゲット企業の有価証券報告書の大株主データを利用した。つまり、TOB前後の決算期時点における大株主の持株数の差をTOBで売却した株数とした。しかし、この方法はTOBで売却した株数を直接観察したものではないため、必ずしも正確な売却株数とはいえない。

そこで、本研究ノートでは、有価証券報告書（および半期報告書）に基いたTOB前後の決算期における持株数の差が実際の売却株数とどの程度誤差を含んでいるかについて、按分比例買い付けの事例とその公開買付報告書に基いて調査し現時点まで明らかになったことを報告する。

2. TOB における売却株数の推測

（1） 関連資料

TOBの際にターゲット企業の大株主がどの程度持株をTOBで売却したかについての一般に入手しうる資料には主に、①臨時報告書、②有価証券報告書および半期報告書、③公開買付報告書の3つがある²。

①の臨時報告書（以下、臨報とする）は正確性が高い資料である。臨報は、（他の提出事由にくわえて）議決権の1/10を超える主要株主の変動あるいは親会社の変動について金融庁に提出しなければならない書類であり、1年間開示される。したがって、該当する株主がTOBで持株を減少させれば、この報告書によってその名と変化の前後の株数（議決権個数および比率）が明らかになる。しかし、該当しない株主についての情報はこれに記載されない。

②の有価証券報告書（以下、有報とする）および半期報告書（以下、半報とする）は、大株主欄において決算期（本決算、中間決算）の上位10位の株主の名、住所、持株数、比率を明らかにしている。したがって、基本的には半期ごとの定点観察が可能であり³、TOBの実施前後の決算期における上位10位の大株主の持株変化は明らかになる。ただし、上位10位までであるため、11位以下に低下した株主の持株変化については明らかにならない。また、既述のように、たとえTOB前後の半期ごとの持株変化が明らかになる場合

でも、その変化が必ずしも TOB に伴うものであると断言はできない。

③の公開買付報告書（以下、TOB 報告書とする）とは、公開買付期間の終了直後に買付者が応募株数、買付株数、買付後の所有割合などを記載して金融庁に提出する書類であり、5年間開示される。通常この報告書には個々の応募株主に関する情報は記載されないが、按分比例買付を行なった場合のみ、応募株主に関する重要な情報が盛り込まれる。按分比例買付とは、応募株数の一部のみを買い付けることである。買付者は、応募株数が TOB 開始時の公開買付届出書および公開買付開始公告において買付者が定めた買付予定株数を超えた場合、買付予定株数のみを買い付けることができる。つまり、超過株数については買い付けなくてもよい。この場合、すべての応募株主を平等に扱うため、買付者は、各応募株主からその応募株数について按分比率（買付予定株数／全応募株数）を掛け合わせた株数のみを買い付け、残りは応募株主に返却する。この算出過程を明らかにするため、按分比例買付が行なわれた場合の TOB 報告書では、すべての応募株主について、その応募株数、按分比率との積、実際の買付株数、返却株数などが記載される。したがって、按分比例買付が行なわれた事例については、この TOB 報告書から実際の応募株主ごとの応募株数とその買付株数を入手することができる。本研究ノートでは、これに注目する。

（2） TOB 報告書の応募株主の特定

前述のように、按分比例買付が行なわれた場合の TOB 報告書では、すべての応募株主についての応募株数、買付株数、返却株数が明らかとなる。ところが、TOB 報告書では応募株主の名前は記載されておらず、代わりに応募株主番号のみが付されている⁴。したがって、応募株主の名前を特定することができない。これを特定するために、実際の按分比例買付事例について、TOB 報告書の応募株主の応募株数と、株主名を伴う資料である臨報および有報・半報で明らかの大株主の持株変化情報と照合するという作業を行なった。

分析対象は、TOB 報告書を入手できた 1996 年 4 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日までに公開会社を対象として行なわれた TOB128 件のうち、按分比例買付が行な

われた 24 件である。つまり、この期間の公開会社を対象とした全 TOB 件数の 18.8% が按分比例買付事例である。この 24 件のターゲット企業の株主について、臨報および有報から TOB で持株の一部あるいは全部を売却したと推測される株主（売却株主）を抽出した。これに該当する株主とは、臨報については、議決権の移動発生日が TOB 期間終了日あるいは決済日の付近であり、それによって持株を減少させている株主である。また有報については、TOB 終了日を含む決算期の前後の有報および半報において持株を減少させている株主である⁵。これに該当する株主数は 131 である。

この 131 の売却株主について、まず、それぞれの減少株数の信頼性から 3 つに区分した。ここでいう信頼性とは、依拠する資料の特性および情報の多寡から、減少株数が実際の TOB での売却株数にどれだけ近いかという意味である。3 つの区分とは、(1) 臨報で減少株数が明らかになっている株主（かつ TOB 報告書でもそれと一致する買付株数が存在する株主）、(2) 有報および半報で持株を減少させている株主のうち、TOB 前後両方の決算期における持株数が明らかな株主、(3) 有報および半報で持株を減少させている株主のうち、TOB 前の決算期における持株数のみが明らかな株主である。減少株数の信頼性は (1) から順に高い。(2) の株主はさらに、その減少株数と同数の買付株数が TOB 報告書に存在する株主と、存在しない株主に分けられる。当然ながら、前者の方が信頼性は高い。この 4 つの株主数は、(1) が 10、(2) の前者が 23、後者が 30、(3) が 68 である。このうち、(1) と (2) の前者については、減少株数と同じ買付株数（株主側から見れば売却株数）が TOB 報告書に存在していることから、ともにその減少株数がそのまま TOB で実際に売却した株数と推測される。これら 2 区分の占める比率の合計は 25.0% である。これは、臨報あるいは有報・半報といった一般に入手しうる資料から得られた減少株数がそのまま実際の TOB での売却株数であったと推測される株主が全売却株主の 25% に上ることを意味する。なお、これらは図表 1 の第 1 列に示されている。

次に、残りの 2 区分についてはどうだろうか。残りの 75% の売却株主についてはやや複雑な照合が必要である。

図表1 按分比例買付TOBにおけるターゲット企業の売却株主と応募株主の特定区分

TOB前後において持株を減少させたターゲット企業株主の情報入手水準による区分	株主数および比率		TOB前株主に相当する応募株主の条件	TOB以外での売却または取得	条件に該当する応募株主が複数存在する場合の特定基準	略記号
	株主数	比率				
(1) 臨時報告書に基く減少株数と同数の買付株数である応募株主が公開買付報告書に存在する株主	10	7.6%	「買付株数 = 減少株数」を満たす応募株主	なし	-	臨
	23	17.6%	「買付株数 = 減少株数」を満たす応募株主	なし	-	A
(2) その減少株数と同数の買付株数である応募株主が公開買付報告書に存在しない株主	28	21.4%	「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ、買付株数 < 減少株数」を満たす応募株主	TOB以外でも売却	応募株数が最も多い応募株主	B
	2	1.5%	「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ、買付株数 > 減少株数」を満たす応募株主	TOBでの売却とは別に取得	応募株数が最も多い応募株主	C
(3) 有価証券報告書および半期報告書に基く持株の減少株数が明らかでない株主	52	39.7%	「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ、買付株数 ≥ 最低減少株数」を満たす応募株主	追加取得またはTOB以外での売却の可能性あり(どちらか特定できず)	応募株数が最も少ない応募株主	D
	16	12.2%	「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ、買付株数 < 最低減少株数」を満たす応募株主	TOB以外でも売却	応募株数が最も多い応募株主	E
合計	131	100.0%				

(注) 筆者作成。なお、対象となっている131の売却株主は、公開買付報告書入手できた1996年4月1日から2004年3月31日までに公開会社を対象として行われたTOB128件のうち、按分比例買付が行われた24企業の大株主のうち、臨時報告書、有価証券報告書、半期報告書からTOBが実施された決算期間内においてTOBに伴って持株を減少させたと推測される株主である。特定の手順は原則的に上から(臨→A→B→C→D→E→)を行った。ただし、TOB前の決算期における持株数(TOB前株数)と一致する応募株数をもつ応募株主が存在する場合はこれに代わらず、その売却株主と応募株主を同一と特定した。BとC(DとE)の両方に該当する応募株主が存在する場合はB(D)を優先した。また、同じ手順の中で該当する応募株主が重複する場合はTOB前株数が大きい売却株主を優先した。

まず、(2)の后者は、TOB前後両方の決算期における持株数が明らかな株主、すなわち、その間の減少株数は明らかだが、TOB報告書にはそれと一致する買付株数(売却株数)が含まれていない株主である。この売却株主に対応する応募株主をTOB報告書において特定するために、この売却株主をさらに2つに分ける必要がある。一つは、応募株数が自らのTOB前の決算期における持株数(以下、TOB前株数という)以下で、かつ買付株数が自らの減少株数より小さい(買付株数<減少株数)売却株主であり、もう一つは、応募株数がTOB前株数以下で、かつ買付株数が自らの減少株数より大きい(買付株数>減少株数)売却株主である。前者の売却株主はTOBで持株を売却し、さらにTOB実施決算期間内にTOB以外でも売却したと推測される。後者の売却株主はTOBで持株を売却する一方で、TOB実施決算期間内に同じターゲット企業の株式を取得したと推測される⁶。

ここで、この区分に該当する応募株主が複数いる場合どれを選択するかを考えなければならない。まず前者の株主は、TOB以外でも持株を売却したと推測される株主である。この場合、TOBの前と後のどちらで売却したかが問題となるが、TOBに応募して返却された株式を後に市場で売却したと考えるのが常識的であろう。これを前提とすると、TOBへの応募の時点では、TOB前株数をそのまま保有していたと推測される。したがって、該当する応募株主が複数存在する場合その売却株主に相当する応募株主は、応募株式がTOB前株数に最も近い(すなわち、最も多い)応募株主であると特定することができる。次に後者の株主は、TOBで売却する一方で同じ株を追加取得していると推測される株主である。今度は、TOBの前と後のどちらで取得したかが問題となるが、TOBに応募して売却した後で同じ株を取得することは合理的な行動とは言いがたい。むしろ、TOB前に取得し、それまでの保有株とあわせてTOBに応募したと考える方が自然であろう。換言すれば、TOBで買い付けられず返却された株数(返却株数)がTOB前の決算期における持株数(TOB後株数)となっていると推測される。これを前提とすると、該当する応募株主が複数存在する場合その売却株主に相当する応募株主は、

返却株数がTOB後株数に最も近い応募株主であり、言い換えれば、応募株数がTOB前株数に最も遠い(すなわち、最も多い)応募株主であると特定することができる。

なお、一つの売却株主について、TOBでの応募株主を特定する際に、前者の条件に該当する応募株主(図表1の略記号Bの行)と、後者に条件に該当するそれ(図表1の略記号Cの行)の両方が存在する場合が考えられる。その場合、前者の条件で特定する。つまり、前者の条件に該当する応募株主がいないとき、後者の条件で応募株主を特定するわけである⁷。ただし、TOB前株数と一致する応募株数をもつ応募株主がBには存在せずCに存在する場合、その応募株主をCの売却株主として優先して特定する。

次に、(3)の有報および半報で持株を減少させている株主のうち、TOB前の決算期における持株数のみが明らかな株主についてはどのように応募株主を特定できるだろうか。この売却株主は、TOB後の決算期における持株数が分からないため、減少株数を特定できない。しかし、その持株数はTOB後の決算期における最終順位の大株主(通常は第10位株主)の持株数より少ないことは確かである。したがって、この売却株主のTOB後決算期における最大値としての株数は、TOB後決算期の最終順位株主の持株数より1株(または1単元株)少ない株数である。これをTOB後最大株数と呼ぶことにする。また、TOB前株数からTOB後最大株数を控除した株数を最低減少株数と呼ぶことにする。

ここで、この売却株主に対応する応募株主を特定するために、この売却株主を2つに区分する必要がある。一つは、応募株数が自らのTOB前株数以下で、かつ買付株数が最低減少株数以上の応募株主(「応募株数 \leq TOB前株数、かつ、買付株数 \geq 最低減少株数」を満たす応募株主)がTOB報告書に存在する売却株主である。もう一つは、応募株数が自らのTOB前株数以下で、かつ買付株数が最低減少株数より少ない応募株主(「応募株数 \leq TOB前株数、かつ、買付株数<最低減少株数」を満たす応募株主)がTOB報告書に存在する売却株主である。「応募株数 \leq TOB前株数」という条件が両者に付けられている理由は、どちらも

TOB 後株数が明らかではないため、追加取得を想定できないことによる。

前者に該当する応募株主は、その売却株主の最低減少株数が買付株数以下となる応募株主である。したがって、該当する買付株数が TOB での実際の売却株数である可能性が高い。ただし、TOB 後株数が明らかではないため、TOB 以外での売却や同じ株式の追加取得を行っている可能性もある。なお、この条件に該当する応募株主が複数存在する場合の特定基準は、保守的な理由から応募株数が最も少ない応募株主とした。

後者に該当する応募株主は、その売却株主の最低減少株数が買付株数より多い応募株主である。したがって、この売却株主(応募株主)は、TOB での売却のほかに、TOB 以外での売却も行っていると推測される。ただし、前述のように、売却は TOB の後に行われたと推測されるので、TOB での売却は該当する応募株主のうち最も応募株数が多い応募株主が実際に相当する応募株主として特定されるべきであると考えられる。以上は図表1の第3列から第5列に整理して示されている。

図表2 按比例買付 TOB 事例におけるターゲット企業の売却株主の売却株数誤差比率の記述統計量および度数分布

	B	B (持株会除く)	C	D	E	B,C,D,E 合計	B,C,D,E 合計 (持株会除く)							
N	28	21	2	52	16	98	91							
平均	3.37	0.38	-0.06	-0.19	1.97	1.19	0.33							
中央値	0.13	0.13	-0.06	-0.12	0.57	-0.02	-0.02							
最大値	71.50	4.20	-0.00	0.00	12.07	71.50	12.07							
最小値	0.00	0.00	-0.11	-1.00	0.03	-1.00	-1.00							
標準偏差	13.50	0.90	0.08	0.20	3.79	7.45	1.80							
分散	182.27	0.80	0.01	0.04	14.40	55.51	3.24							
変動係数	4.00	2.37	-1.32	-1.07	1.93	6.28	5.52							
度数分布														
階級	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)	度数	相対度数 (%)
1.00 ~	4	14.3%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	6	37.5%	10	10.2%	7	7.7%
0.80 ~ 1.00	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
0.60 ~ 0.80	1	3.6%	1	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	2	2.0%	2	2.2%
0.40 ~ 0.60	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	12.5%	2	2.0%	2	2.2%
0.20 ~ 0.40	8	28.6%	8	38.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.3%	9	9.2%	9	9.9%
0.00 ~ 0.20	15	53.6%	11	52.4%	0	0.0%	0	0.0%	6	37.5%	12	12.2%	8	8.8%
0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	1	1.0%	1	1.1%
-0.20 ~ 0.00	0	0.0%	0	0.0%	2	100.0%	36	69.2%	0	0.0%	47	48.0%	47	51.6%
-0.40 ~ -0.20	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	17.3%	0	0.0%	9	9.2%	9	9.9%
-0.60 ~ -0.40	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.8%	0	0.0%	3	3.1%	3	3.3%
-0.80 ~ -0.60	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.8%	0	0.0%	2	2.0%	2	2.2%
-1.00 ~ -0.80	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	1	1.0%	1	1.1%
~-1.00	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	28	100.0%	21	100.0%	2	100.0%	52	100.0%	16	100.0%	98	100.0%	91	100.0%

(注) 図表1に同じ。

なお、一つの売却株主について、前者の条件に該当する応募株主(図表1の略記号Dの行)と、後者に条件に該当するそれ(図表1の略記号Eの行)の両方が存在する場合が考えられる。ここでも先と同様に、まず前者の条件で特定し、それに該当する応募株主がないとき、後者の条件で応募株主を特定する。ただし、TOB 前株数と一致する応募株数をもつ応募株主がDには存在せずEに存在する場合、その応募株主

をEの売却株主として優先して特定する。

また、ある応募株主が複数の減少株主から重複して特定された場合、図表1の上にある売却株主が優先される。換言すれば、特定作業は図表1の上にある売却株主から順に行われる。同じ略記号の売却株数については、減少株数あるいは最低減少株数が大きいほうが優先される。ただし、DおよびEについてTOB 前株数と一致する応募株数となる応募株主が存在する場

合、たとえそれがBおよびCの売却株主の条件に該当しても、その応募株主をDおよびEの売却株主に相当するものとして優先して特定する。

3. 減少株数とTOBでの売却株数の差

以上の分類に基いてそれぞれの区分に含まれる売却株主の減少株数と、それに相当すると特定された応募株主の買付株数（すなわち売却株数）とどれくらい差が生じているかについてみていこう。

図表2は、2.で行った区分のうち、臨報および有報・半報に基く減少株数に一致する応募株数が存在しない売却株主の区分(図表1の第6列の「略記号」のB、C、D、E)について、減少株数に対する売却株数（買付株数）の誤差比率（売却株数誤差比率＝（売却株主の減少株数－特定された応募株主の買付株数）／特定された応募株主の買付株数）の記述統計結果を示したものである。

これによると、まずB（減少株数が明らかで「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ買付株数 < 減少株数」を満たす応募株主が特定された売却株主のグループ）については、平均が3.37で中央値が0.13である。これについては分散も大きく、変動係数の絶対値も他の区分よりも大きいので、ばらつきが大きい。最大値をみても分かるように、このばらつきは外れ値と思われる少数の非常に大きな数値が影響していると考えられる。ここで、売却株主のうち「持株会」を除いたものを挙げてみると⁹、中央値は変わらないが、平均は0.38と大幅に小さくなる。したがって、この区分の代表値を中央値と考えると0.13が減少株数と実際の買付株数（売却株数）の誤差とみなすことができる。

次に、C（減少株数が明らかで「応募株数 ≥ TOB前株数、かつ買付株数 > 減少株数」を満たす応募株主が特定された売却株主のグループ）については、平均と中央値がともに－0.06でかなり近い値であり、個数が非常に少ない点が問題だが、分散も小さく変動係数の絶対値も2番目に小さい。

D（減少株数が不明で「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ買付株数 ≥ 最低減少株数」を満たす応募株主が特定されたグループ）については、平均が－0.19で中央

値が－0.12である。個数が最も多いとともに、変動係数の絶対値が最も小さく他のどのグループよりもばらつきは小さい。

E（減少株数が不明で「応募株数 ≤ TOB前株数、かつ買付株数 < 最低減少株数」を満たす応募株主が特定されたグループ）については、平均が1.97で中央値が0.57であり、分散も変動係数も大きくばらつきも大きい。最後にB、C、D、Eの合計を見ると、平均が1.19で中央値が－0.02となっている。

より詳細には平均の信頼区間などを推定する必要があるが、これらを概観すると、E以外では、代表値の絶対値の範囲は0.2以下に納まっているようである。

また、度数分布を見てみると、絶対値で20%未満に該当する件数の比率は、Bが53.6%（持株会を除くと52.4%）、Cは100.0%、Dは71.1%、Eは37.5%で、これらの合計では61.2%（持株会を除くと61.5%）である。40%未満まで広げると、Bが82.2%（持株会を除くと90.5%）、Cは100.0%、Dは88.5%、Eは43.8%で、これらの合計では79.6%（持株会を除くと81.3%）である。したがって、E以外は誤差40%の範囲にはほぼ8割の売却株主が納まっているといえる。

4. おわりに

本研究ノートは、一般に入手しうる臨報や有報および半報に基いたターゲット企業の売却株主ごとの減少株数と実際のTOBでの売却株数にはどの程度差があるかについて、案分比例買付を行った場合のTOB報告書の情報を利用して調査した。その結果、まず一般資料から算出した減少株数と実際の売却株数が一致するものは約25%を占めていることが明らかとなった。次に、一致しないものについては、記述統計から判断すると、もっとも精度の低いものを除くと誤差40%の範囲に8割の売却株主が含まれるということが明らかとなった。まだ研究途上であり、これから統計的な検定作業を行うとともに、売却株主の属性による差異などを行う予定である。

¹ 拙稿「我が国のTOBの特徴 ―経営者規律の視点から―」『経営学研究論集』明治大学大学院経営学研究科、第7号、1997年9月、11－28頁、同「株

式公開買付 (TOB) の仕組みと機能」村松司叙編著『M&A 21世紀 第1巻 企業評価の理論と技法』中央経済社、2001年、第2章、43 - 80頁。

- ² このほかに大量保有報告書があるが、ここでは採り上げない。
- ³ ただし、中間配当を行わない場合は株主を確定する必要がないため中間期末における株主状況は明らかにならない。
- ⁴ 応募株主番号の付け方は様々だが、これまでの事例を見ると、応募株数の多い順、あるいは少ない順に並べられているものが主である。ただし、そうでないものや応募株主番号それ自体を付さないものもある。
- ⁵ ただし、この前後の有報および半報において持株が減少していても、それがTOBとは無関係の理由による場合は除外した。
- ⁶ ここで、両者の後段の不等号にイコールが含まれていない理由は、減少株数と一致する応募株数の応募株主が存在しないという定義による。
- ⁷ これは、TOBでの売却以外の売却株主の売買行動として、売却（おそらくは返却株数をTOB後に市場などで売却）するという行動の方が、追加取得（おそらくはTOB前に市場などから取得）するという行動より合理的と考えられるからである。
- ⁸ この点はBおよびCの応募株主の特定条件においても同様である。
- ⁹ 98の売却株主のうち持株会は7であり、いずれもBに属している。持株会（とくに従業員持株会）は、従業員個人の対象企業株式の売買がそのまま反映される場合がある。その場合、従業員個人の市場への売却によってその持株会が売却株主となる可能性がある。したがって、持株会の減少株数はTOB以外での売却である可能性が比較的高いと思われる。

訂 正

本誌 22 卷 1 号所掲の坂田仁「人間科学の源泉を求めて」中 7 頁左 1 ないし 2 行を下記のように訂正する。アンダーラインが訂正部分。

(誤) 文献 21 及び文献 22. 特に、文献 22、第 1 卷、
v-xii 頁. 文献 21 はその標題にも関らず、扱って

(正) 文献 20 及び文献 21. 特に、文献 21、第 1 卷、
v-xii 頁. 文献 20 はその標題にも関らず、扱って

執筆者一覧 (掲載順)

佐藤 公俊	常磐大学人間科学部	専任講師
石川 勝博	常磐大学人間科学部	専任講師
井上 徹	常磐大学人間科学部	助教授
長谷川 幸一	常磐大学人間科学部	教授
文堂 弘之	常磐大学人間科学部	専任講師

編集委員

宮本 聡介	Kieran G. Mundy	水嶋 陽子
佐藤 公俊	石川 勝博	真部多真記
馬場久美子		

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第22巻 第2号

2005年3月25日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 佐藤 守弘 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 株式会社 あけほの印刷社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.22, No.2

March,2005

CONTENTS

Articles

- A Study of the Administrative Ordinance in Japan: 1926-1999 ... K. Satoh 1
 The Educational Effects of Digital Terrestrial Television Broadcasting
 M. Ishikawa 11
 The Semantics of *Look/Sound like*-constructions T. Inoue 25

Research Notes

- An Attempt to Construct an Institutional Theory of the Human Sciences
 K. Hasegawa 35
 The Differences of the Stock Amounts Sold by the Shareholders of the
 Tender Offer Targets H. Bundo 53

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan